

平泉文化研究年報

第 1 1 号

平成 2 3 年 3 月

岩手県教育委員会

序

岩手県では、中尊寺金色堂に代表される平泉の文化遺産を総合的に調査研究し、その成果を広く公開し活用していくため、研究機関の整備を検討しています。

そのための条件整備として、平泉遺跡群の中核遺跡である国指定史跡「柳之御所遺跡」の発掘調査を進めるとともに、「平泉文化研究機関整備推進事業」として、平泉文化研究に必要な人材の発掘と育成、研究者相互の連携や多角的・学際的な研究の推進を図るための共同研究など、研究基盤の整備と拡充に取り組んでいます。また、世界遺産登録を目指す「平泉の文化遺産」について、「平泉文化フォーラム」などの機会を通して、県民の学習と理解の場を提供するよう努めているところです。

岩手県教育委員会は平泉文化研究体制整備の観点から、柳之御所遺跡を含めた平泉遺跡群の調査、および研究の拠点として「平泉遺跡群調査事務所」を開設するとともに、「平泉文化フォーラム」を共同で開催するいわて高等教育コンソーシアム（岩手大学・岩手県立大学・岩手医科大学・富士大学・盛岡大学）と、平泉文化の総合的研究体制について協議を進め、共同研究を行っています。

この「平泉文化研究年報」は、毎年度の平泉文化共同研究の成果をまとめたものです。多くの研究者の方々よりご意見ご指導を頂戴し、本年報が平泉文化研究の中核的な研究誌となるよう努めて参りたいと考えております。

最後に、共同研究に参画された諸先生方をはじめとする関係機関各位のご協力に厚く感謝申し上げます。

平成23年3月

岩手県教育委員会
教育長 法 貴 敬

例 言

1. 本書は、岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課と、いわて高等教育コンソーシアムが行っている、平成22年度「平泉文化研究機関整備推進事業」の成果のひとつとして発刊するものである。
2. 本書には、いわて高等教育コンソーシアムと共同で開催した、第11回平泉文化フォーラムでの第11回基調講演とともに、平成22年度平泉文化共同研究者による共同研究成果を掲載している。
3. 本書に収録した第11回平泉文化フォーラムの基調講演、平成22年度平泉文化共同研究者は以下のとおりである

【基調講演】

田 辺 征 夫 (独立行政法人国立文化財機構理事 奈良文化財研究所所長)

【平成22年度平泉文化共同研究者】

松 本 秀 明・熊 谷 真 樹 (東北学院大学)

岡 陽一郎 (兵庫大学)

藪 敏 裕・劉 海 宇 (岩手大学)

吉 田 歆 (山形県立米沢女子短期大学)

中 村 和 之 (国立函館工業高等専門学校)

菅 野 文 夫 (岩手大学)

4. 本書の編集は、岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課が行った。

目次

序

【基調講演】

「遺跡を活かし、今に伝える ―平城宮の復原整備と柳之御所遺跡―」

田辺 征夫 (国立文化財機構理事 奈良文化財研究所 所長) … 1

【研究報告】

報告1 平泉とその周辺地域の河成地形形成についての自然地理学的研究 I

―白鳥館西側地形面および長者ヶ原廃寺跡遺跡付近を通る旧河道地形―

松本 秀明・熊谷 真樹 (東北学院大学) …… 19

報告2 中世都市平泉関連資料の再検討・再調査

岡 陽一郎 (兵庫大学) …… 27

報告3 古代中国と平泉庭園

藪 敏裕・劉 海宇 (岩手大学) …… 41

報告4 東アジアにおける都市造営と平泉の比較研究

吉田 歆 (山形県立米沢女子短期大学) …… 53

報告5 中尊寺に残されたガラス玉の非破壊的分析と考察

中村 和之 (国立函館工業高等専門学校) …… 67

報告6 藤原高衡と本吉荘 ―平泉と東国の一断面―

菅野 文夫 (岩手大学) …… 79

第11回平泉文化フォーラム実施報告 …… 85

基調講演

「遺跡を活かし、今に伝える—平城宮の復原整備と柳之御所遺跡—」

(独) 国立文化財機構理事 奈良文化財研究所所長

田辺 征夫

1. はじめに

みなさんこんにちは。ただいまご紹介いただきました田辺征夫と申します。このたびは平泉文化フォーラムにお招きいただきましてありがとうございます。平泉遺跡群を中心とした、資産の世界遺産登録を目指しておられる段階で、私の報告が少しでも手助けになればという思いでございます。

私は奈良・平城宮跡の発掘を長年やっております。ようやく成果が形になって出てきたところでございますが、平城宮跡がどのように研究・調査し保存されてきたか、そして今日までどういう経過を経てたどり着いたのか、といったお話を中心にいたします。お手元に少し簡単にまとめたパンフレットの写しをお渡ししてございますが、話はパワーポイントで進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。



本題に入る前に、私は先ほどご紹介いただいたように、いろいろなところでいろいろな仕事をして、研究職としては珍しく、事務官なみに移動を繰り返してきたのですが、そういう中で、遺跡を守り伝えることが本当に難しいと思った事例を二つほど挙げてみます。

ひとつは、平城京の発掘で大変有名な出来事ですが、710年(和銅3年)に平城京に遷都して最初の頃の左大臣、今日で言えば総理大臣にあたる「長屋王」という貴族がいて、この人の邸宅跡が今から20年ほど前に見つかったのです。この人の屋敷地は、現在の面積にすると6万㎡(現在の坪数で4500坪)ぐらいの敷地であることが発掘の結果わかりました。発掘した当初は、もう大変大きな屋敷地だということは柱穴などからわかるのですが、誰の邸宅かは特定できないのです。特定できないうちに中心部分の開発が始まってしまい、並行して周辺を掘っていたら大量の木簡が出てきたのです。その木簡の文字から、屋敷地が長屋王の邸宅であるということがわかったのです。ところが、もうすでに中心部分の1万㎡が、建物工事のために壊されているという状態だった。結果的にこの遺跡は保存できなかった。これは私自身関わった遺跡としては一番心残りの遺跡でございます。ただここを開発した某デパートの敷地が4万㎡あって、デパートの本体は1万㎡で、そこは壊れたんですけども、あとの3万㎡は駐車場になって地下に残っているのです。私は、「リベンジをしたい」と言っていて、実はデパートの建設から10年ぐらい経って、そのデパートの経営が傾いて潰れたのですね。当時は、「長屋王の祟りだろう」と言って、盛んに巷では喧伝されたのです。そのときに指定ができないかと。残念ながら成功しませんでした。次に経営を引受けられたのもデパートなんですが、こちらは祟りがなく健全にやっていますね。ですから、なかなかチャンスが来ないかもしれません。これが心残りですね。

ここから4万点近くの木簡が出まして、「日本の古代史を、この木簡によってかなり大きく書き換えることになるだろう」と言われたぐらいのものなのです。そういう遺跡が残らなかった。当時、本にも書いたこともあるのですが、「長屋王邸宅跡ほどのものでも残せないのだから、ましてやそれ以外の遺跡が残るな

んてことはあり得ないだろう」ということで、「お前らは何をしてるのだ」みたいな批判を受けた覚えがあります。いまだに大変忸怩たる思いです。

もう一つは、これもまさかこういうことに関わるとは思っていなかったのですが、文化庁や東京国立博物館を経験して、奈良文化財研究所に戻ったら、すぐにこの問題に直面することになったのです。

その問題とは、キトラ古墳の壁画保存のことなのですが、考古学者は大変浅ましい(?)ですから、文化庁は「キトラ古墳は発掘するな」、「手をつけるな」と言っていたのですけれども、地元で古墳が見つかったときに、小さな隙間からファイバースコープだったと思いますが、某テレビ局の協力を得て突っ込み、ぼやっと壁画が見えた。ご記憶の方もいると思います。そこでやめておけばいいんですけども、少し見るともう少し鮮明に見たいと思って、ちょっとまた穴を大きく開けまして少し大きなカメラを入れる。そうすると、かなり鮮明に浮かんできた。そうすると正面しか見えないのを「脇も見てみたい、手前も見てみたい」。

最初に見えたのが、一番奥の北の守り神の玄武で、次に横の青龍と白虎が見えた。「手前に朱雀があるだろうか、朱雀を見るためにはもっとカメラを手前に回さないといけないから、もうちょっと穴を大きくして入れないといけない」とか、だんだん、だんだんエスカレートしていきまして、最後に壁面の詳細がわかり、ずいぶん危険でこのままだと壊れるぞ、となるわけです。これが本当に壊れるのかどうかを確認するためには、やっぱり中へ入らないといけない。とうとう最終的には、キトラ古墳の中に入ることになった。

その時に、文化庁検討委員会のワーキンググループの座長などという役目を仰せつかりまして、最後の決断をしたのです。これは、壁面をはぎ取らないと保存ができないと。ずいぶんいろいろ賛成もありましたし、批判も受けました。壁面をはぎ取るという乱暴な結論が、あまり乱暴でなくなったのは、その直後に高松塚を解体してしまうという出来事が起こりましたので、解体に比べれば大したことはないという雰囲気になってしまったわけです。高松塚、キトラ問題、今でもまだ議論があると思うのですが、この解体とか、はぎ取りという行為が正しかったのかどうか。つまり、文化財の保存として正しかったのかどうかは、ずっと議論されると思います。私は、その段階での判断としては間違っていなかったと思っています。長屋王邸宅の保存問題とキトラ・高松塚古墳壁画問題、この二つの問題を経験したことによって、本当に遺跡を守り伝えることの難しさというのを痛感した次第です。

そういうことを含めて、この平城宮跡のことを思いますと、昨年(2010年)、遷都1300年ということで大変盛り上がり、来客者数も予想以上の360万人にもなりました。奈良県下挙げて大成功、大成功と言って喜んでいるわけですが、そこに至るまでの過程に、やはり大変な歴史があるのだということを、我々はしっかりと肝に命じておかなければならないのではないかと考えております。今日は、少しそういう話をしてから、平城宮跡の発掘成果をかいつまんでお話しし、最後にその成果に基づいて復原されている大極殿が、完成するに至る流れをご覧いただきたいと思います。

2. 平城京研究は150年、平城宮跡の保存は100年の歴史がある

平城京の研究というのは、150年の歴史があります。その平城京の中心になるのが平城宮という宮殿ですけれども、宮殿の保存には100年の歴史がある。ここを最初にお話したいと思います。ちょっと用語に注意していただきたいのですが、「平城京」というのは街全体のことで、平城京の街の中心に天皇の住まいや役所が入っている「平城宮」というのがあります。これは宮殿のことです。よく混同されるのでご注意ください。平城京は、ご承知のように710年、飛鳥の藤原京から遷都してできた都ですが、784年に京都の長岡京に移ります。10年後、長岡京から都は京都の平安京に移り、明治に至るまでの間、一応建前上

は1000年の都であったということになるわけです。

この平城京は、都が長岡京に移ってからどうなったかという、これははっきりとしておまして、その100年ぐらいあとの記録類にも出てきますが、水田になります。完全に土の下に埋もれてしまうのです。これは日本の古代の都の特色ですが、政治的に作られた都ですから、政治の拠点が移ると衰退し、元の都は跡形もなくなる。そういうのが典型的に表れた土地です。1000年間、土の中に埋もれている間に、ここに奈良の都があったということぐらいはずっと伝承されているのですが、詳しくそれがどういうところで、どういう形であったかはわからなかった。その研究を始めたのが幕末です。ちょうど江戸時代は国学という、天皇を中心とした古代の歴史を研究する学風が大変盛んになってくる。おそらく幕末の外国からの圧迫なんかもあって、そういうことに対する国家のまとまりを求める、明治維新につながるようなナショナリズム的な運動の中における学問でしょうけれども、そういう中から、幕末に天皇陵を精査する研究や、天皇関連の史跡を調べる研究とかが盛んになってくる。そういった流れで、古代の都である平城京を一生懸命調べる人が出てきたのです。

きたうらさだまさ
北浦定政という奈良の奉行所にいた人ですが、奈良の藩ではなく伊勢の藤堂藩の役人です。藤堂藩の領地が奈良とか京都にかなりあったことから、管理する奉行所が奈良に置かれ、そこに勤める役人だった。その人が仕事の合間を見て、そういう研究をされた。特に非常に実証的な本居宣長の学風を受け継いでいたものですから、自分で測量車を作って田んぼを測るということをやったのです。この人が偉いのは、奈良の田んぼの形に古代の平城京の形が残っているということに気がついたことです。それから丹念に、いろいろな文献、あるいは土地の字名や伝承などを調べて、この平城京を復原することになります。これは『平城宮大内裏跡坪割之図』で、出版されたのは1852年（嘉永2年）、ペリー来航の1年前です（図1）。ここから平城京の研究が始まった。平城京研究150年の原点はこの人になるということです。



彼の研究は、明治以降さらに近代的な学問として引き継がれまして、明治後半になりますと、せきのただし関野貞という東京帝国大学の建築の先生ですが、彼に引き継がれます。彼は、奈良に残っている古代の建物を調査・

研究し、修理するために赴任してきている。その合間を見て、この北浦定政さんの研究を発展させるべく、この平城宮の研究をされる。この人は平城宮跡の中にある、「大黒の芝」という字名のある土壇に気が付いて、これが「大極殿」という平城宮の最も中心建物の言葉がなまって字名に残ったのだと気がつきます。それを手がかりにして、また京都の平安宮には絵図面が残っていますので、それを参考にしながら、平城宮の宮殿の中の様子を復原していくということを行ったのです。これによって、ずいぶん平城京の研究が進むということになる。この先生の偉いのは、自分の研究成果を自分のものとして私物化しなかったことです。新聞紙上に発表したり、あるいは講演会をやったりして、こういうことがわかったということを一一般の人に知らせた。

ちょうど同じ頃、そういうナショナリズムの影響を受けた一般の市民の中に、植木職人をしてい^たる^たな^だ 棚田^{たなだ} 嘉十郎^{かじゅうろう}さんという人がいまして、この人がその前から古代の奈良の都跡が大事だということに気がついて、しかも北浦定政さんのお宅と近く、その息子さんとも親しかったことから、北浦さんが作った地図を自分で私的に印刷屋に頼んでコピーをして、それを奈良に来る観光客に配ったりしていたのです。ところが「その大極殿とかはどこにあるの？」って聞かれても答えられなかった。ちょうどそういった頃に、この関野先生の発表があったりして、それに触れたものですからますます感激して、このときから平城宮跡の保存運動に狂奔することになります。棚田嘉十郎という人が、保存運動に走り始めたときから数えますと、ちょうど100年経つのですね。ですから、研究が始まって150年、保存運動が始まって100年という長い歴史の中で平城宮跡というものがあるということです。最初、棚田さんは数人の仲間と保存のための運動をしたらしいんですけども、なかなか動かない。それで東京へ行って、徳川頼倫^{とくがわらいりん}さんという徳川家の子孫の方や、政治家にも働きかけたりして、ようやく運動が実るということになるわけです。1922年（大正11年）、史蹟名勝天然記念物保存法が初めて施行された時に、棚田さんたちの努力が実って、中枢部が史蹟に指定されるということになります。岩手県の胆沢城もこの時に指定されています。

北浦定政からおおよそ50年後の1907年（明治40年）に、関野貞が作った平城京の条坊図が図2です。北浦さんは単線で書いていますけれども、関野さんの場合、朱雀大路をかなり太く書いている。つまり、道路幅を入れ始めているということになります。北浦さんのときには四角い平城京だったのですが、張り出し

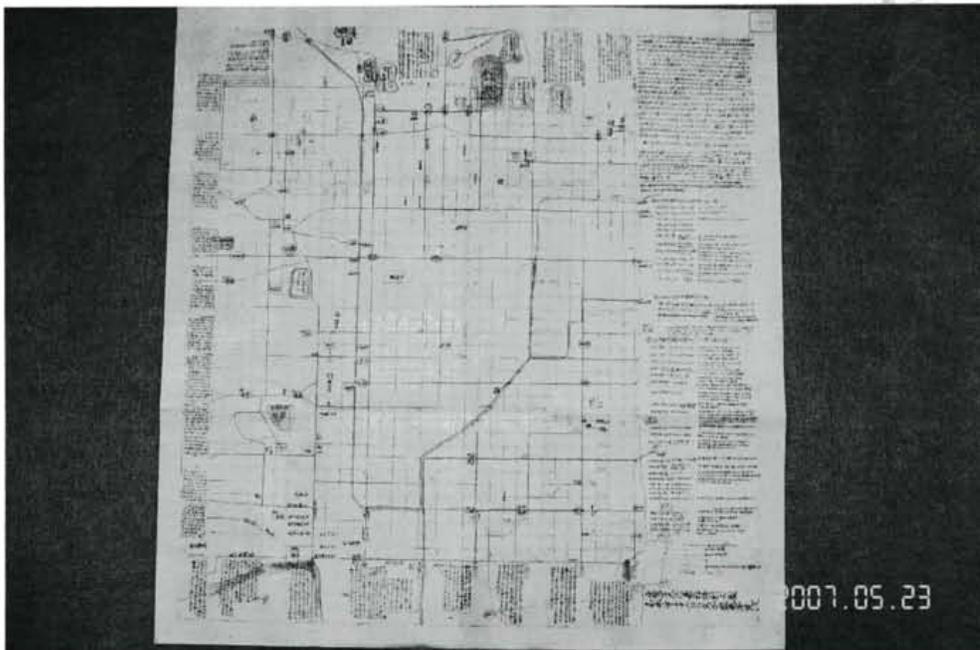


図1 北浦定政図

北浦定政の『平城宮大内裏跡坪割之図』1862年で、根拠となった文献資料等のデータを周辺に書き込んであります

た部分、つまり外京を見つけたというのが関野さんということになります。北浦さんの図には平城宮の中は何も書いておりませんが、関野さんの図には平城宮の中の宮殿の図が描かれています。大黒の芝という字名から見つけた大極殿であろうと考えられる土壇を中心に、宮殿の中を想定して図面に入れたということです。現在では、関野さんの見つけた大極殿は後期の大極殿ということになります。

北浦さんや関野さんが作った平城京の図面をさらに発展させたのは、戦後の1960年代です。この時代になりますと航空写真により、精細な地図が作られるようになり、平城京一帯の千分の一の地図が作られます。これをもとに、古代史で有名な岸俊男先生という方がおられて、その先生が中心となって、同じような作業をおこなった。非常に精細な平城京の姿が浮かび上がりました（図3）。



図2 関野貞図

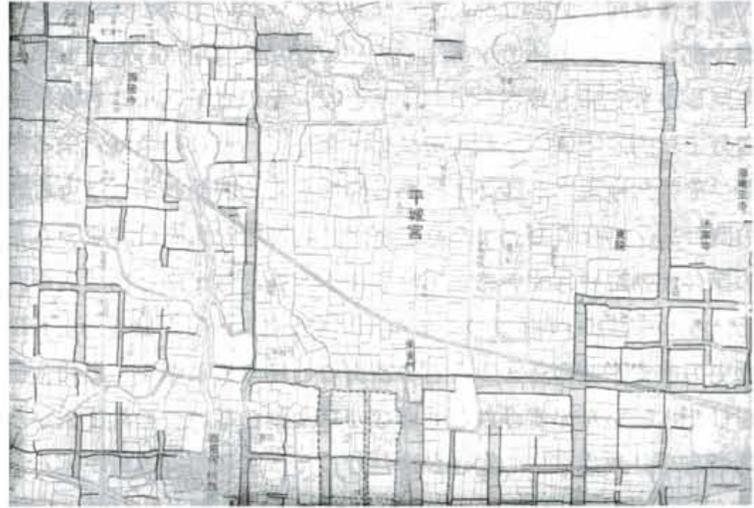


図3 遺存地割り図の平城宮周辺

3. 平城京の立地と形

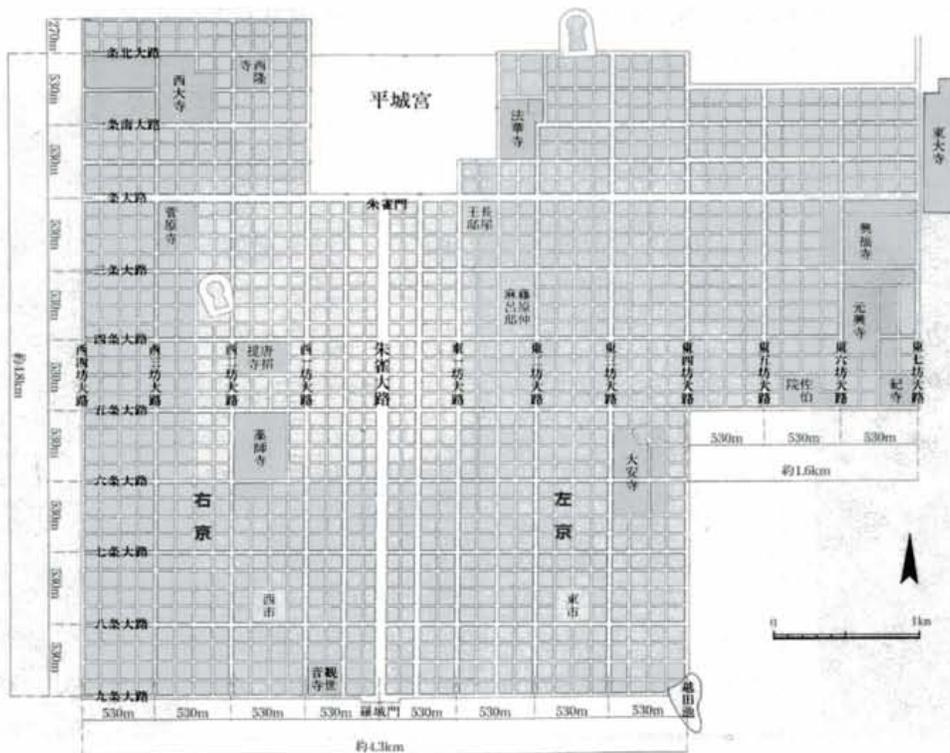


図4 現在の平城京条坊図



図5 平城京現状写真 (今の奈良市)

図4と5から、平城京は奈良盆地の北端にあって、地形的には最高所に中枢部が配置されているということがわかります。それから、北と東と西の三方は山に囲まれ、地形は南に開けて立地しています。また、大変整然とした碁盤目の都市計画をしているということもわかります。その後の調査の結果から、この形は唐の長安城に倣っているということが大変よくわかってまいりました。奈良文化財研究所の副所長をしております井上和人が、たまたま平城京を横にしましたら、ぴったり長安城の4分の1のサイズということに気が付きました。その前の藤原京の形とも、鮮明に異なっているということがわかります(以下図6参照)。

そして平城京は正方形ではなく、関野が想定した東に張り出した外京があるということもわかってまいりました。平城京の全体の面積も30%くらいをお寺が占めているということや、当時住んでいた人は位に応じて宅地が与えられていたということがわかっております。勝手に売買をして、土地を手に入れていたということではないということです。現在、この平城京はこれまでの成果をもとに図4のような形で表現をしております。いろいろなところで使われている今の平城京の図は、これがもとになっているということです。

全体の形は、やや縦に長い長方形で大路、小路という道路が碁盤目に通っています。大路と大路の間の幅は530mくらい、真ん中の朱雀大路の幅は非常に広く、発掘の結果73~74mくらいあるということがわかっております。都の北端に宮殿があり、これが唐の長安城の形とよく似ているということがわかります。寺々は条坊の中にぴったりと納まっているということがわかりますが、東大寺はあまりにも大きすぎて都の外に作っています。朱雀大路を中心に東側を左京、西側を右京と呼びます。これらをもとに作られた千分の一の模型が、奈良市役所のロビーに飾られております。

平安京のあと、長岡京、平安京と都が移りますが、基本的なスタイルは踏襲され、平城京をもって古代の都の形ができあがるということです。羅城門は佐保川の川沿いに礎石が残っているということから、正しい場所はわかっています。ともかく150年の研究の中で、平城京の形がここまでわかってきたということです。

ただ、発掘の面からいいますと、全体の2~3%しか発掘していないということですから、大半は地形図等々から起こしているということです。ただし、道路にあたるところにつきましては、随所で発掘調査を行っていますので、復原の姿がおおむね証明されていると考えていただいても結構です。

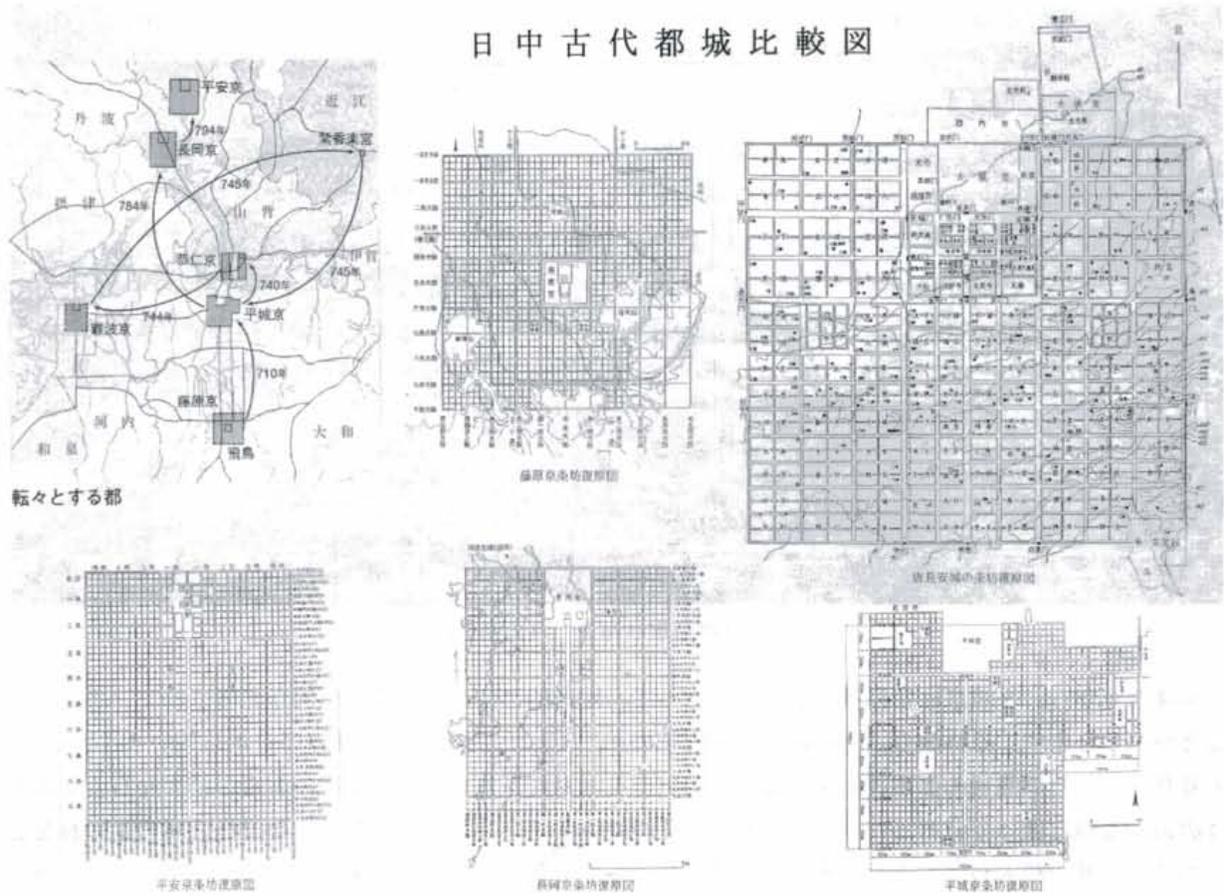


図6 日中古代都城比較図

4. 平城宮跡の発掘調査と全域保存、整備復原から世界遺産登録まで

それでは、平城京の中心である平城宮は一体どのようなものであったかということになりますが、まず保存の経緯を見てみましょう。

関野貞の研究に触発されて、棚田嘉十郎が保存運動を始めた、そして中枢部分の大黒の芝というところが保存され、買収されて寄贈されるということになります。棚田嘉十郎さんは募金をされて、その中心部分を買取り、史蹟名勝天然記念物法が制定される前にそれを全て国に寄贈するというをしました。



そうして始まった平城宮跡の保存ですが、戦後劇的な変化が起こるようになります。

奈良は幸いにも空襲に遭わなかったのですが、敗戦の直後に進駐軍が入ってまいります。平城宮跡の北側に、現在の航空自衛隊奈良基地（幹部候補生学校）のところになりますけれども、そこに米軍基地を設けることになり、軍用道路も作ることになりました。それまでは田んぼのあぜ道のような道路しかなかったところに、軍用道路を通さなければならないということで、そのあぜ道を拡幅しようということになります。

やがて道の下から、柱や瓦などがたくさん出始めま

して、本格的な調査にかかるということになります。その時の調査から奈良文化財研究所が関わり始めます。

その調査を経て、1キロ四方の宮殿は間違いなさそうだということになってきます。宮殿跡の内部に近鉄奈良線が通っているのですが、その場所に操車場を作ろうという話が出てきました。そこは、宮殿内部であるにも関わらず、遺跡・遺構がまだはっきりしていない、あるいは、国にお金がない等の理由で、文化庁の前身である当時の文化財保護委員会が開発を許可したのですね。

ところが、学者、マスコミ、市民の間から「それは宮殿の中でおかしいじゃないか」、「何で許可するんだ」といった反対運動が起こります。それが、次第に大きな運動になりまして、結局、鉄道会社の方から「操車場は作りません、外へ出ます」との意思表示があり、最終的にそこを指定して買収しようということになります。当時の新聞記事を読みますと、ひんばんに「国が金を出すのか、出さないのか」とか「県もお金を負担しろ」といったやりとりの記事が出てくるのです。

そのあとに、今度は国道24号線のバイパスを、遺跡を避けて東隣に作りましょうということになります。念のために遺跡の東側を発掘して確認しようということになって調査したところ、平城宮は四角ではなく、東に張り出す（東院）ということがわかってまいります。この時も大きな保存運動が起こることになり、当時の建設省が道路を作る場所を替えましょうということになって、大きく変更されます。こういう大きな歴史的出来事を経て、市民運動によって平城宮跡全体が保存されるということになってまいります。

我々奈良文化財研究所が50年間にわたり発掘を続けてきているわけですが、平城宮跡全域の面積約130haのうちの約30%が終了しています。

発掘成果がある程度まとまった段階で全域が保存され、その後どうするのだということで、1978年（昭和53年）、文化庁が遺跡博物館構想というものを打ち出します。この構想の骨格は、発掘成果に基づいて、古代国家成立期の都の様子が体感できるような遺跡整備をし、研究の拠点としましょうといった柱を立て、整備に入っていくことになります。そのなかで、実際の大きさの建物を4カ所復原しようということが出てまいります。その計画に基づいて、現在までに一つ一つ復原してきました。

実物大復原に選ばれたのが、宮内省と推定されている場所、正面の朱雀門、東院庭園、そして最後に、昨年完成しました最も中枢の建物である大極殿、それも最初の第一次大極殿を復原しようということになって、少しずつ計画が進んでいくことになります。平城宮の発掘で最も大きな発見として、東院の発見、それと大極殿が二回建て替えられていること、そして、最大の発見と言われるのは木簡です。古代は『古事記』、『日本書紀』、『万葉集』、そして『正倉院文書』など、文字で表された資料が極めて少ないので、古代史の研究者たちは、この限られた資料を舐めるように研究しています。

しかし、木簡は平城宮で初めて見つかった以来、増え続けていく資料です。最初は、数十点見つかっただけだったのですが、現在、東北地方を含めて見つかった木簡の点数は、30数万点と聞いております。私どもの奈良文化財研究所が保管しているものだけでも、20万点ぐらひはあります。しかも木簡というのは、当時やりとりしたナマの資料なんですね。それが数十万点となり、現在でも増え続けている。平泉もそうでしょうが、発掘すればするほど出てくる。ですから、古代史研究に大きな光明を与えた資料です。

現在、平城宮跡は特別史跡であります。1998年（平成10年）には『古都奈良の文化財』という世界遺産に認定されました。そして、一昨年、国土交通省管轄の国営公園にもなりまして、これからはおそらく国土交通省が主導しながら歴史公園として整備を行っていくということになります。

平城宮跡の世界遺産登録は、平泉の世界遺産登録や世界遺産そのものを考える上で大変参考になる問題を含んでいます。というのは、平城宮跡を世界遺産に入れるかどうかということで、直前にユネスコから視察に来ました。その当時、建設中ですがほぼできていたのが朱雀門と東院庭園で、その年に完成する。

その前にできていたのが、少し小振りな宮内省の推定建物だった。それを見たユネスコの委員が、「こんなものいくつ作るのだ」と言って帰ったそうです。基本的にこういう偽物を作るのは反対だという委員が多かったと聞いています。「平城宮跡全部作るわけじゃありませんよ」、「象徴的な4カ所だけ作りますよ」という話を事務局がしたら、「それならしょうがないか」ということだそうです。

しかし今になって思えば、もし復原建物が全くなかったらどうか、ないときの平城宮跡というのは130haが、ただの野原です。一部基壇を復原しているところがありますが、大体一般の方々は、平城宮跡に来て何にもわからない。専門家は、考古学とか古代史をやっている人は、復原した基壇を見て、「ああ、ここに建物があったのだね」などと見てくれるのですが、一般の方々は何にもわからず、「これ何？」って言います。しかも130haですから草刈りをするにも大変です。こちらを刈って向こうにまわっている間に、元のところは草ボーボーに戻っているような状態ですから、一般の人が来ても本当にわからない。

ですから、もし復原建物が視察の時になかったとしたら、どうなのかなと思うわけです。おそらく、世界遺産委員は批判したけれども、彼らの頭の中には復原建物からイメージする平城宮跡っていうのは、きちんとあったのでしょし、そう考えると世界遺産の難しさというのを感じる次第です。

図7は最近の平城宮跡の全景写真ですが、朱雀門が建っていて、まだ大極殿が影も形もありませんので10年ぐらい前のものです。



図7 今の平城宮跡

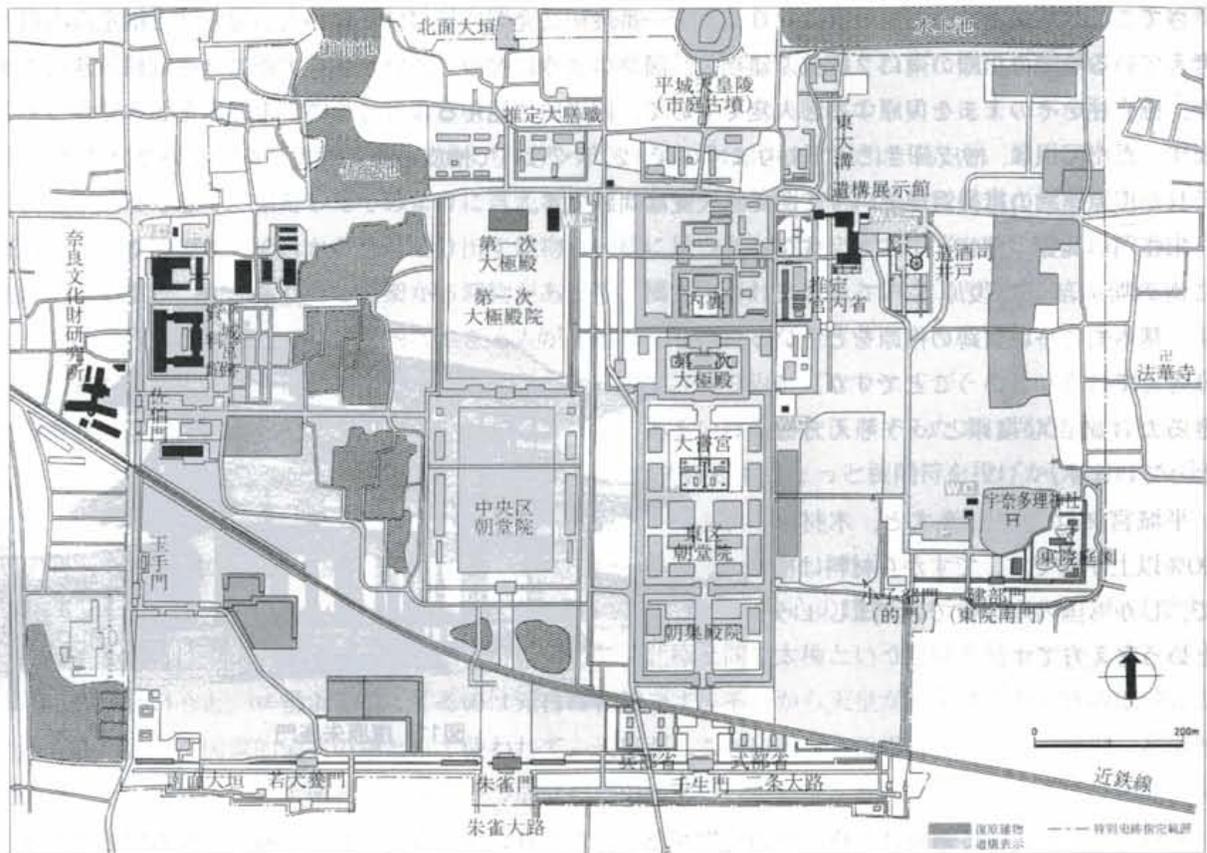


図8 特別史跡平城宮跡図

図8の全体図を見ますと、平城宮はこういう形をしています。東の張り出し部が東院、正面に朱雀門がある。門は基本的に各辺に3つずつ開きます。朱雀門を入ったところに最初が大極殿が作られている。この大極殿が、大体南北320m、東西180mの築地回廊という立派な区画施設で囲まれています。この図の中に朝堂とありますが、長大な長さの建物が4堂建っています。第一次大極殿は奈良時代前半でなくなり、都が転々と移って、戻ってきた時に東に造り替えますが、これが第二次大極殿です。その南には12の朝堂が並びます。東院では庭園が見つかっていて、宮中の宴会などが行われました。平城宮の中にはたくさんの役所がありましたが、図に名前が入っている程度のものしか、まだわかっておりません。

(発掘成果のうち出土品等については省略します)



図9 推定宮内省南殿



図10 朱雀門の発掘

さてここから実物大の復原の話になります。一番最初に発掘に基づいた実物大の復原は、推定宮内省と考えている場所の正殿の南に2棟並ぶ建物で、図9のように復原しています。実際には掘立柱の建物ですが、掘立柱をそのままを復原すると大変ですので、掘立風に見えるようにして、下は床を張って作っています。ただ屋根は、檜皮葺きにしてありますので、20年ぐらいで檜皮を葺き替えてあげないといけません。それが復原建物の維持管理ということでは大変な問題です。

朱雀門の発掘（図10）ですが、すでに南の塀の部分は復原されております。基本的に平城宮跡の復原をどういう考えで行うかということですが、できるだけ厳正な復原という考え方をとっています。

平城宮跡は発掘しますと、木材は90%以上が檜です。ですから材料は檜で、しかも国内産の檜でいきたいと思いますという考え方で。



図11 復原朱雀門

それと、幸いにして奈良は奈良時代の建物がたくさんありますから、これは大極殿の時も同じですが、その残っている建物をもとにして、構造はできるだけ奈良時代風に作りましょうとか、基壇の石材は国産の凝灰岩を使いましょうといったことで、できるだけ発掘データと、実際に残る奈良時代の建造物を参考にして造っているわけです。

結果的に、朱雀門（図11）には45億円くらいの費用がかかったと聞いています。木材も、国産にこだわらなければ、もっと安く上がるということです。この朱雀門が復原された時には、私は東京におりまして、さすがにその値段を聞いた時に、これは全国の遺跡の整備保存の実情から見て、費用がかかりすぎじゃないだろうかということで、かなり厳しい批判が出るだろうと思っていたのですけれども、なぜかあまり大きな批判はないんです。これは後の大極殿の時もそうですが、実物の建物を復原するという考え方に対して、日本の皆さんがどういう考えを持っているのかということについて考えさせられるところです。



図12 東院庭園の発掘



図13 東院庭園の復原

東院の庭園を発掘した時の様子を見てみますと(図12)、50mぐらいの大きさを石敷きの池が出てまわります。非常に曲がった池といいますが、自然の地形を模したような、くねくねした池に石敷きの池のスタイルというのは、それまでわかっている中国とか韓国、あるいは飛鳥時代のものとはずいぶん形が違います。こういう池の形が、日本式庭園の始まりだろうというふうに言われてきましたが、最近、中国・韓国の調査が進んできて、果たしてそのように言えるか考え直すべき時期です。池中に柱穴が見えますが、これは池に渡る橋です。それから池にせり出す建物も一緒に見つかっています。ですからこの池の形と橋の建物を見ますと、池がありそこに架かる建物があって、橋が渡されているということです。この遺構を見て、元はどういう姿であったかと想像できる人が、どれくらいいるだろうかということだと思のです。

専門家が叡智を集めて復原しますと図13の形になります。繰り返しになりますが、もし、世界遺産の視察委員が、復原した状態ではなくて、遺構を見て帰る、あるいは遺跡を保存するために埋め戻した土の状態を見て帰るとした時に、どうなんだろうかと思、私は先ほどもちょっと疑問符を投げかけたわけです。

5. 第一次大極殿の発掘と復原

第一次大極殿は、平城宮の中心の建物であると同時に、平城京の中心の建物ということになるわけです。これは思想的には中国の古くからの陰陽五行の思想で、北極と同じ太極という意味を持っています。どういう場所かという、一番よくでてくるのは元日の朝賀です。それから天皇が即位されたときの即位式といった時のような国家的儀式の場として使われて、天皇がここへ出御された場所です。その都度、高御座という玉座を設けます。大極殿が日本でいつ成立したのかということですが、文献史学の上では天武天皇の時代、飛鳥浄御原宮からだろうと言われておまして、実際、飛鳥の飛鳥京遺跡というところで、エビノコ郭と呼ばれている大変大きな建物が見つかって、それではないかと言われています。確実なのは、平城京の一つ前の都で、藤原京の宮殿の大極殿は確実な遺構でありまして、実際発掘もされております。

さて平城宮の大極殿ですが、遷都した710年(和銅3年)にはまだ出来ておりません。少し遅れて715年(霊龜元年)には完成したということがわかっております。大極殿は二つ見つかっています。740年から745年(天平12~17年)の間に、俗に猫の目遷都と言われるように、聖武天皇がなぜか恭仁京、難波京、紫香楽京と転々として、最後に再び平城京に戻る。猫の目遷都を挟み前半と後半に分けるとすると、朱雀門を入った北側にあった最初の大極殿は、戻ってきた時には東の方に移されたことがわかっております。この最初の大極殿が恭仁京に移されたということは『続日本紀』という記録に出てまいります。さらにその大極殿は、都が平城京に戻った後に、山城国分寺の金堂になります。山城国分寺金堂は現在も土壇が残っています。何年か前に、この第一次大極殿の発掘調査が行われた後に、恭仁京の大極殿も発掘されました。

その結果、大きさが全く同じだということが発掘によって証明されて、『続日本紀』に書かれた記録が正しいということが証明されています。したがって、恭仁京大極殿の発掘データというものも大変大きな意味を持っているということになります。第一次大極殿の発掘は1970年(昭和45年)で、実は私は1969年(昭和44年)に奈良文化財研究所に就職しまして、その翌年に大極殿の発掘に参加しています。その時は入ったばかりであまりよくわからず、先輩に言われるままうろろうしていたのですが、その時に発掘した遺構がやがて復原されるとは夢にも思いませんでした。

先ほど言いましたように、この大極殿は恭仁京に移されています。そのあとの新しい宮殿、西宮と考えている宮殿が変わります。このときに、第一次大極殿一帯はことごとく破壊され、本当に痕跡しか残っていません。ですから、発掘している現場では最初はよくわかりませんでした。発掘が終わって戻ってきて図面を整理しているなかで「変な溝がある」と気が付いたのが、実は基壇の端だったのです。一度気が付くとあとは大丈夫なのですが、そのような経過をたどって見つかったのです。この大極殿は、唐の長安

城大明宮含元殿をモデルにしているということも、含元殿の発掘がその後すぐに行われて判明しています。

発掘成果に基づいて大極殿の復原に入るのは、朱雀門の復原が終わったあとの2000年代です。4つの実物大復原計画のうちの最後になります。復原にあたっては、恭仁京の大極殿の発掘成果、現存の奈良時代の建物、そしてあとで出てまいります、平安京の大極殿が描かれた年中行事絵巻とか、そういう資料を駆使して復原研究が進められました。それから出土遺物のなかで、特に瓦が大変重要な意味を持ちました。平城宮から出土するほかの瓦と比較して、第一次大極殿から出土する瓦はかなり黒い。なんでこんなに黒いのだろうといういろいろ調べますと、黒い瓦を使っているところが唐の長安城だということがわかりました。そういうところも唐の長安城の真似をしているという一つの例証になります。余談ですが、調査員は喜び勇んで中国にまで関連研究に行きました。

それから、木材は先程言いましたように日本産の檜である。これが大事なのですけれども、やはり仕上げは古代風にしたいということで、加工にあたっては宮大工による伝統技法を使用しています。

もうひとつ、この大極殿の復原の特徴は、発掘成果や古い建物の研究成果などを用いてできるだけ古代の形に近づけようという努力をしている一方で、朱雀門の時と違って、阪神大震災を経験しているものだから、朱雀門よりもお金のかかる建物が、地震で一発で壊れたのでは話にならないということで、基壇の中に免震装置を組み込んだことです。ですから、非常に古く復原しようという考え方と、最新の技術を入れるという二つが、この復原には同居しているということです。



図14 第一次大極殿の発掘

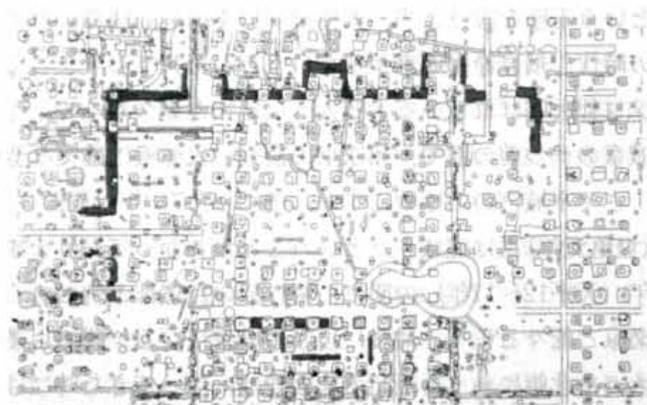


図15 第一次大極殿の遺構平面図

最初の発掘写真(図14)ですが、このたくさんの掘立柱柱穴は、全部後期の西宮の柱です。大極殿の遺構はこの写真を見ただけではよくわかりません。柱穴の間に、わずかに溝の痕跡が残っています。

遺構平面図(図15)では、黒で塗りつぶしてあるところが第一次大極殿の基壇の端です。基壇の端は凝灰岩で外装しますが、その凝灰岩地覆石を抜き取った跡の溝です。水が流れる普通の溝ではなく、凝灰岩の石が据えてあった石を抜いた跡で、この溝の中に凝灰岩の屑がいっぱい詰まっていたことからわかったのです。

それからもうひとつ重要なのは階段の出です。残り状態がこの程度であると、ここから本当に建物を復原できるのかということになりますが、この階段の出が大きな手がかりになります。古代の建物の原則は、階段のところには必ず柱が配置される。そうすると階段が三つありますから、ここに全部柱が来る。柱の位置が決まると建物の規模がわかる。建物の規模と柱の配置がわかりますと、おおよその上部の形が見えてくる。でもそれだけでは復原できないですが、奈良には奈良時代の建物があるということで、それと対比していくと、形が大体絞られていきます。そういう手順を経て復原が行われているのですが、それにしてはかなり大胆な復原であることは間違いありません。

右の図16は、平安宮の大極殿を唯一描いたものです。絵巻そのものは近世のものらしいのですが、中身は平安時代のものが描かれていると考えられているもので、この中に大極殿があります。

残念ながら屋根を描いていないのです。これが屋根を描いてくれたら、復原をするときには楽だったのですけれど…。

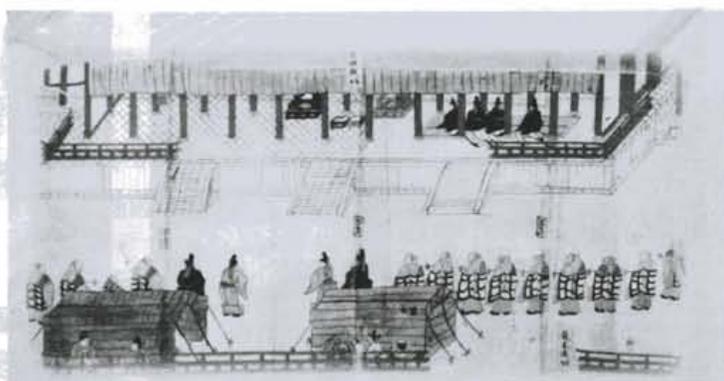


図16 『年中行事絵巻』に描かれた平安宮大極殿

ただ、ここで特徴的なのは、この大極殿の前に壁や扉が無いのです。大極殿を復原するときに壁や扉をつけるかつかないかということが大きな議論になりまして、これは絵巻物だから省略して描いているということが考えられるということで、「このままでは大風が吹いたら飛んでしまうよ」、「冬は寒いね」とか、「雪が降ったらどうするの」とか、そういう議論までしていたのです。しかし、やはり前は吹き離しです。吹き離しとなる根拠がどこで見つかったかといいますと、先程言いました恭仁京の大極殿の発掘です。壁のあるところには礎石に壁を受ける細工がある。絵巻の大極殿は両側に壁がありますね、壁を受けるために、壁の下に地覆という材を置きますが、材を受ける細工が礎石にあるのです。恭仁京や大宰府の正殿では、側面に壁を受ける細工があるけれども正面にはない。ということは、この絵巻物は省略してなくて、大極殿のあり方をそのまま忠実に写していると考えていだろうということになりました。ただ、先ほど申しましたように大風吹いたらどうなるのと。管理上の問題が出てきますので、実際のはガラスで前を閉じています。(以下細部のことについては省略)

最後に、大極殿の基壇の高さは3mあります。まだ平城宮跡の大極殿に行っておられない方がおられたら、ぜひ行って頂きたいと思います。この基壇の上に登って頂きたい。登って頂きますと、古代の天皇の気分になれるから。如何に高いところにあるかということです。大極殿の前は、現状ではなだらかな芝生の広場にしていますが、実は大極殿の手前でさらに3m近くドンと下がっている。全体で5m以上の落差がある下に広場があって、ここに臣下が並ぶのです。その感覚は現地立たないとわかりません。

遺跡博物館構想の大きな謳い文句の中に、古代の宮殿の空間、古代の空間を体感するという、そのために復原しますよというテーマがありました。これは朱雀門でも感じたのですが、ここに来て初めてその凄まじさを感じましたので、これはもうぜひ行って頂きたい。昨年(平成22年)の10月に、天皇・皇后両陛下をご案内しましたがけれども、大変お喜びでした。



図17 完成した第一次大極殿



図18 復原大極殿内部の様子

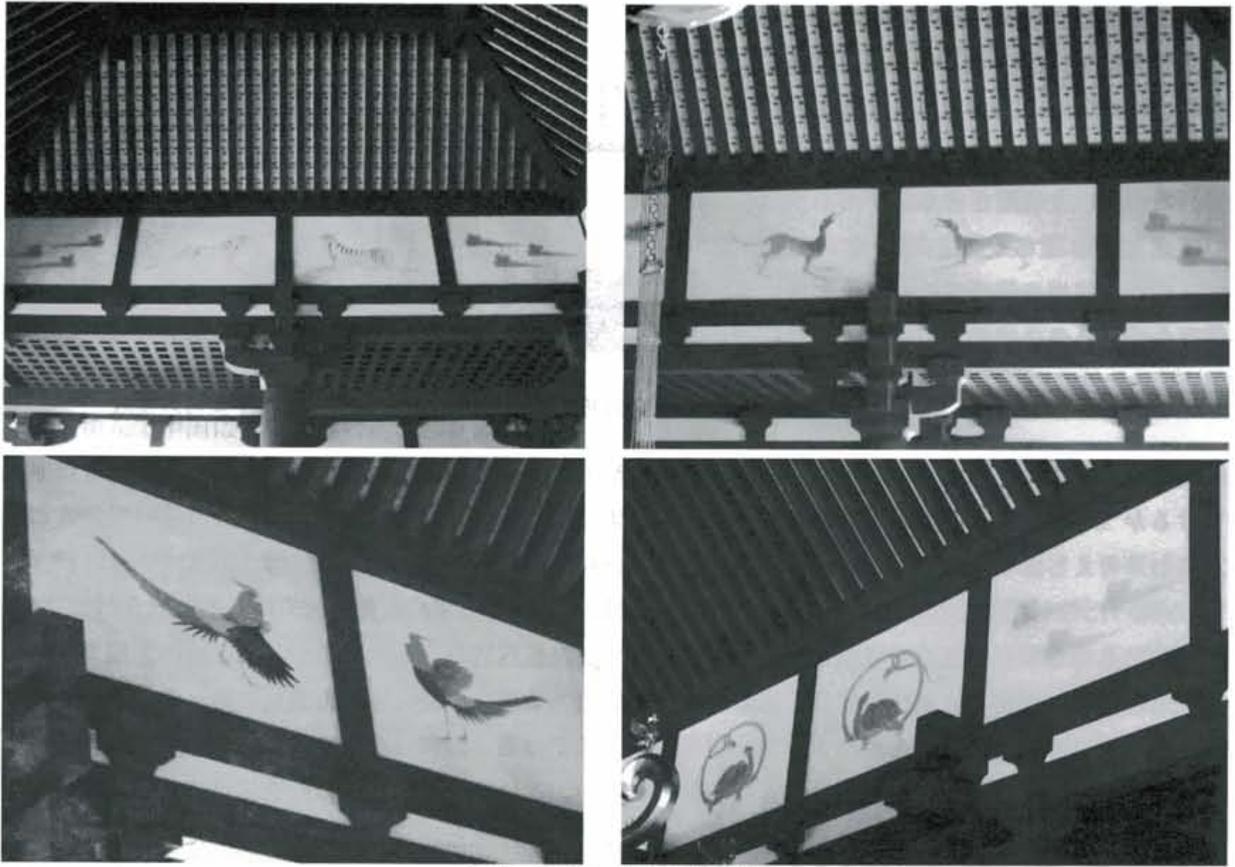


図19 小壁に描かれた四神

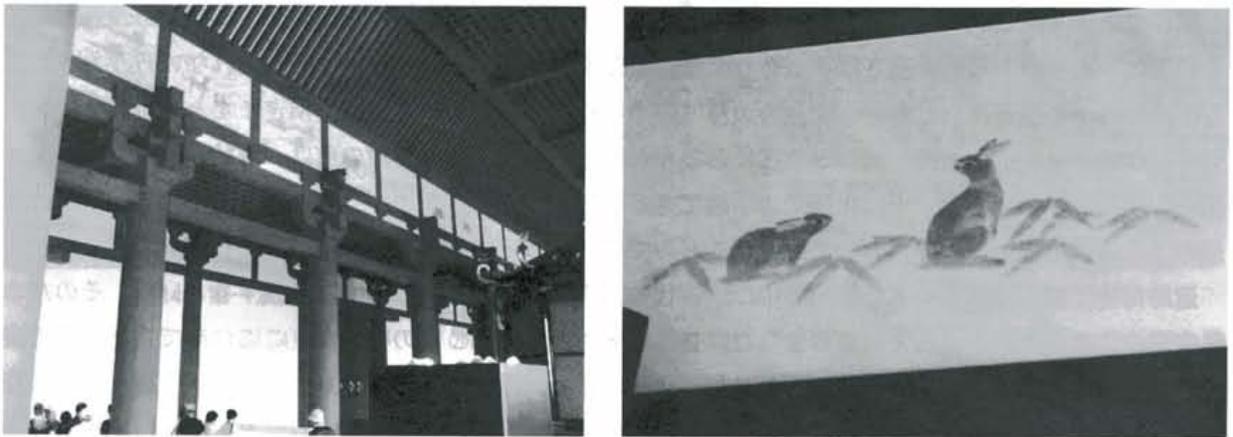


図20 小壁に描かれた十二支

図18には建物の中の^{たかみくら}高御座が見えます。高御座は臨時に天皇がお出ましになるために設置するものです。復原した高御座は、大正天皇が即位するときに造られたものを元に、できるだけ古い記録を加味して復原したものです。残念ながら高御座は建てたり壊したりするものですから、古いものは残っておりません。

図19と20は、^{うえむらあつし}上村淳之先生によって描かれた四神・十二支です。上村先生は、^{うえむらしやうじん}上村松園さんのお孫さんで、日本画家の権威ですが、大変おもしろい先生で、「十二支に牛とネズミがおるやろ。牛とネズミが、同じ大きさやったらおかしいと思わへんか」とおっしゃる。「それはおかしいですね」と答えると、「ワシはネズミは群像で描くわ。鳥は親子にするしな」とおっしゃるんですね。担当者は慌てまして「それは先生

いかなものかと」と言っていたんですけども、もう芸術家ですから、そこらはもういいんじゃないですかということで描いてもらったんですけども、私は大変いい絵だと思います。大変ほのぼのとしたいい絵ですね。もう少し古代の宮殿の絵は猛々しくないといけないのではないかなという意見もありますが、キトラ・高松塚の四神像とか十二支は、大変中国風ですから、それとは違って、意図的にこういうふうに描かれましたから、それでいいのかなと。平城の大極殿と言わずに、平成の大極殿と思えばいいんじゃないかなという意見も強い。

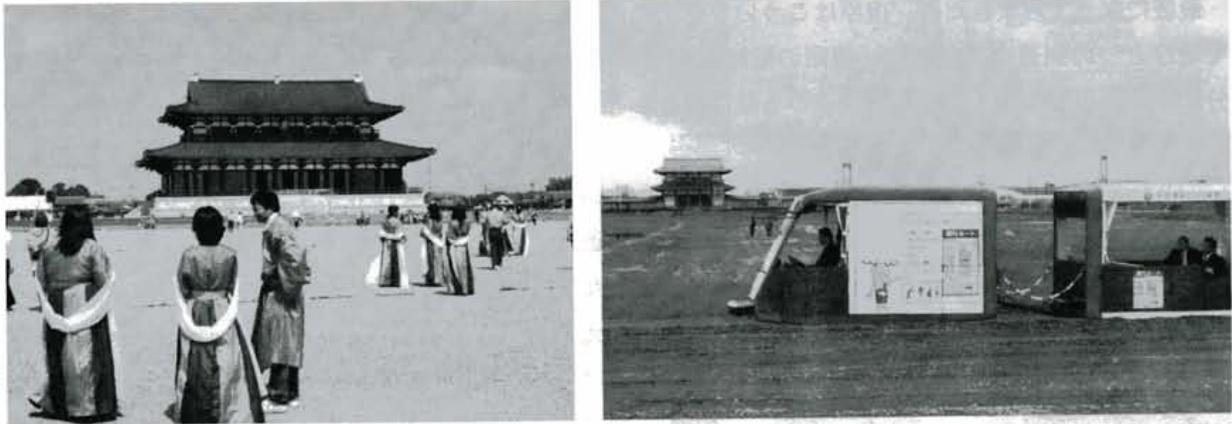


図21 遷都1300年祭の様子

昨年の遷都1300年祭イベント期間中、電気自動車などが平城宮跡内を走りました。私どもの奈良文化財研究所が整備等を行っているときは、平城宮跡が130ha、つまり1km四方もあって広いですから、お年寄りが来られて、夏はとてでもないけれども廻れないですね。ですから、電気自動車のようなものを走らせようとか、随所に少し飲食ができるところを設けようじゃないかと思っていたのですが、残念ながら奈良国立文化財研究所が独立行政法人になった時から、遺跡の整備・管理の事業に対して直接携われないという財務省の決まりにはめられたのです。ですから、提案はできるんですけども、自分たちではできない。遷都1300年祭のイベントでは、こういうことをいろいろやってくれたのですが、これが今後の遺跡の活用によどのように生きていくかというのは、今のところこれからの議論ですね。けれども、やはり色々な仕掛けが必要だろうと正直思っております。



図22 遷都1300年祭で賑わう第一次大極殿院

図22は、一番賑わっている時の平城宮の大極殿の写真ですが、天皇陛下が大変ありがたいことに正月の歌会始で、「研究を重ねかさねて復原せし大極殿いま目の前に立つ」というお歌を詠んでいただきました。天皇陛下は祝典の御言葉でもおっしゃておられますけれども、長年の、非常に長い間の奈良の人たちの想いを本当に熱く受け止めるということをおっしゃておられました。

6. 大極殿復原の意義とこれからの平城宮跡

最後になってきましたが、復原はこういう形で色々なデータを駆使して、研究等々を進めてきた現時点でのひとつの到達点であって、復原の形は別に完璧ではないのです。可能性としてはいくつもある。多分、復原案の絵を描くだけならいくつも絵は描けると思うのですね。あるいは模型でも、少し費用を抑え



て造ればいくつもできる。けれども最後に一つだけ本物の大きさのものを作りますよ、となったら、どれかを選ばなければいけないのです。それはもう研究のレベルではないと我々は思っています。研究を一步踏み越えたところの、どこかで線引きをして決断をしなければいけない。ですからそれは一つの提案である。なかには「そんなもの、また研究が発展したら造り替えたらい」と気楽におっしゃる方もいますけれども、朱雀門で45億円、大極殿は180億円とか、そのような高

額のを、「ちょっと研究が変わったから造り変えようか」とはできるわけがないので、真剣にやらないといけないが、ただしそれは一つの提案であることも間違いないのです。また、復原をしていくとわからないことがいっぱいわかってくる。どこがわかっていてどこがわからないのか、復原をしないとわからないことがある。見えてくるという意味では、復原というのもひとつの研究を進展させる大きな要素であることも間違いないですね。そして先ほど言いましたように、免震装置のように、実際の文化財でやるのは難しいけれども、復原のなかで文化財保護への最新技術を応用するようなことはできる。

昨年の遷都1300年祭で盛り上がりましたけれども、これまでこれに関わった人たちの力、長年の想い、こういったものの結晶であろうと。そして奈良市民にとって、見える形のものができることによって、その見えない遺跡の価値というものも浮かび上がってきて、自分たちの誇りになるといったことが大変大きな意味があるのかなと思います。

また、遷都1300年祭で大きく羽ばたいたのは、ボランティアの人たちです。30万の人に対してボランティア200人くらいで解説しました。10年ぐらいかかってボランティア活動が定着してきましたけれども、そのボランティアの方々に、本当に生き生きと解説して頂いて、遷都1300年祭を支えられたということが非常にはっきりしています。おそらくこれからは、そういう人たちの活躍がこの平城宮跡を支えていくんだらうと思っています。

さて、国交省は国営公園としての平城宮跡の将来図を描いています。何年先に完成するのかわかりませんが、国営公園というのは史跡と違って厳しく、公園の中に異質なものは入れてはいけません。次頁の完成図(図23)を見ると、いま平城宮跡のなかを走っている近鉄の線路もありません。戦後の保存のきっかけとなった米軍が拡幅した道路もない。それから、南北に通っている道路も全部ありません。もうひとつおまけに、私どもの奈良文化財研究所もありません。全部追い出した形で完成した国営公園というのが、この予想図で示されています。これがいつ完成するのか、国交省の人に聞くと「50年かなあ、100年かなあ・…」と言っていますけれども、そういうひとつのイメージというのは出来たというわけです。

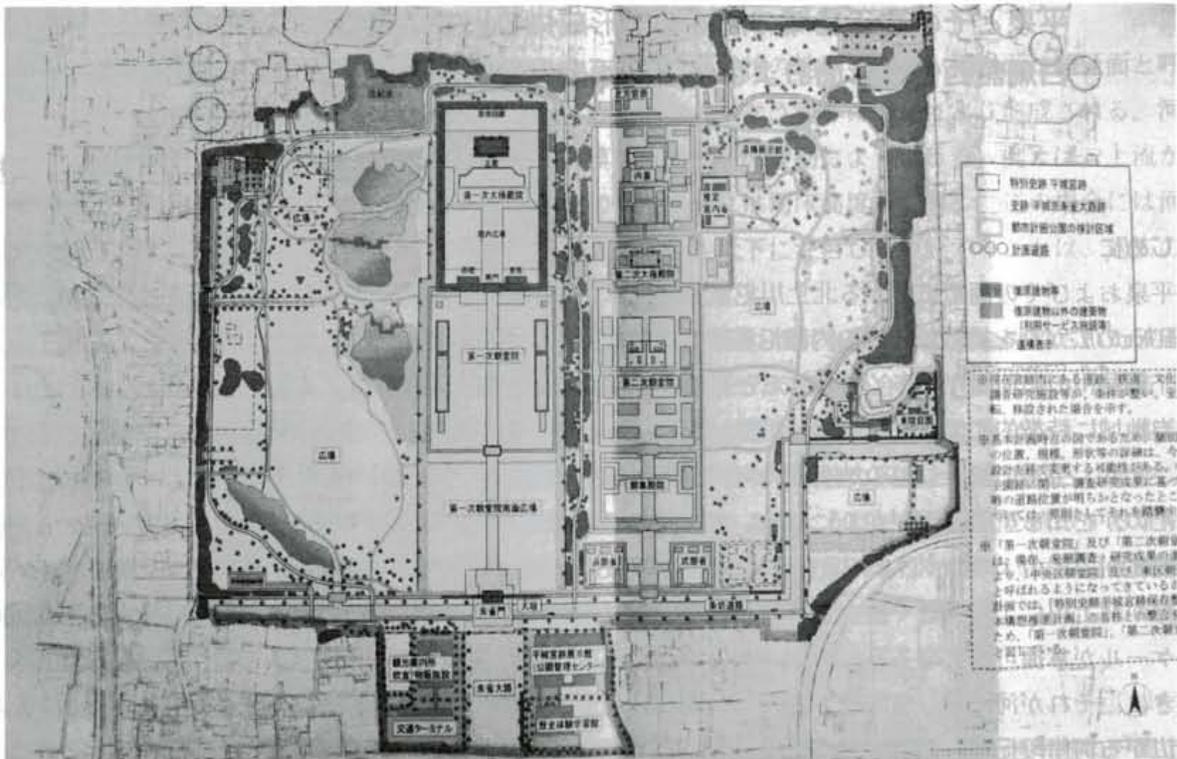


図23 国営平城宮跡歴史公園

7. 柳之御所遺跡の整備活用に関連して

最後に、柳之御所遺跡をはじめとして平泉遺跡群との関係で、どのようなことが言えるのかと試みてみたのですが、平城宮跡をそのままあてはめるといっても、それは無理だと思います。平城宮跡は130haです。柳之御所遺跡整備構想計画がありますけれども、読んでみますと10haくらいの面積で、規模は全然違うんですね。けれども平泉遺跡群として見たときには平城宮跡と同じかあるいは超えるぐらいの大きさの遺跡群なんです。だからそういうところを視野に入れて、その一つとして柳之御所遺跡を考えていかないといけないと感じています。

それともうひとつ、誰がこの遺跡を守り育てていくのかということへ戻ったときに、平城宮跡もそうですけれども、一民間人の一人の熱意から始まり、100年経って大きなうねりになり、そして今支えてくれているのは数百人のボランティアの人たちです。私どもの研究所が抱えている人たちだけでも百数十人いますし、奈良市が募集して抱えているボランティアの人たちも100名以上いますし、そういう数百人の人たちがボランティアとなって解説したり、解説だけではなく今や宮跡内の整備や管理とかの手助けまでやり始めて、我々以上に史跡の誇りみたいなものを熱く語ってくれています。

みなさん結構勝手なことを言っているみたいですよ。よく言われるのは、「よく聞いていると、あっちの言ってることと、こっちの言ってることと違うでえ」と。「奈良文化財研究所の指導が悪いんちゃうか」とか言われますけれども、「そんな細かなことまでいちいち気にしなくても」とは言いますが。

いずれにしてもそれぞれの人が、自分たちの遺跡に誇りを持ってやるようになれるかどうか。だから平城宮跡では、100年かかったのです。そういう目でみると、いま平泉は世界遺産を目指しておられますが、世界遺産は到達点ではないんです。ぜひ世界遺産になってほしいと熱く思っておりますけれども、世界遺産は到達点ではなくて、たぶん出発点であるということを申し上げまして、終わりにしたいと思います。

どうもご静聴ありがとうございました。

平泉とその周辺地域の河成地形形成についての自然地理学的研究 I —白鳥館西側地形面および長者ヶ原廃寺跡遺跡付近を通る旧河道地形—

松本秀明・熊谷真樹

はじめに

平泉およびその周辺に広がる北上川氾濫原低地は、一関市、平泉町、奥州市にわたる東西約 4 km、南北約 10 km の広がりを持つ盆地状の内陸氾濫原低地である。低地内には南流する北上川と西側から合流する衣川、磐井川の旧河道が数多く分布するとともに、数段の明瞭な河岸段丘地形が認められる。

当地域に特徴的に発生する洪水（氾濫）を「災害」という視点で見た場合、河床高度の上下変動を復元することは、生活の場としての地表面の河川氾濫に対する安全性／危険性が時代とともにどの様に变化してきたのかを知る重要な手がかりになる。また同時に旧河道群の河道放棄年代の把握は、河道の水平方向への変化が、どのようなタイムスケールの中で生じるのかを知る手がかりとなる。例えば柳之御所遺跡の北東縁が北上川により大きく侵食され失われている実態を考えると、その侵食に関わる空間的・時間的スケールが掌握可能となると考える。さらには、現在流水の見られない猫間ヶ淵を旧河道としてとらえたときに、それが河川として機能していた時期を復元することも可能となる。本研究は、北上川氾濫原低地に広がる河岸段丘地形および旧河道地形についてボーリング調査を行い地下堆積物を確認するとともに、堆積物の放射性炭素年代測定により旧河道が河川として機能していた時期を特定することで、過去約 1 万年間に形成された完新世段丘群の形成年代を個々に求め、それらの結果をもとに各段丘面形成時の河床高度の上下変動を把握し、多くの遺跡が分布する氾濫原低地の河川環境の変遷を、地形学の視点から捉えて行こうとするものである。

本報告では、これまで著者らが明らかにしてきた旧河道の河道放棄年代および河岸段丘の分布とその形成年代を紹介した上で、①白鳥館遺跡西側の地形面下に埋没していると考えられる河道の存否の確認結果、②長者ヶ原廃寺跡遺跡付近を通る旧河道の河道放棄年代について報告する。

(1) 旧河道地形とそこから推定される河川環境の変動

河川は勾配の緩やかな低平な平野ではしばしば河道位置を変更しながら流下する、河道変遷と呼ばれる現象が一般的に認められる。その原因を個々に明示することは難しいが、本地域については蛇行の曲率増大によるショートカットを原因とする場合と、上流からの土砂供給の増大等による河床高度の上昇にともなう溢流を原因とする場合などが考えられる。いずれの場合も、放棄された河道は河跡湖あるいは三日月湖と呼ばれる河川形態を残した沼沢地となる。ここでいう「旧河道」はそれら沼沢地のうち現代にもその形態が明瞭に残されているものを示すものであり、それらは過去の河道変遷の履歴を示す地形として重要である。旧河道として残された当初の沼沢地には湿地性の植物が繁茂し、長い年月を経て主として植物遺体からなる泥炭層が堆積する。泥質な洪水堆積物がしばしば流入する環境下では有機質粘土層が堆積し、それらは旧河道埋積堆積物を構成する。一方、旧河道埋積堆積物の下位には、旧河道が河道として機能していた時期の河床堆積物としての砂質～砂礫からなる堆積物が認められる。旧河道埋積堆積物の最下底、すなわち河床堆積物直上に堆積する泥炭あるいは有機質粘土は、河道が放棄された直後に堆積したことから、それらをもとに旧河道の河道放棄年代を推定することができる。本地域の旧河道埋積堆積物は北上川起源の旧河道の場合 7 m 以上の層厚をもつことが多く、支流の衣川の場合は 3 m 前後の層厚を示す事例が多い（野中・松本，2006；松本・野中・佐藤，2009）。

(2) 河岸段丘と河川環境変動

河岸段丘は河川沿岸に残された平坦面と崖からなる一連の階段状の地形である。平坦面は段丘面と呼ばれ、過去のある時期の河床面であり、崖は河床高度の低下にともなう河岸の侵食により形成される。河床高度の上下変動は主として地球規模あるいは地方規模の気候環境の変動により生じる。例えば、上流から供給される土砂量が降雨強度の増大等に起因して増加した場合には河床高度が上昇し、逆の場合には河床高度は低下する。各河岸段丘面の形成過程を河床高度の上昇・低下に注目して復元することは、過去の洪水災害の頻度を復元することとほぼ同義である。

一方、河岸段丘の表層部を構成する堆積物は、河床としてあるいは洪水時にその場に供給された砂礫質～泥質堆積物から構成される。砂礫質の堆積物が段丘面表層部を広く覆う場合は河川流芯部が水平方向に大きく位置を変え、その後の急速な河床高度低下により段丘面が離水（形成）された履歴を示す。他方、泥質堆積物が段丘面表層部を覆う場合には、河床高度の上昇により堆積性の段丘として形成されたか、段丘面形成後の河床高度の低下速度が緩やかであった履歴を示す。このように、河岸段丘を構成する堆積物を精査することにより、河岸段丘の形成過程ならびに河床高度の上下変動、すなわち時代毎の洪水頻度の変遷を推定することが可能である。

1. 平泉付近に広がる北上川氾濫原低地

平泉付近に広がる北上川氾濫原低地は、北上川河口から約80～90km地点に位置し、低地南部の一関市川辺付近で東西4km、低地北部の平泉町長島付近で2kmの幅をもち、狐禅寺峡谷入り口から白鳥館付近まで南北約10kmの広がりをもつ。低地の標高は狐禅寺峡谷入り口付近で18m、長島付近で25mである。北上川に直交する方向の断面における同低地地表面の標高差はおおむね2～4mで、起伏は小さい。また、北上川河口からの河床平均勾配は0.28/1000であり、海に面する沖積低地としての仙台平野（松本，1981）や北上川下流沖積低地（伊藤，1999）の河床勾配と同等である。地表勾配が小さいことは、当地域に広がる氾濫原低地の河水氾濫頻度の高さを裏付ける数値でもある。

氾濫原低地を取り囲んで後期旧石器時代に相当する約2万年前とされる最終氷期に形成された河岸段丘面が分布し、氾濫原低地内および衣川流域には縄文時代早期以降にあたる約1万年前以降の地質時代である「完新世」の河岸段丘面群が広がる（野中・松本，2006）。完新世の段丘面上には多くの旧河道地形が分布している。

2. 河岸段丘地形の分布と段丘面上の旧河道群

国土地理院発行の4万分の1および2万分の1空中写真判読と現地調査に基づき段丘面区分を行った（図1）。図1は野中・松本（2006）および松本・野中・佐藤（2009）の成果に、今回の調査結果を踏まえた修正を加えたものである。

(1) 最終氷期に形成された段丘面

最終氷期に形成された段丘面は、長者ヶ原廃寺跡を含む衣川左岸に広く分布するほか、柳之御所遺跡、無量光院跡、毛越寺付近に断続的に分布する。海拔高度は衣川左岸において30～36mであり、その形成年代は本地域より約10km北方の胆沢台地で、19,000～20,000yrBPの年代値が得られている（渡辺，1991）。形成年代から推定される形成時の気候環境は最終氷期最寒冷期である。この時期の段丘面は東日本の河川において一般的に認められている。

(2) 衣川面

衣川面は衣川左岸沿岸部に特徴的に認められ、前出の最終氷期、最寒冷期に形成された段丘を2～5m

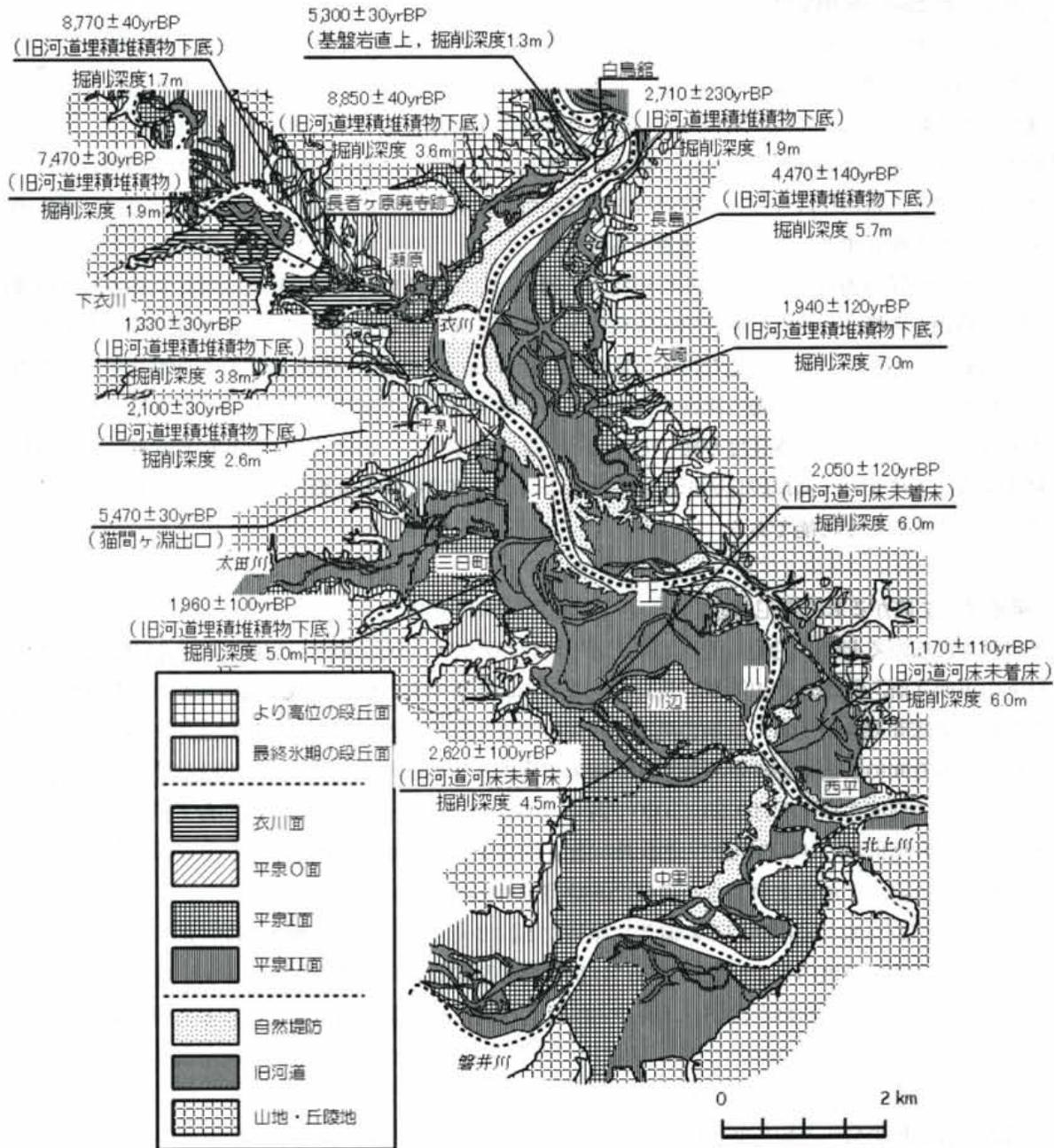


図1 北上川氾濫原低地の地形分類図と旧河道の河道放棄年代
(野中・松本, 2006; 松本・野中・佐藤, 2009を修正)

下刻して形成されている。段丘面の勾配は7/1000であり、当地域の段丘面のなかで最も勾配が大きい。同段丘面上には最終氷期に形成された段丘面との間の段丘崖に接するように明瞭な旧河道が認められる。旧河道の河道放棄年代は後述するように8,800~7,500yrBPであることから、約7,500年前以降に離水した(形成された)段丘面である。

(3) 平泉0面

平泉0面は氾濫原低地北端部、北上川左岸の長島付近に部分的に認められる段丘面である。海拔25m前後であり、現河床との比高は約10mである。段丘面上には3筋の旧河道地形が認められ、そのうち最も明瞭に残された旧河道の河道放棄年代は4,470±140yrBP (IAA-867)である。このことから、平泉0面の離

水年代は4,500年前以降と考えられている（松本・野中・佐藤，2009）。

(4) 平泉Ⅰ面

平泉Ⅰ面は氾濫原低地に広く分布する地形面であり、低地北部での高度は23m、南部では19m前後である。低地内の平均勾配は0.30/1000であり、低地の北部では北上川の左岸に広く分布し、南部では北上川右岸側に広く分布している。段丘面上には一関市川辺付近および奥州市衣川区池田付近、平泉町矢崎などに、いくつかの旧河道地形が残されており、そのうち明瞭な旧河道の河道放棄年代は2,710±230yrBP (IAA-1146) ~2,620±100yrBP (IAA-597) である。また、下位の平泉Ⅱ面に残された旧河道群のうち、最も年代の古いものが2,050±120yrBP (IAA-909) であることから、平泉Ⅰ面の形成は約2,600年前から2,000年前の期間に離水した（形成された）と考えられる。

(5) 平泉Ⅱ面

上位の平泉Ⅰ面を1.5~2.0m下刻して形成されており、低地の中央部から南部の北上川兩岸に分布する。平泉Ⅰ面との間の段丘崖は、平泉Ⅱ面上に残された旧河道による侵食崖であることが多い。平泉Ⅱ面上に残された旧河道の河道放棄年代は2,050±120yrBP (IAA-909) ~1,170±110yrBP (IAA-869) の年代値を示すが、2000yrBPに近い年代値を示す事例が多いため、約2000年前以降に形成された地形面であると考えられる。低地内の平均勾配は0.38/1000である。

以上のように、衣川面、平泉Ⅰ面、平泉Ⅱ面、および平泉Ⅲ面（図2）は約1万年前以降の地質時代である完新世に形成された段丘面であることが求められる。段丘面の名称については未だ暫定的なものであり、今後の研究の進展に即して整理していきたい。

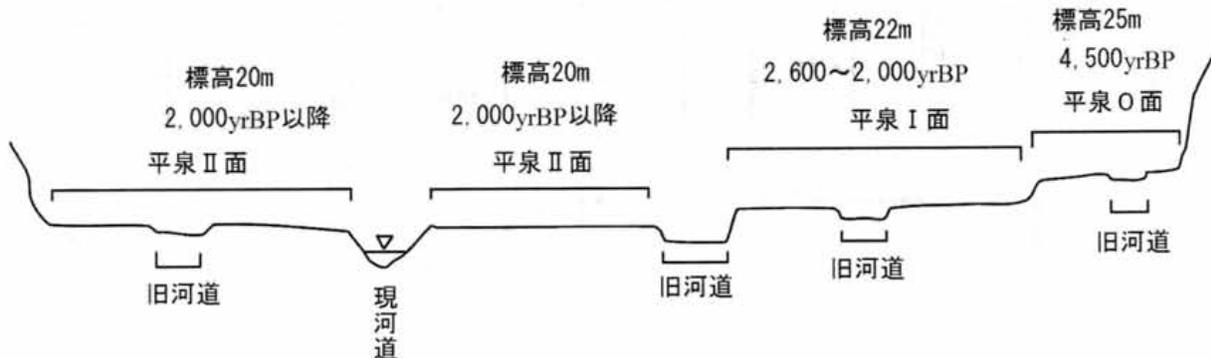


図2 北上川本流に沿う完新世段丘模式断面図

3. 白鳥館遺跡西方の地形面における河川跡存在の可能性

国土地理院発行2万分の1および4万分の1の空中写真判読と現地調査により、白鳥館遺跡西側に広がる地形面の地形分類図を作成した（図3）。同地形面の標高は22~23mで、平坦な河岸段丘状の形態をもつ。地形面の北~東部には地形面の概形形成後に北上川の洪水により形成されたと考えられる自然堤防状微高地が分布する。自然堤防状微高地は南西方向に緩やかに高度を減じている。地形面の西寄りの部分には、高度の低い旧河道に似た平面形をもつ低地帯が西北西-南南東方向に延びており、ここでは暫定的に旧河道状地形として分類した。旧河道状地形の南東端付近に南西-北東方向の測線を設け、ハンドオーガーを用いた簡易ボーリング調査を実施した（図4）。掘削作業は基盤岩あるいは基盤岩風化層に到達する深度まで続けた。側線の南西から北東に向かって、しだいに基盤岩あるいは同風化層の高度は低下し、A地点を起点に30m地点前後では地表面下1.5m付近に基盤岩風化層と考えられる白色粘土層が認められた。基盤岩および基盤岩風化層の上位には、密度の高い有機質褐色粘土層が地表付近まで堆積しており、ここには河床堆積物に相当する砂質堆積物は見出されなかった。A地点から水平距離25m地点には、地表から

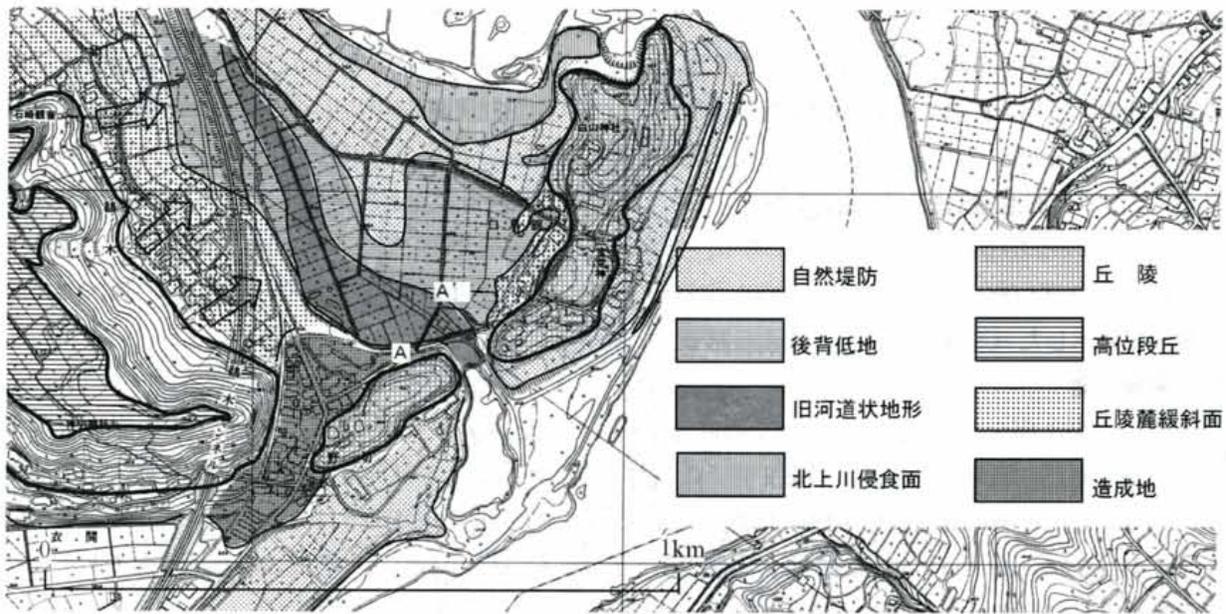


図3 白鳥館西方の地形面分類図

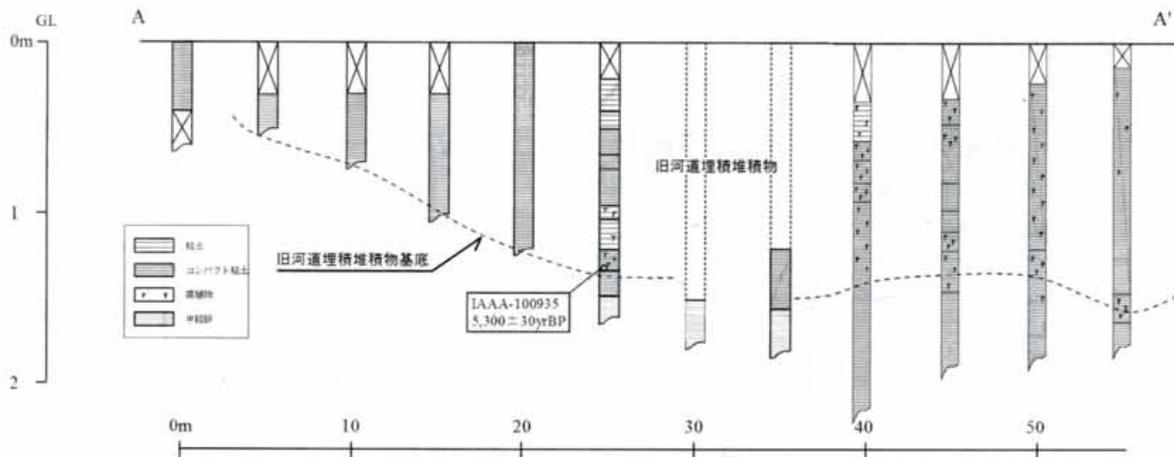


図4 白鳥館西方の地形面における河川跡調査断面図
(断面位置は図3参照)

1～1.3mに腐植物を多量に混入する粘土層が確認され、同層下底から採取した腐植混じり粘土層について放射性炭素年代測定を行った。その年代値は $5,300 \pm 30\text{yrBP}$ (IAAA-100935)であった。以上のことから、白鳥館遺跡西側に広がる地形面は約5,300年前以前に形成された侵食性の平坦面であり、その上を1～1.5mの厚さで洪水堆積物が覆っている地形であることが分かった。現在までの調査では、白鳥館遺跡西方の地形面上には、北上川あるいは支流の白鳥川などの河川跡の存在を示す堆積層は確認されなかった。

4. 長者ヶ原廃寺跡遺跡南西を通る旧河道

長者ヶ原廃寺跡遺跡周辺には、衣川が形成した河岸段丘地形が明瞭に分布している。国土地理院発行2万分の1および4万分の1空中写真判読および現地調査を行い長者ヶ原廃寺跡遺跡周辺の地形分類図を作成した(図5)。

上位から最終氷期に形成された段丘面、衣川面、平泉I面の分布が認められる(図1)。長者ヶ原廃寺跡遺跡が位置する段丘面は最終氷期に形成された段丘面であるが、これを明瞭な段丘崖を挟んで衣川面が分布する。衣川面上には、上位の段丘面との間の段丘崖下に沿って旧河道地形がみられる。この旧河道地形は衣川面の離水に同調して形成されたものと考えられることから、当該旧河道地形の形成時期を求めるために、B-B'の測線に沿ってハンドオーガを用いた簡易ボーリング調査を実施した。簡易ボーリング調査は、幅約25mの旧河道に直交する方向に側線を設け、それに沿った7地点で実施した。

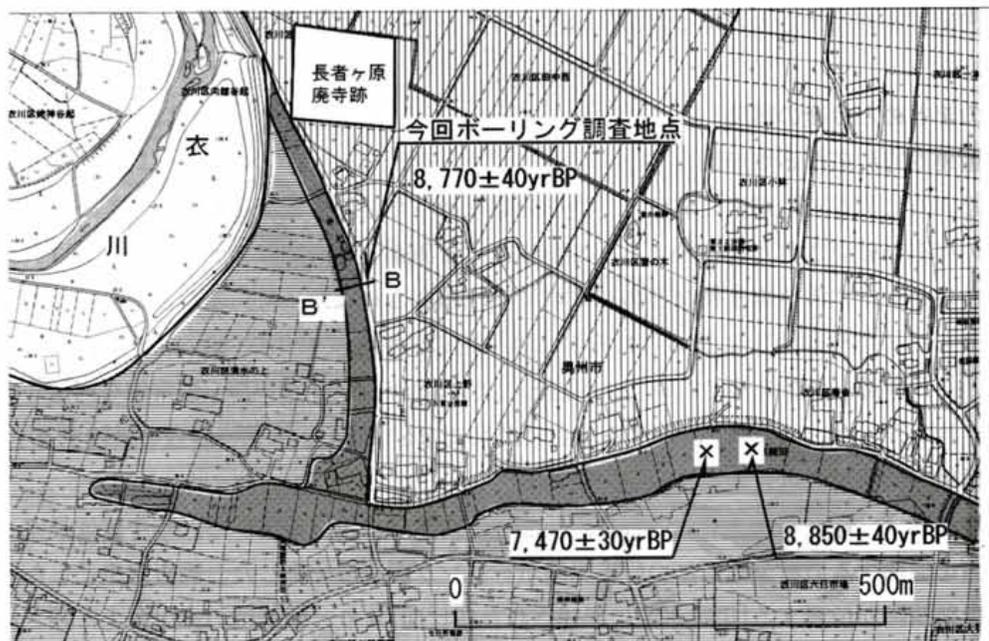


図5 長者ヶ原廃寺付近の地形分類図

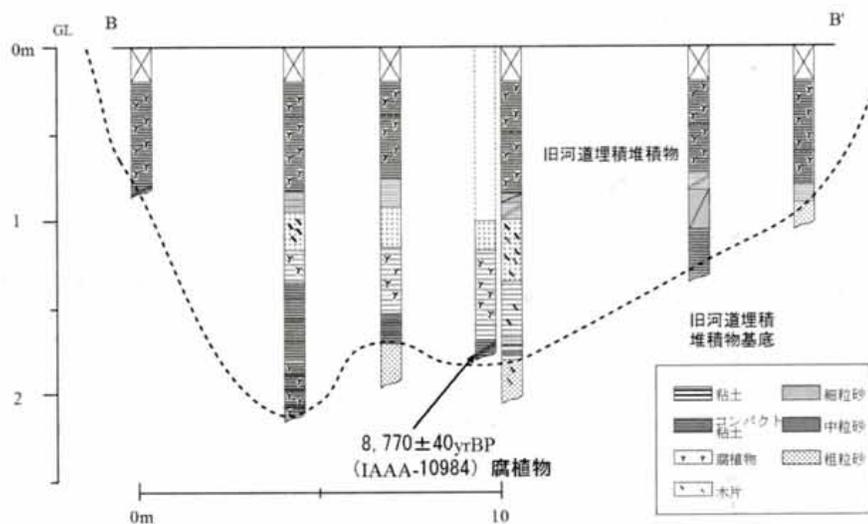


図6 長者ヶ原廃寺付近の旧河道断面図 (断面位置は図5参照)

旧河道中央付近で約2mの層厚をもつ旧河道埋積堆積物が確認され(図6)、地表から深度約1mに腐植物を多量に混入する粘土層が堆積しており、その下位の深度1~1.8mには泥炭層の堆積が確認される。また、泥炭層の下位には地表から2m前後の深度に河床堆積物としての粗粒砂層の上面が確認された。B地点から西へ約10mの位置において、河床堆積物直上の腐植混じり粘土層を採取し、放射性炭素年代を求めた結果 $8,770 \pm 40\text{yrBP}$ (IAAA-101984)の年代値を得た。また、筆者らのこれまでの調査で、当該旧河道に連続する下流部にて、 $7,470 \pm 30\text{yrBP}$ (IAAA-73087)、 $8,850 \pm 40\text{yrBP}$ (IAAA-81245)の年代値が得られており、今回の結果はそれと調和的である。これらのことから、衣川段丘面は8,800~7,500年前頃に離水し、その後旧河道を埋積する洪水堆積物の供給があったと考えることができる。

5. 今年度のまとめと今後の展開

(1) 白鳥館遺跡西方に広がる地形面

白鳥館遺跡西方に広がる地形面において、地形分類を行った結果旧河道に類似する連続する凹地(旧河道状地形)の存在が確認された。連続する凹地を横断する測線上の12地点で簡易ボーリング調査を実施したが、河道の痕跡を示す砂質堆積物などの河床堆積物は確認されなかった。また、地形面の概形を構成する基盤岩およびその風化層直上に認められる洪水堆積物の放射性炭素年代は $5,300 \pm 30\text{yrBP}$ であった。これらのことから、今回の調査測線において、本地形面上には約5,300年前以降、恒常的な河道が存在した痕跡は見いだされなかった。今後は、隣接する地点に調査測線を設定し、堆積物調査を継続する予定である。

(2) 長者ヶ原廃寺跡遺跡付近を通過する旧河道地形

長者ヶ原廃寺跡は「最終氷期に形成された段丘面」の南西縁に位置している。本年度は長者ヶ原廃寺跡のさらに南西を通過する旧河道地形について簡易ボーリング調査を実施した。調査対象とした旧河道は、長者ヶ原廃寺跡遺跡が位置する「最終氷期に形成された段丘面」より一段低位の衣川面上に残されたものである。当該旧河道の河道放棄時期を示す堆積物の放射性炭素年代は $8,770 \pm 40\text{yrBP}$ であり、筆者らがこれまで継続的に調査を続けてきた下流側に連続する旧河道の放射性炭素年代($8,850 \sim 7,470\text{yrBP}$)と調和的であった。今後は衣川流域に焦点をあてて、衣川面形成後の河床高度変化を河岸段丘の形成時期を推定することにより明らかにしていきたい。

(3) 衣川流域の河岸段丘地形についての予察

衣川流域には平泉文化に関連した遺跡が多く見いだされている。それらのうち、昭和22、23年に襲来したカスリーン、アイオン台風時をはじめとする度重なる水害時に冠水し洪水土砂に覆われる地区においても、12世紀には洪水土砂には覆われていない事例が多いようである。今後、衣川流域に焦点をあて、河床高度の時期的な変化をより詳細に明らかにし、時代とともに洪水頻度がどの様に変化したかについて知見を得たい。

それに関連して、衣川流域の完新世河岸段丘地形の詳細区分を予察的に行った(図7)。衣川流域には最終氷期の段丘より下位の完新世段丘面群は、衣川面、衣川Ⅱ面、衣川Ⅲ面、および衣川Ⅳ面に分けられる。衣川面は六日市場、七日市場付近、そして西裏付近に広く分布している。海拔高度は23~38mである。衣川Ⅱ面は横道下付近に分布し海拔高度は35mであり、衣川Ⅲ面は姥神谷起付近に認められ海拔高度は27~28mである。さらに衣川Ⅳ面は現衣川河道に接する位置および滝の沢川沿岸に分布し、海拔高度は桜瀬付近で25mである。これら4面の河岸段丘地形の形成には河床高度の上下変動が大きく関わっていると考えられ、時代とともに変化する洪水頻度等を考察する上で重要である。

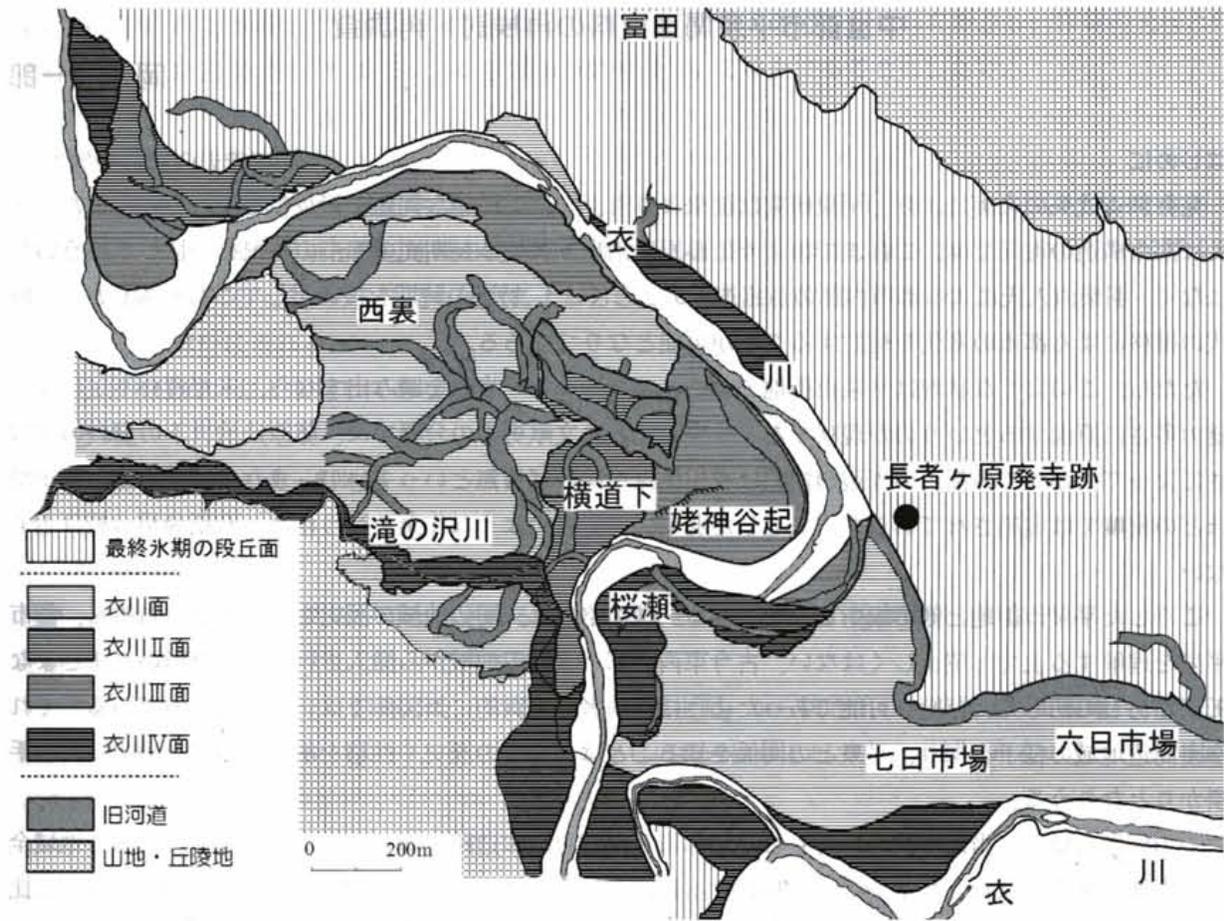


図7 衣川流域完新世段丘面区分図

【参考文献】

- 渡辺満久 (1991) : 北上低地における河成段丘面の編年および後期更新世における岩屑供給, 第四紀研究, 30, 19-42.
- 伊藤晶文 (1999) : 北上川下流沖積低地の完新世地形発達, 季刊地理学, 51, 1-18.
- 野中奈津子・松本秀明 (2006) : 北上川中流部, 一関・平泉付近の2段の氾濫原に残された旧河道群の河道放棄年代と地形面の形成時期, 2006年日本地理学会秋季大会発表要旨集, No. 70, 102.
- 松本秀明・野中奈津子・佐藤美果 (2009) : 北上川中流部一関~平泉付近の氾濫原に残された旧河道群の形成年代, 2009年東北地理学会春季学術大会発表要旨, 季刊地理学, 61, 192.

中世都市平泉関連資料の再検討・再調査

岡 陽一郎

はじめに

発掘調査成果の充実により、平泉研究は従来よりも、一段と微細な問題を追及できるようになった。例えば都市構造の復元では、これまでのように藤原氏治世下という長期間の都市の状況を一括して扱うのではなく、羽柴直人氏による都市内部の道路復元のごとく⁽¹⁾、特定の時期を抜き出してこれを論じたり、時代の推移による都市の変化を検討することが可能となりつつある。

ただし、このような状況は平泉市街地でのことで、外へと一歩足を踏み出すなら、未だ資料不足による謎の多さに直面するというのが現状である。少なくとも文献史学の分野では、藤原氏治世下の資料の少なさによって、かつての都市の周辺の情報は衣川地区を除けば皆無と断言している。また、発掘調査も市街地ほどの密度では実施されておらず、先述した羽柴氏の研究のような作業を行うには、時期尚早の観は否めない。

こうした平泉市街地と他の場所との間にある一種の格差は、周辺地域の歴史を探る際はもちろん、都市平泉を理解する上でも望ましくはない。古今東西の都市が周辺地域から搬入される有形無形のさまざまなモノがあって初めて、存続が可能であったように、両者は本質的に無関係ではいられないのである。それゆえ周辺地域の様子を探り、平泉との関係を知ることは、両者の歴史や性格を解き明かすための一つの手掛かりとなりうる。

この問題の検討に当たり注目したものが、都市と地方を結ぶ道路である。些か乱暴ながら一つの地域全体を人体に例えるなら、ヒトやモノが移動する道路網は、人体に果たす役割の類似点から血管や神経に比することができる。そして人体の基幹部分に太い血管や神経が走り、重要箇所には両者が集中のごとく、幹線道路が地域の核を結び、地域の重要拠点たる都市には道路が集中する。ならば、一つの地域における道路分布の粗密や、その規模の検証を以て、地域の開発状況や性格を掴むことも、あながち見当外れとはいえない。

ただし、その実行に当たっては、先述した資料の少なさという障害を乗り越えねばならない。そこで文献史学の立場に立つ報告者は、中世と比べれば格段に数の多い近世資料を活用することで、資料不足に対処できないかと考えた。しかしながら近世資料といえば、数は多いもののその多くは年貢や法令といった、近世社会の動向と直接関係したものである。当時の人々の生活に直結しない過去の道路が、わざわざその中で取り上げられて子細に記される機会は、一部の例外を除けば⁽²⁾低いと判断した。そこで注目したのが江戸時代に書かれた地誌の利用である。

近世の仙台藩領で行われた地域調査は、明和9(1772)年完成の『封内風土記』と、安永年間(1772～1781年)に領内の村や知行所ごとに提出させた、『安永風土記』として知られる膨大な量の記録群を生み出した⁽³⁾。特に後者は質・量共に前者を上回るもので、一つの藩が独力で作成した地誌としては、全国屈指のものといえる。そこには安永年間当時のさまざまな情報が載せられ、問題の道路についても、単独の項が立てられている。さらに近世後期に成立した資料とはいえ、地名や古跡などでは近世以前に遡る事柄も見受けられ、中には現在では消滅したものも含まれるなど、記録保存の点でも貴重な存在なのである。それらの多くは近世の村々が語り伝えてきた伝承で、正確さには疑問符がつくものもあるが、後述するように活用如何では、中世を検討する際の手掛かりとなるものも含んでいるのであった。

以上のことから、今回は他地域の事例や先行研究を判断材料に、『風土記』を中心とした近世資料や小字名⁽⁴⁾に残る、中世の道路網に関する情報を探ることにした。である以上、この度の報告に当たっては、

現段階で得られた情報を全て載せるのが筋なのであるが、分量の多さからこれを断念し、作業の過程と作業時に気づいた注意点を述べつつ、この手法の有効性について検討することにしたい。

道路関係地名の抜き出し

今回の作業で扱う地域は、都市平泉の故地を含む平泉町と現在の一関市、そして江刺区を除いた奥州市内である。なお、都市平泉と周辺地域の範囲を明確に記した資料は存在しないため、この設定は当時の実情を反映したものでなく、あくまでも任意によるものであることに留意されたい。

その後、各資料に現れる、

- ① 直接道路・道と明記してあるもの
- ② 坂
- ③ 渡河点・宿・市・町地名
- ④ 宗教施設
- ⑤ その他

といった事象に注目し、関係すると目されるものの抽出を試みた。その数は作業途中ながら現時点で1300を越え、今後さらに増加することが予想される。

その後、これらを村ごとに整理した。参考までに、『風土記』から抜き出した事例として塩竈村（現在の水沢中心部にあった村）を（表1）、そして小字名からの抜き出しとして上衣川村（現在の奥州市衣川区）の事例を載せておく。（表2）

表1

所在地	現在地	出典	出典の成立年代	備考
塩竈村	水沢区水沢	『安永風土記』塩竈村	安永5年7月	天王社は都市的な場に多く勧請される。水沢中心部。近世？
塩竈村	水沢区水沢	『安永風土記』塩竈村	安永5年7月	日高の妙見社境内。勧請年不明
塩竈村	水沢区水沢	『安永風土記』塩竈村	安永5年7月	羽黒修験威光院の先祖のもの。年代不明
塩竈村	水沢区水沢	『安永風土記』塩竈村	安永5年7月	下伊沢郡前沢町より当郡金ヶ崎への道
塩竈村	水沢区水沢	『安永風土記』塩竈村	安永5年7月	岩井郡東山並びに江刺郡金ヶ崎町への道
塩竈村	水沢区水沢	『安永風土記』塩竈村	安永5年7月	当郡若柳村のうち下嵐江町への道

表2

小字名	性格	明治22年以前の村名	郡名	現行の行政区	補注
古戸	渡し・港湾	上衣川	胆沢郡	奥州市衣川区	
六道	交差点	下衣川	胆沢郡	奥州市衣川区	六差路
大坂	坂	下衣川	胆沢郡	奥州市衣川区	
上小路	道路	下衣川	胆沢郡	奥州市衣川区	
六日市場	都市的な場	下衣川	胆沢郡	奥州市衣川区	
七日市場	都市的な場	下衣川	胆沢郡	奥州市衣川区	
並木前	街路樹	下衣川	胆沢郡	奥州市衣川区	？
横道下	道路	下衣川	胆沢郡	奥州市衣川区	

なお、近世の村ごとに作成された検地帳には、賦課の対象地の所在を明示する必要から、地名が記載されていた。資料1は下衣川村の検地帳であるが、そこには「道合」や「道下」といった、道路との関係が明白な地名が載せられている。しかしながら作業対象範囲に関わる検地帳の数は多く、その全てが活字化されているのではなかったから実物に当たる必要があった。さらに検地帳に登場する地名は、現在の小字より一段と狭い範囲を指すことから、地図での確認が難しく、現地比定には聞き取り調査などを不可欠とした。いずれも十分な時間を要する作業であったため、時間的制約の関係もあって今回は割愛した。

以下、先述した各事象について、作業中に気づいたことを述べていく。

資料② 『風土記御用書出』

岩井郡西磐井郷赤荻村

一 舊跡 拾

一 東海道跡 一 駒沖坂 一 段 破

一 手洗澤 田村將軍御手洗成成宮所と申傳候事

一 大日澤 此所世傳三尊之宮親有之候由申傳候事

右五ヶ所江古東海道之由ニ西宮郡墨澤村大澤と申所々當

村通當郡平泉村江相出候御任禮ニ海大難所ニ御座候田村

將軍東夷征伐之御時御通被成候由申傳今ニ海道之跡相

獲り居申候事

資料④ 『陸奥郡郷考』 卷下 (仙台叢書 11)

○東街道奥細路

自古封内稱東奥通行者。或在口碑。傳者於名取在。

笠島邊。於宮城在。木下西亦其地不分明。或曰岩切

橋北。東光寺前道路是也。疑陸奥志宮城郡八幡色條下。○姉齒館泰衡

家臣。姉齒平次光景故墟也。館下田古稱東奥道者

也。同上。聖原郡。聖峰色條下。○奥細路。宮城郡今市橋北東光寺前道

路是也。宗久紀行に、みちのく多賀の國府にもなり

ぬ。夫よりむくの細道といふかたを。南さまに末の松

山に尋きぬ云云。村内名。陸奥志。

○東平王通路

巖井郡上黒澤邑。冲やしき田間の細路。東平玉の通り

路と稱す。按ずるに、聖武天皇の御宇。大野東人陸奥

按察使鎮守將軍に任ず。國分式次第に、東平王是也と

あれば、東人巡行の道路なるべし。名取郡南長谷に、

東平王の家と云あり。世に唐土人とす。其説余別に養

軒隨筆中に載す。

資料②・④

〔① 道路〕

『風土記』には道路の項目があるため、多くの道路が確認できる。表3・4は北上川を挟んで現在の平泉市街地と相對する長部村(平泉町長島)と、白鳥村(奥州市前沢区白鳥)の事例である。現地と對比しても、これらは当時存在していた全ての道路ではあるまい。他村と連絡しているなどの理由で、地元で重要視されていた道路が選ばれたと考える。例えば白鳥村の表の先頭にある道路は、道筋が示すように近世の奥州道中である。

表3

名称	性格	所在地	現在地	出典	出典の成立年代	備考
道	道路	長部村	平泉町長島	『安永風土記』長部村	安永4年7月	当村より当郡母体町
道	道路	長部村	平泉町長島	『安永風土記』長部村	安永4年7月	当村より伊澤郡前沢町へ
道	道路	長部村	平泉町長島	『安永風土記』長部村	安永4年7月	当村より同郡小島村へ

表4

名称	性格	所在地	現在地	出典	出典の成立年代	備考
道	道路	白鳥村	前沢区白鳥	『安永風土記』白鳥村	安永6年7月	当郡前沢駅ヨリ岩井郡山ノ目町へ之道
道	道路	白鳥村	前沢区白鳥	『安永風土記』白鳥村	安永6年7月	当村ヨリ当郡上衣川村へ之道
道	道路	白鳥村	前沢区白鳥	『安永風土記』白鳥村	安永6年7月	当郡前沢町ヨリ磐井郡東山松川町へ之道

注目すべきは、「古道」と明記されている道路の存在である。これらについては、安永年間の段階でこう認識されていた道路と解釈すべきではあれ、近世以前に遡るものも含まれている可能性も想定すべきではなかろうか。例えば赤荻村（一関市赤荻）には、「古東海道」（資料2）と呼ばれる道路が走っていた。何らかの幹線道路と推測されるこの道路は、近世に整備された奥州道中とは道筋が一致せず、おまけに「古」という語が付く以上、近世以前の道路であった可能性は高い。対象地域から離れるが、江刺郡にあった片岡村（奥州市江刺区岩谷堂）には、「あつま海道之由申伝候古道」がある（資料3）。この読みを参考にすれば「古東海道」についても、「古あづま海道」と呼ぶべきか。

なお、他の資料にも視野を広げると、一関藩の儒者が記した『陸奥郡郷考』という地誌中に⁽⁵⁾、岩井郡上黒沢村（一関市萩荘）を走る「東平王通路」という古道が記されているのをみつけた（資料4）。『陸奥郡郷考』では、東平王とは小野東人のことで、道路は古代のものという認識が示されている。当該道路は『一関市史』でも言及されていて、そこでは道路の写真も掲載されているが、現地比定はできなかった。これらについても、何らかの方法で道路の歴史を探るべきである。

また、道路といえば間接的ながら、胆沢郡若柳村（奥州市胆沢区若柳）の「道ノ上屋敷」や、同郡赤生津村（同市前沢区生母）の「道下屋敷」といったように、各村の屋敷名の中には道路の位置関係から命名されたと思いきもが確認できる。これらについては現地比定によって、いかなる道路と関係していたのかを確認する必要があるが、この作業は今後の課題である。

資料③ 『風土記御用書出』江刺郡片岡村

- 一 遺跡 但シ岩谷堂町と氣仙江之道
- 一 遺跡 但シ岩谷堂町と上口内町江之道
- 一 遺跡 但シ岩谷堂町と下門内町江之道
- 一 遺跡 但シ岩谷堂町と人首町野手崎町江之道
- 一 遺跡 但シ岩谷堂町と上伊澤水澤町江之道
- 一 遺跡 但シ岩谷堂町と黒石町江之道
- 一 遺跡 但シあつま海道之由申傳候古道

資料⑥ 『関東下知状』(『平泉町史』資料編一、中世文書29号文書)

(前略)

院上職事
右、如文永五年下知者、任先例、寺僧之中撰器量之仁、可補之、而補遣僧公禪之由、業徒申之處、公禪爲淨行器量之由、羅摩申之者、公禪爲器量者尋究之後、可有左右、左同院主分領補原村河原宿事、爲廣懸論之間、爲院主分否、同尋究可有左右、次別當割取同院主分田高之由、衆徒申之間、於引付之座尋問之處、羅摩不申事、然者、如元可返付于院上者、

資料⑧ 『風土記御用書出』岩井郡東山南方門崎村

- 一 古碑 五ノ
 - 一 古碑 高五尺九寸
 - 一 古碑 幅二尺五寸
 - 一 古碑 高三尺五寸
 - 一 古碑 幅二尺一寸
 - 一 古碑 高四尺五寸
 - 一 古碑 幅一尺六寸
 - 一 古碑 高四尺
 - 一 古碑 幅一尺八寸
 - 一 古碑 高九尺
 - 一 古碑 幅一尺八寸
- 石面梵字一字建長八年丙申二月二十九日之文字有之候處
安永四年迄五百十九年罷成候事
石面梵字一字永仁二丙申十二月二十九日之文字御座候處
安永四年迄四百十一年罷成候事
石面梵字一字治三年戊申三月十八日之文字有之候處
治三年より富安永四年迄四百六十七年罷成候事
石面梵字一字永仁四年十月十五日之文字御座候富安永四年迄四百二年罷成候事

資料① 『寛文二年下衣川村御檢地帳』

- 中田 武敵八歩 武敵九文
- 下田 武反武敵歩 武百四拾武文
- 下田 武敵歩 武拾武文
- 下田 拾六歩 六文
- 下田 老敵拾八歩 拾參文
- 下田 武反四敵歩 武百六拾四文
- 中田 八敵拾武歩 百九文
- 上田 三敵歩 五拾老文
- 中田 七敵六歩 九拾四文
- 中田 武敵歩 武拾六文
- 上田 三敵武拾歩 五拾五文

資料⑦ 『吾妻鏡』文治五年九月十七日条

(前略)
鎮守事
一 中央惣社。東方日吉。白山両社。南方祇園社。
一 王子諸社。西方北野天神。金峰山。北方今熊野。
一 稲荷等社也。愚以模本社之儀。

資料⑤ 『吾妻鏡』文治五年八月八日条

八日乙未。(前略)又泰衡郎從信夫佐藤庄司。
(又号湯庄司。是經信忠信等父也)相具叔父河辺太郎高経。伊賀良目七郎高重等。陣于石那坂之上。
(後略)

資料①、③、⑤~⑧

〔② 坂〕

坂については、本来は道路と同じ区分に入れるべきかもしれないが、数の多さと、中世資料に登場する坂と同じ名称を持つものについては、中世に遡る可能性も考えるべきである。そこで、別に項目を立てて検討を加えることにした。今回は以下の事例を取り上げる。

まず一つめが「いしなざか」である。この名称を持つ中世の坂としては、厚樫山合戦関連の記事である資料5に登場する石那坂が有名であるが、表5にあげたように同名の坂は他にも存在する。

二つめが化粧坂である。この地名については鎌倉のものが名高く、こちらは『吾妻鏡』の建長3年12月3日条にも登場するように、確実に中世に由来する地名である。坂の名称については、ある状態から別の状態へと移行する化粧という行為と、ある空間の内と外、あるいは外から内へと移行する場である境界とが類似することから、化粧という地名は集落や都市の境界に付けられるという石井進氏の指摘があって、氏は鎌倉⁽⁶⁾や遠江国府にあった化粧坂⁽⁷⁾に触れている。ならば、表6にあるように、化粧坂という地名が都市平泉の周縁部に残されているのは、至極当然のことといえる⁽⁸⁾。

表5

名称	性格	所在地	現在地	出典	出典の成立年代	備考
石名坂	坂	上姉体村	水沢区 姉体町	『安永風土記』上姉体村	安永6年8月	当郡上伊沢塩竈村・水沢町より江刺郡黒石町への通路
石名坂屋敷	屋敷	上姉体村	水沢区 姉体町	『安永風土記』上姉体村	安永6年8月	
石名坂屋敷	屋敷	山目村	一関市 山目	『安永風土記』山目村	安永4年7月	
石名坂屋敷	屋敷	楊生村	一関市 弥栄	『安永風土記』楊生村	年紀不明	
石名坂屋敷	屋敷	金沢村	一関市 花泉町 金沢	『安永風土記』金沢村	安永4年7月	
石名坂橋	橋	天狗田村	一関市 大東町 沖田	『安永風土記』天狗田村	安永4年7月	当郡築館町より当郡猿沢町への道路

表6

名称	性格	所在地	現在地	出典	出典の成立年代	備考
粧坂	地名	平泉村	平泉町	『安永風土記』平泉村	明治5年11月	都市の境界付近にあった坂?
化粧坂	小名	南下葉場村	胆沢区 南都田	『安永風土記』南下葉場村	安永5年7月	境界付近にあった坂?
化粧坂屋敷	屋敷	南下葉場村	胆沢区 南都田	『安永風土記』南下葉場村	安永5年7月	

小字名	性格	明治22年以前の村名	郡名	現行の行政区	補注
化粧野	野	若柳村	胆沢郡	奥州市胆沢区	化粧坂関連
化粧坂	坂	達谷袋村	磐井郡	一関市萩荘	境界地名

表6にある胆沢区南都田の事例は松浦佐用媛伝説との関係が知られ、柳田國男氏によって他地域の化粧地名と一緒に、遊女や化粧という周縁的な性格を持つ事象の一つとして分析を受けている⁽⁹⁾。松浦佐用媛伝説の明確な誕生時期はわからないため、これと関係する当地の化粧坂の歴史は不明であるけれど、鎌倉や遠江国府の事例を踏まえるなら、地域の何らかの境界に位置する道路であったであればこそ、中世に化粧坂と呼ばれるようになった可能性は否定できない。もとよりそれは達谷袋村(一関市萩荘)にあった、同名の坂についても同じである。

ところで平泉周辺の坂で、過去の出来事と結びつけられている有名なものに、衣川区の一首坂がある。この坂は北に向かう幹線道路とされ、前九年合戦の際の安倍貞任と源義家との説話の舞台として、人口に膾炙している。だが、これとは裏腹に『風土記』では、坂の所在する上衣川村の項に、一首坂という坂は登場しないのである。衣川から北へと向かう道路ということで、同条件の道路を求めれば、上衣川と前沢を結ぶ道路として石生坂という坂が確認できるため、これが一首坂に相当するとみられる。思えば先の説話の原典である鎌倉時代成立の『古今著聞集』⁽¹⁰⁾には、一首坂という坂は登場せず、二人が和歌のやり取りをした場所も、衣河としか出ていない。そのため、現在の現地比定は疑問の余地が生じる。

一方、衣川に関する地誌での一首坂の扱われ方を追うと、坂が始めから登場していたのではないことに気づく。例えば明治20年前後に書かれたと推測される『衣川の古跡』⁽¹¹⁾では、石生坂という項に先の説話を載せ、これによって一首坂と命名されたものの、後に石生坂に転訛したと解説している。この10年ほど後に書かれたとされる『衣川誌』⁽¹²⁾になると、石生坂の代わりに一首坂という項目が立てられ、『衣川の古跡』と同種の見解が載せられている。ただ、この地は古来「いしう」と呼ばれてきたという箇所は留意すべきであろう。その後、大正14(1925)年の『衣川村誌』⁽¹³⁾でも、貞任の逃走経路は別説もあると紹介しつつも、『衣川の古跡』と同様の見解が出されている。これらのことから、本来当地にあったのは石生坂で、これが近代以降に坂名から、『古今著聞集』の説話の舞台に比定され、いつしか一首坂となった経緯を指摘できる。

しかしながら、これは現行の一首坂の歴史的価値を、決して否定するものではない。むしろこの坂が周辺の人々にとって、古くからの道路と認識されていればこそ、古代末の出来事の舞台に擬されたと解釈するなら、一首坂は衣川地区の古道を検討する際の手掛かりとなると考える。

四つめが、サカモトという地名である。この地名自体は普遍的に存在するとはいえ、比叡山の麓にある坂本が山上の寺院群を維持するための、経済や物流拠点であり、中尊寺山麓に位置する坂下についても、同様の機能が推測されている⁽¹⁴⁾。そのため当該地名についても、同種の視点からの分析を行うべきであろう。

〔③ 渡河点〕

これは橋や渡し、あるいは川湊と推定される事例である。橋や渡しについては、川の両岸には自ずと道路が接続していたはずであるし、川湊の場合、ここにヒトやモノを送り込むための道路が接続していたことが予想されるなど、陸上交通網を探するときの材料となる。

橋や渡しは『風土記』にも項目があるため、抽出は容易とはいえ、あくまでもそれらは近世段階のもので、歴史がいつまで遡れるかはわからなかった。けれども胆沢郡茄子川村(奥州市水沢区佐倉河)の「二枚橋」のように、他地域では中世の橋、それも比較的大型のものを検討する際に取り上げられている名称と同一のものも混じっていることは見逃せない⁽¹⁵⁾。このような事例については、後述するように他の資料とのすり合わせによる検討が必要である。

次の「津」や「戸」は、いずれも中世では渡河点や港湾を指して用いられることのあった言葉で、後者については狭隘部を指すことから、河海以外の場所をこう呼ぶこともあるとはいえ、京都の外港であった

大津（滋賀県大津市）や、芦田川に面した湊であった草戸千軒遺跡（広島県福山市）、あるいは江戸（東京都）など、これを付けた地名は各地の水辺で確認できる。

もちろん平泉周辺でも、同じ言葉を見出すことは可能である。例えば前沢区赤生津などがそうで、『風土記』からは屋敷地名として下油田村（一関市花泉町油島）の「船戸屋敷」などをあげることができる。もっともこの中には、胆沢扇状地上の胆沢郡柳田村（奥州市胆沢区南都田の）「上戸屋敷」のように、地形的に湊や渡河点とはなり得ないであろう例も含まれているけれど、赤生津が河川に近接していることを考慮するなら、地名の由来をアイヌ地名とするのではなく⁽¹⁶⁾、河川交通に関係した地名の可能性も出てこよう。

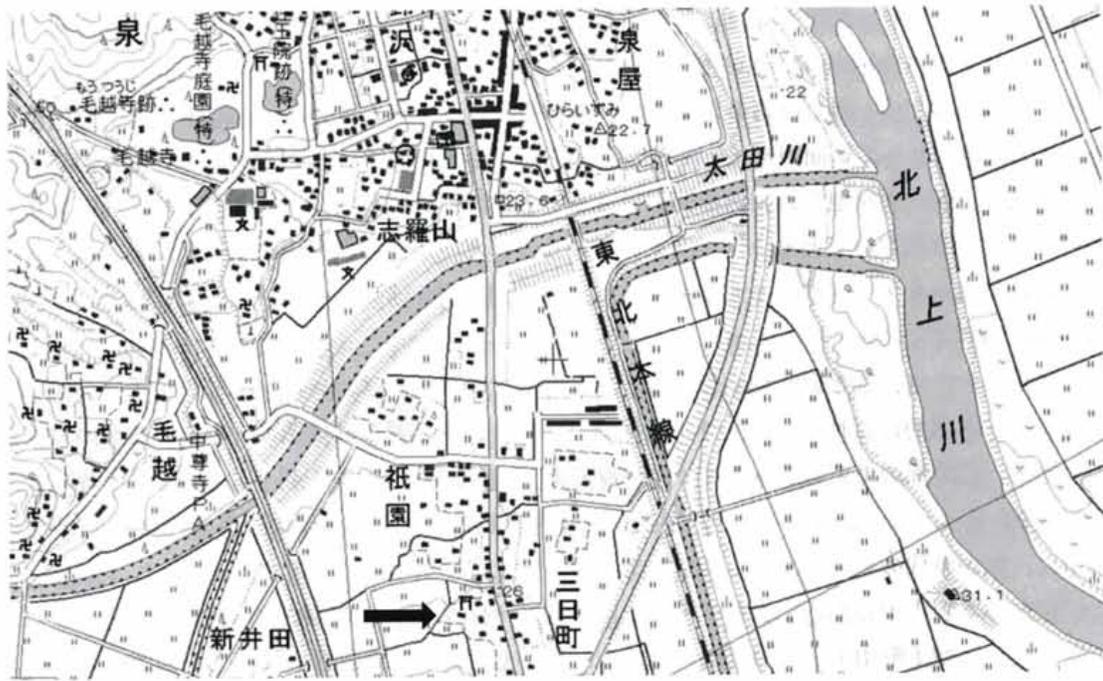
〔④ 宿・市・町地名〕

これに注目したのは、③と似た理由である。すなわち上記の場所は、いずれもヒトやモノの集まる空間という性格上、必然的にこれらが入り出す経路として、陸上交通とは無関係でいられなかったと判断したためである。⑥関係の地名は数も多く、現時点で200を越えているし、史料6における瀬原宿（平泉町瀬原）がそうであるように、この地域に中世前期に宿が存在していたことは確実である。だが200以上の関連地名の中に、他の時代のものも混じっているであろうことは、容易に予想できた。

例えば現在の水沢市中心部の小字名であった、「袋町」や「大町」に代表される一連の地名は、近世の伊達氏（留守氏）の城下町由来のものであろうし、一関中心部にあった同様の小字も、近世の田村氏時代のそれとするのが妥当である。あるいは城下町以外でも、近世に町立てが行われた場所もある。それに同じ中世とはいえ、より後の時代に各地に簇生した中世城郭に付随する城下町にちなむ地名もある。例えば『風土記』の赤荻村（一関市赤荻）の項には、「一、町跡」として「本町」以下八つの宿や町をあげ、安永年中には田島となっていた旨を記すが、これらは葛西家家人の小岩大膳が居住していた、日光館という城館に関係するとしているのである。当然、先の地名は少なくとも鎌倉時代以後とすべきである。むろん、これらについては、それ以前からの歴史を引き継いだ可能性も否定できず、その誕生時期を解明する必要がある。そうした作業も含め、古代末～中世前期の事例の抽出が今後の課題である。

〔⑤ 宗教施設〕

宗教施設といえば、数の多さに加え種類や性格も豊富であるが、これらは絶対に欠くことのできない共通点を有している。それは各施設を訪れる人々のために、交通網との接続を必須としていた点である。例えば平安時代創建の寺社があったとして、現在までに敷地の移動や建物の配置変更がない限り、その寺社と参道によって接続された道路は、自動的に創建以前からそこにあったということになるのであった。一例をあげるなら、平泉市街地南方に鎮座する祇園神社（地図1）は、資料7に登場する平泉南方鎮守の祇園社の後身に相当するとされるなど、古い歴史を持つ神社であるが、当社の参道は国道4号線に面する。それゆえこの道筋については、平泉藤原氏時代にはすでに存在しているといえるのである。



地図1 祇園神社（現在の八坂神社）の位置（図中矢印）
 （出典 国土地理院電子国土地図 1 : 25,000）

ただし、この方法には、対象となる施設の創建年代が不明では使えないという問題点がある。もとより平泉周辺の宗教施設のすべてについて、正確な創建年代が掌握されているわけではないから、当該手法を用いるためには、発掘や付近の金石文、あるいは祭礼などの調査によって、大まかなりとも対象の誕生時期を突き止める作業を行わなければならない。

今回は上記のこととは別に、交通や都市的な場に関わる側面を有する宗教施設を探してみた。なぜ都市に注目したかについては、④で述べた理由と同じで、これらがあることで間接的に交通網の存在が想定できると考えたためである。もし、各施設の誕生時期が判明するなら、都市的な場はもとより、付近にあったはずの道路の歴史も掴むことができよう。対象とするのは、

- A 牛頭天王社
- B 祇園社
- C 巨石・石造遺物・塚
- D 塞の神

の4つである。

A・Bは、いずれも都市的な場に勧請される傾向の強い都市神とでもいうべき存在で、各地の中世都市や、より小規模な所謂「都市的な場」においても確認できる神社である¹⁷⁾。Bについては、先述した平泉の祇園社の例に一目瞭然で、地図1にあるとおり当社は都市的な地名である「三日町」に隣接するのである。

表7はその抜粋であるが、平泉周辺にはA・Bいずれも数多く鎮座している。ただし④が古代末～中世前期に特有のものではない以上、④を守護するはずのA・Bについても、同じことが当てはまる。そのため上で述べたような方法論によって、創建年代を割り出す必要があるが、同時にこれは④の年代を明確にすることでもある。

続くCに関しては、形状はもちろん大きさも、そして名称や由来もさまざまな事例が数多く確認できた。

表7

名称	性格	所在地	現在地	出典	出典の 成立年代	備考
南方鎮守 祇園社	宗教施設	平泉村祇園	平泉町祇園	『安永風土記』 平泉村	明治5年11月	祇園社は都市的な場に勧請される。 付近に交通網が存在したはず
牛頭天王	宗教施設	長部村天王	平泉町長島	『安永風土記』 長部村	安永4年7月	天王社は都市的な場に多く勧請される
牛頭天王	宗教施設	小島村	平泉町長島	『安永風土記』 小島村	安永4年7月	天王社は都市的な場に多く勧請される
牛頭 天王社	宗教施設	上麻生村谷地	前沢区白山	『安永風土記』 上麻生村	安永6年8月	天王社は都市的な場に多く勧請される
祇園社	宗教施設	八幡村	水沢区佐倉河	『安永風土記』 八幡村	安永5年8月	小名祇園にあり。 祇園社は都市的な場に多く勧請される牛頭天王社
牛頭 天王社	宗教施設	一関村	一関市中心部	『安永風土記』 一関村	安永4年7月	新山にあり。棟札から天正2年には存在が判明。 牛頭天王社は都市的な場に勧請されること多し
天王	小名	五串村	一関市厳美町	『安永風土記』 五串村		
祇園社	宗教施設	金森村	一関市花泉町 花泉	『安永風土記』 金森村	安永4年7月	村鎮守。小名天王沢。 貞観9, 6, 15勧請と伝え、暦 応3, 6, 15再造の棟札あり。 祇園社は都市的な場に勧請されること多し。
祇園社	宗教施設	下油田村	一関市花泉町 油島	『安永風土記』 下油田村	安永4年7月	小名猪岡。 祇園社は都市的な場に多く勧請される

表8はその一部を抜粋したものであるが、前沢村中屋敷（奥州市前沢区）所在の「一里塚」のように、中には交通と関わりと明確に認識されていた事例もある。一里塚は江戸幕府の交通政策が生んだ施設であるから、当該事例に関する伝承を否定するのは容易いが、「秀衡時代往還海道」の一里塚とされる点に留意すれば、問題の塚の傍に古道があったために、近世のそれとの類似から、人々は一里塚と誤認したのではないか。それに奥大道沿いに一町毎に笠卒塔姿を立てたという有名な事例が示すように⁽¹⁸⁾、藤原氏はこのような道標的な施設を実際に作っていたのである。その意味でこの伝承については、ある程度の歴史的事実を背景にしていたといえる。

なにより古代末～中世の平泉の周辺では、道路の傍に塚や石造遺物を設置することが行われていたのがある。これはすでに八重樫忠郎氏が指摘するところで、平泉へ通じる幹線道路沿いには、交通路を經由して侵入してくる災いを防ぐために、これらが設置されていたとし、毛越寺から達谷窟を経て南へ向かう道路の例を紹介している⁽¹⁹⁾。あるいは設置目的には直接触れないものの、狭川真一氏は北上川東岸の山裾を走る道路沿いに、平安期の石塔や石仏が一定の距離で並ぶと報告している⁽²⁰⁾。

表8

名称	性格	所在地	現在地	出典	出典の成立年代	備考
経塚	宗教施設	小島村長洞屋敷嘉兵衛地内	平泉町長島	『安永風土記』 小島村	安永4年7月	経塚→交通網に近接
檀ヶ森	宗教施設	前沢村檀ヶ森	前沢区	『安永風土記』 前沢村	安永6年9月	高さ二十間四方拾間
一里塚	宗教施設	前沢村中屋敷	前沢区	『安永風土記』 前沢村	安永6年9月	右ハ秀衡時代往還海道一里塚之由申伝候事
蝦夷塚	宗教施設	柳田村	胆沢区南都田	『安永風土記』 柳田村	安永5年7月	×10
大塚	宗教施設	下姉体村	水沢区姉体町	『安永風土記』 下姉体村	安永6年8月	安倍合戦の戦死者を埋葬との伝承。
古碑	宗教施設	峠村	一関市花泉町老松	『安永風土記』 峠村	安永4年7月	藤田。板碑か。正中2年6月22日の紀年銘有り
供養碑	宗教施設	門崎村	一関市川崎町門崎	『安永風土記』 門崎村	安永4年7月	堂ヶ沢脇 建長8年の紀年銘

以上を参考にするなら、先の一里塚もこれらの中に位置づけて解釈すべきであろう。さらには当所のよように単独で存在する事例に対しては、上の指摘を前提に同様のものを付近に探し、それらを相互に繋ぐことで、かつての道路網の復元を進めることができるのではなかろうか。

最後のDは所謂道祖神=塞ノ神で、いずれも道路の傍らなどに鎮座し、境界を守る存在とされているものであるという点では⁽¹⁴⁾ Cと似ている。胆沢郡栃木村などにある(奥州市水沢区佐倉河)の「道祖神社」はまさしくそれであって、市ノ野村の「幸神社」(一関市萩荘)や舞草村(同舞川)「才ノ神屋敷」なども、これに含めるべきであろう。これらもまた、古代末~中世前期に限定された存在とはいえないが、何らかの方法で建立された時期さえわかれば、近接していたはずの道路の歴史も、自ずと掴めるはずである。

〔⑥ その他〕

『風土記』には多彩な伝説を記録するが、今回は道路に関係すると推測される、

- A 「田村將軍・源頼義・義家伝説 (含安倍氏関連伝説)」
- B 「平泉藤原氏伝説」
- C 「金売り吉次伝説」(長者伝説)
- D 「源義経伝説」

を取り上げたい。表9はその一部を抜粋したものであり、表8にもその一端が表われている。この種の伝説は、歴史を検討するときには無批判で引用されるか、史実ではないと切り捨てられるかのどちらかであることが多い。ただし、伝説というものがある歴史的事実を核とし、そこに後世の社会の色々なものが肉付けされていったとすれば⁽¹⁵⁾、伝説に後世に付着した余計な事柄をこそげ落とし、その中に含まれる歴史的事実を抽出・精製することで、二次資料的な利用が可能と考える。

他地域におけるその好例として、群馬県における貴人伝説を紹介してみよう。同県には「あづま道」と呼ばれる東西方向の古道が走り、その沿道には西から貴人が往来したという伝説と、貴人の騎乗する牛の死亡伝説が分布している。これを分析した坂井隆氏は、問題の道路が近畿地方と接続した中世の幹線道路

であり、貴人たちが来た西とは京都方面を指し、彼らが乗った牛については、幹線道路を象徴する要素と共に、牛車のように都風の運搬具を象徴する要素を持っていたとする。そして伝説の核については、京都に通じる幹線道路としての記憶としたのであった⁽²³⁾。で、あればこそ、この伝説には坂上田村麻呂や源頼義・義家親子、それに源義経といった、京都から東北へと向かった有名人が登場するのである。

あるいはその隣の栃木県北部、大田原市蛭田には道路の跡が現在畑となって残っており、地元では「秀衡街道」と呼ばれている。ここは発掘の結果、古代の道路であること判明したが⁽²⁴⁾、群馬県の事例を参考にすれば、問題の道路跡が「秀衡街道」と呼ばれた理由は、東北地方へ向かう過去の幹線道路の記憶が東北地方の有名人としての藤原秀衡と結び付いた結果とすべきであろう。

この点、上にあげたA～Dもまた、京都から東北へと赴いた人々であった。そのため今回の調査地域に伝わる伝説についても、以下のような解釈を施せるのではなかろうか。すなわち、正確な年代はわからぬまでも、ある時代において古い道路、それも遠く京都方面へ伸びていたと認識された道路があったらこそ、これを核として、過去実際に京都からその地方へとやってきた有名人関連の伝説が誕生したとするのである。

彼らに関する伝説は多岐に渉るが、資料2に載る合計五つの旧跡など、先ほどの群馬・栃木両県の伝説の解釈を、そのまま適用できる事例もある。あるいは田村將軍の勧請と伝える鬼死骸村（一関市真柴）の鹿島社や、白鳥村（奥州市前沢区白鳥）にあって、藤原秀衡が箸を納めたという伝説を持つ「ハシタン塚」などは、先の④とも関係してこよう。

長者屋敷の伝説も、正体やそして機能していた年代もわからぬものの、焼米の出土などはある程度以上の権力と結び付いた何らかの施設であったことをうかがわせ、こうしたことが有力者＝長者や金売り吉次関連のものという伝説を生み出したと推定する。洋の東西を問わず、権力者の施設は交通網に近接して営まれることが多く、同じ長者という名を冠する事例をみても、例えば栃木県那須烏山市鴻野山にある長者ヶ平遺跡は「將軍道」と地元で呼ばれる古道（推定東山道）に隣接し、下野国新田駅に比定されている遺跡である⁽²⁵⁾。また、長者ヶ平には、かつて鴻の山民部という長者の屋敷があったが、前九年合戦の勝利後に帰京する途上、ここへ宿泊した源義家はその勢力を恐れて屋敷を焼き払い、住人を皆殺しにしたという伝承があり、その時のものとされる焼米の出土をみるという⁽²⁶⁾。その上で舞台を東北に戻すなら、長者や源義家、それに焼米の出土という要素は当地でも確認できるのであった。あるいはかつては金売り吉次の屋敷と伝えられていた奥州市衣川区の長者原廃寺跡も、北へと向かう古道に接しているのである。これらを考慮するなら、一連の伝説を用いて、かつての道路を復元することは、決して無謀な試みではない。

表9

名称	性格	所在地	現在地	出典	出典の成立年代	備考
駒吸清水	名水	前沢村 駒吸	前沢区	『安永風土記』 前沢村	安永6年9月	八幡太郎義家の乗馬が吸い出した清水という伝承有り
ハシタン塚	宗教施設	白鳥村	前沢区 白鳥	『安永風土記』 白鳥村	安永6年7月	?藤原秀衡が箸を納めたという伝説
三代清水	名水	八幡村	水沢区 佐倉河	『安永風土記』 八幡村	安永5年8月	田村・頼義・義家の三代が利用したと伝える

掃部長者屋敷跡	屋敷	上葉場村	水沢区佐倉河	『安永風土記』上葉場村	安永5年7月	松浦佐用姫伝説。高山掃部長者屋敷。現在でも焼米出土
折居坂	坂	中野村	水沢区真城	『安永風土記』中野村	安永6年8月	南部への往還。秀衡の時代、北の大門が置かれたという伝承。
大壇	宗教施設	堤尻村	水沢区真城	『安永風土記』堤尻村	安永6年8月	×4。安倍貞任の合戦の戦死者を葬ったという伝承。
日光権現社	宗教施設	赤荻村	一関市山ノ目・赤荻	『安永風土記』赤荻村	安永4年7月	小名清水。田村将軍が勧請したという。
吉次屋敷	旧跡	山目村	一関市山目	『安永風土記』山目村	安永4年7月	堂谷 金売り吉次の住居跡と伝える。今は畑
硯石	名石	猪岡村	一関市巖美町	『安永風土記』猪岡村	安永4年7月	義経が石上に溜まった水を使ったという伝承
大門長根	旧跡	猪岡村	一関市巖美町	『安永風土記』猪岡村	安永4年7月	安倍貞任が門を構えたと伝える
大門跡	旧跡	金沢村	一関市花泉町金沢	『安永風土記』金沢村	安永4年7月	地藏堂北。藤原秀衡が平泉の高館に居住の折、大門を建てたという

おわりに

ここまで述べてきたように、近世資料の中には、中世の道路に関するであろう情報がかなりの割合で含まれている。ただし、繰り返し述べてきたように、資料として用いるには現地調査による位置比定はもちろん、それが何時の時代のものかを確定しなくてはならない。それには、発掘調査を始めとする隣接諸分野の研究成果や、他地域における類例の調査を積極的に援用することで対応可能であろう。

また、今回は『風土記』を中心にしたが、資料なくしては、『風土記』を資料として用いることの妥当性をめぐる議論はもちろん、同じ資料を利用した中世を対象とした研究や、これを受けての新たな研究課題の発見は不可能である。そのため今後は検地帳を始めとした他の近世文献資料や、古代末～中世前期に機能していた遺跡の抜き出し、あるいは村絵図などの近世絵画資料などの利用を通じ、過去の道路に関する資料をさらに増やしていかなければならない。

そうして見つかった事例を結んでいくことで、平泉藤原氏時代の交通網は、初めてその姿をわれわれの前に現してくれるのである。もし、同種の作業を各時代を対象として実行できれば、冒頭で述べたように、この地域の道路の変遷の検討も射程に入ってくる。

ただし、これらの問題は平泉近辺がわかれば終わりという性格のものではない。冒頭で都市平泉の性格を知るためには、周辺との比較が必要であることを述べたが、今度は鎌倉のような同時代の都市とその周辺、あるいは近世水沢城下とその周辺といった具合に、積極的に他の地域や別の時代の「都市と周辺」との比較を行うべきであろう。これらによって、古代末～中世前期の東北地方にあった平泉という都市の特徴は、より鮮明になるからである。

その実現には多くの時間と労力が予想されるとはいえ、それを行った暁には、平泉研究は必ずや新たな段階に入ることであろう。これを祈念しつつ筆を置くことにしたい。

【註】

- (1) 羽柴直人「平泉の道路と都市構造の変遷」入間田宣夫・本澤慎輔編『平泉の世紀』高志書院 2002
- (2) 「東街道」(『江刺市史』第五巻資料編 近世Ⅳ所収、岩谷堂齊藤敬三郎氏所蔵文書)
- (3) ここで『安永風土記』としたものは、仙台藩に集められた「風土記御用書出」を始めとする、統一された書式による一連の記録類を指す。調査に当たっては、『宮城県史』所収のものを定本とし、同書未収録の分については、自治体史によって欠を補うこととした。また、書出の中には、表6中の明治5年11月9日付を持つ平泉村のものや、明治3年4月に田河津村(現在の一関市東山町田河津)が県に提出したものなど含まれているが、その書式は安永年中の書出と同じであるため、後世のものながら、『安永風土記』に準じるものとして利用することにした。なお、以後本稿でこれら安永年中の資料群を表記する際には、『風土記』と略することにする。
- (4) 作業に際しては『角川日本地名大辞典3 岩手県』(角川書店 1985)に載る、字名一覧を利用した。
- (5) 関元龍『陸奥郡郷考』1824(『仙台叢書』第11巻に収録)
- (6) 石井進「鎌倉に入る道・鎌倉のなかの道」『i s』14(後に『鎌倉武士の実像』平凡社 1987 および『石井進著作集』9 岩波書店 2005に収録)
- (7) 石井進「中世都市見付と「一の谷墓地」」(網野善彦・石井進編『中世の都市と墳墓』日本エディタースクール出版部 1988)
- (8) これについては、齊藤利男『平泉』(岩波書店 1992)でも言及されている。
- (9) 柳田國男「妹の力」『定本柳田國男集』第9巻 筑摩書房 1969
- (10) 巻第九(武勇第十二)「源義家衣川にて安倍貞任と連歌の事」日本古典文学大系84 岩波書店 1966)
- (11) 『衣川村史』(Ⅲ 資料編2)。本書の著述年次についての比定は同書に拠った。
- (12) 前掲註11参照。本書の著述年次についての比定も同書に拠る。
- (13) 前掲註11参照。
- (14) 前掲註8参照。
- (15) 藤原良章『中世のみちと都市』日本史リブレット25 山川出版社 2005
- (16) 「赤生津」『角川日本地名大辞典3 岩手県』(前掲註4参照)
- (17) 例えば石井進氏の紹介する、安芸国沼田の本市(広島県三原市)の事例(石井進『日本の歴史12 中世武士団』小学館1974)を参照。
- (18) 『吾妻鏡』文治5年9月17日条
- (19) 八重樫忠郎「平泉における寺院」(吉井敏幸・百瀬正恒編『中世の都市と寺院』高志書院 2005)
- (20) 狭川真一「平泉の石造文化」(入間田宣夫編『兵たちの時代2 兵たちの生活文化』高志書院 2010)
- (21) 柳田國男「石神問答」・同「神を助けた話」『定本柳田國男集』第十二巻 筑摩書房 1969
- (22) 豊田武『英雄と伝説』塙書房 1976
- (23) 坂井隆「あづま道、上野のポスト東山道」(藤原良章編『中世のみちを探る』高志書院 2004)
- (24) 木本雅康『古代の道路事情』歴史文化ライブラリー108 吉川弘文館 2000
- (25) 木本雅康『遺跡からみた古代の駅家』(日本史リブレット69 山川出版社 2008)。なお、以下に述べる伝説から判断して、この「將軍」とは源義家であろう。
- (26) 日向野徳久『栃木の民話』(日本の民話32 未来社 1961)

古代中国と平泉庭園¹

藪 敏裕・劉 海宇

1 はじめに

平泉の伝統文化、特に平泉庭園や現存建造物である中尊寺金色堂などの仏堂及び発掘調査によって明らかになっている建物遺構群の建築様式に関して、以前より指摘されてきた通り、その中に仏教思想の影響があることは否定できないが、実際にそれらの建築や庭園を構成する要素や手法の一つ一つ（築山・立石・中島・洲浜・遣り水等）を取り上げてみれば、仏教思想という枠組みでは捉えきれない事象が多く見出される。



毛越寺

本稿は、当時実際に多大の影響を持った東アジアという場の中で、平泉伝統文化を代表する一つの文化事象として平泉の遺跡群特にその庭園をとりあげ、従来仏教的な観点で強調され阿弥陀如来を中心に極楽浄土を再現した「浄土庭園」として扱われてきた平泉庭園に潜む前仏教的な要素に注目し、それを東アジアの儒教²及び神仙思想に見える「苑池」などの発生・変容過程と比較・検討することによって、考察していきたいと思う。



蘇州古典園林

¹ 本稿では、「庭園」は、庭園と池泉を含む概念として、小野健吉『日本庭園—空間の美の歴史』（岩波書店 2009年2月）の定義である「祭祀・儀式・饗宴・逍遙・接遇などの場として、あるいは観賞の対象として、一定の空間的・時間的美意識のもとに造形される屋外空間。おもに土・石・植物・水などの自然材料を用いて作られる。建築に付随、あるいは建築を包含することが一般的…」の意味で用いる。池泉に注目する場合には「苑池」とも呼ぶ。なお、中国では、宮中の庭園は「禁苑」、「苑圃」などと称され、一般の庭園を「園林」という。たとえば「蘇州古典園林」は1997年に中国古典庭園の代表として世界文化遺産に登録された。中国では、原義的には「園」「苑」「圃」いずれも、元来垣や塀等を周囲に廻らした施設であり、後に樹木や植物を栽培したり禽獣を飼育した場所の意が加わっているらしい。なお、白川静の『字統』（平凡社 2000年2月）は「園」を「陵廟に関する語が多く、その起源は墓地の植樹にあったかと思われる。」とする。

² 中国の原始思想は、殷の上帝思想に始まる天の信仰・祖先崇拜等が未分化に複合され金文や『詩経』『書経』に残存している孔子以前の「原始儒教」、孔子以後の礼教の根柢が説明されるようになった「儒学」（諸子百家の一つとしては「儒家」、漢代期の経書が成立しその研究が行われるようになった「経学」、と区分して使用する。また、これら全体を総称する場合は「儒教」という用語を用いることとする。

2 儒教における苑池の位置づけ

(1) 原始儒教文献における苑池

中国最古の詩集とされる『詩経』大雅の靈台篇³には、

經始靈臺	經之營之	靈台を經始し、之を經し之を營す、
庶民攻之	不日成之	庶民之を攻め、日ならずして之を成せり、
經始勿亟	庶民子來	經始は亟やかにせしむる勿きも、庶民子來す、
王在靈囿	鹿鹿攸伏	王靈囿に在れば、鹿鹿攸（ここ）に伏す、
鹿鹿濯濯	白鳥嚮嚮	鹿鹿濯濯たり、白鳥嚮嚮たり、
王在靈沼	於初魚躍	王靈沼に在れば、於（ああ）初（み）ちて魚躍る、
虞業維樅	賁鼓維鏞	虞業と樅、賁鼓と鏞、
於論鼓鍾	於樂辟廡	於（ああ）鼓鍾を論（つら）ね、於（ああ）辟廡に樂す、
於論鼓鍾	於樂辟廡	於（ああ）鼓鍾を論（つら）ね、於（ああ）辟廡に樂す、
鼙鼓逢逢	矇瞍奏公	鼙鼓逢逢たり、矇瞍公に奏す、

とある。周の都である鎬京近くを流れる澧河に隣接する「辟廡」の地に、庶民が短期間で靈台を創設したこと（ここでは「經始」「經」「營」「攻」などの言葉で表現されている。）が述べられ、さらにその靈台に隣接する靈囿・靈沼において鹿・白鳥が飛び跳ね魚が躍る情景と、そこで様々の楽器が奏でられる情景が描写されている。この人工的に造営されたとされる靈台であるが、たとえば冒頭「經始靈臺」の「經」について『毛傳』は「經、度之也」と注し、「經」を測量する意味としている。『毛傳』では、「靈臺」は未開地を測量開拓して作られたことになる。一方馬瑞辰は「又案、經與基双声。爾雅積古『基、始也』積言『基、經也』經亦始也」と、「經」を「測量」の意ではなく「始める」意と考えて、「經始」で「創建する」意と考えている。

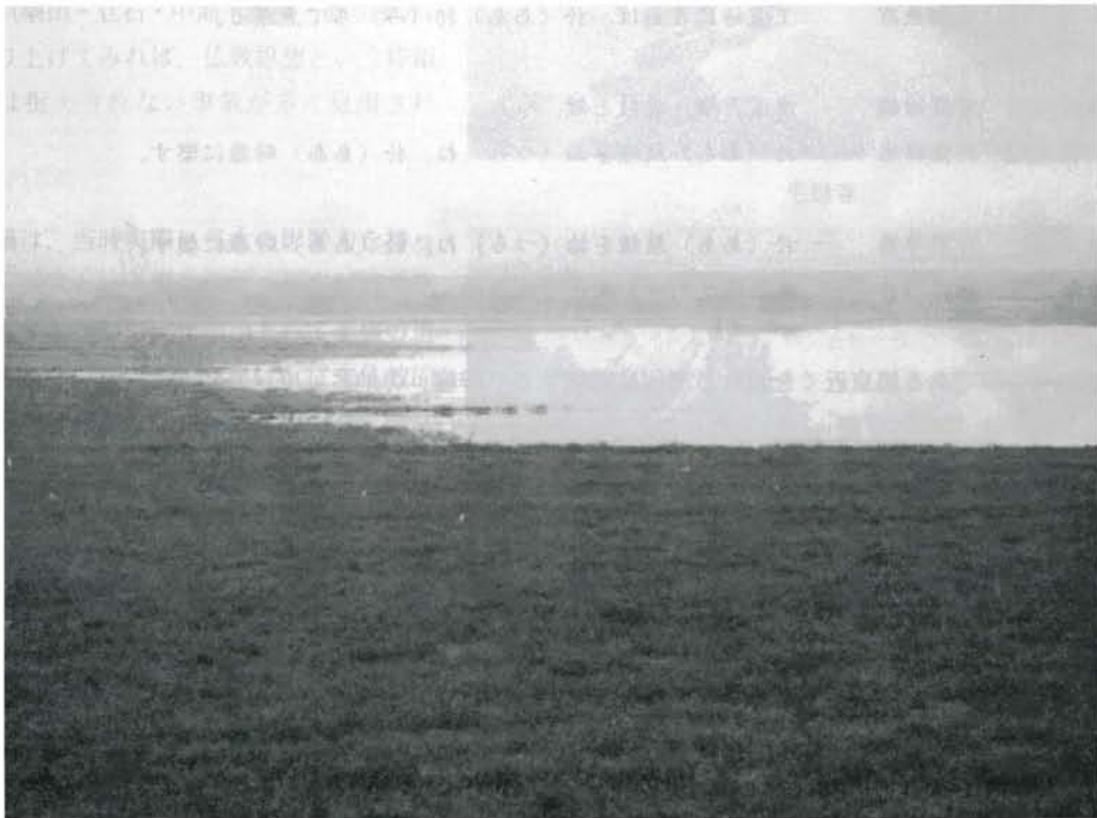


清・畢 撰『関中勝蹟図志』（三秦出版社 2004）の靈台

³ 『詩経』は、原則として清の阮元校刻『十三經注疏』（中華書局 1980）による。以後の『詩経』『毛序』『毛傳』『鄭箋』『禮記』『孟子』『論語』もすべて同じ。

しかし、第一章の「經之營之」「庶民攻之」等に見える「營」「攻」については、その『毛傳』は「攻、作也」と言い、『鄭箋』も「營表其位、衆民則築作」と注しており、第一章を「四方を測量し人工的に（靈台を）造営した」と解釈することが定説化している。

この靈台篇の制作年代については、文王在世中に詩が作られその当時の事実を反映していると考えられる『毛序』等の説と、周王朝がある程度衰退した後に祖廟の前で先祖の靈に対して文王治世下の統治を嘉することにより姫姓一族の再結集をはかっている詩と解する説、たとえば境武男¹⁾の「孟子によれば、この王者は文王（梁惠王）というが（ママ）、作歌の時代はかなり後世である」等の説とがある。前者であれば前11世紀に、後者であれば前8～9世紀ごろに人工的な版築による靈台が建設されていたことになる。版築は、楊鴻勳²⁾が鄭州商城に台榭の遺構が検出されたことを述べ、その高台が版築で築かれ、その上に礎石と柱の痕跡があり、建築があったことを報告している。版築による台榭は、前12世紀以前から存在していたことは考古学的には確認されており、いずれの時代にあっても既存の技術である。



靈台付近の湿地・現状では麦畑となっている

中国の園林史研究者である周維權³⁾は「築台所需土方即從掘池沼得來、…靈沼也是人工開鑿的水體、水中養魚。」と述べ、靈台・靈沼も人工的に築かれたと主張しているが、田中淡⁴⁾は「殷周時代の苑・圃の場合、實際の經營はたんなる境域設定をとまなう程度で、人工的な造園の事蹟に数えられるものではなかったであろう。」と言う。2009年、現地で靈臺を調査した際にも、現地の古老が「文革時に周辺が大きく開墾さ

¹⁾ 『詩經全釈』（汲古書院 1984年8月）639頁。

²⁾ 「鄭州商城台榭遺跡の発現」（『楊鴻勳建築考古学論文集（増訂版）』 清華大学出版社 2008年2月）108～110頁。

³⁾ 『中国古典園林史』（清華大学出版社 2010年5月）55頁。

⁴⁾ 「中国造園史における初期的風格と江南庭園遺構」（『東方學報 第62冊』 1990年3月）127頁。

れ、形状が大きく変えられている」と述べており、周囲の状況も大きく変わっているようである。霊台の実態・この詩が事実か後代の作であるか等を含めて、今後新たな発掘や発見がなければこれ以上検討することはできない。

また、霊台篇の後半に二度繰り返される「於樂辟廡」の「辟廡」についてであるが、一般には『禮記』王制篇の「大学在郊、天子曰辟廡」に基づき、天子が建てた学校のこととされている。しかし、この「辟廡」について、赤塚忠⁸⁾は「辟廡は宗周（鎬京）に隣接する負山臨水の祭都荼京の水辺の聖地である」と述べ、古代の宗教的習俗の行われた水辺の聖地と考えている。この「辟廡」は、西周期の金文にも散見し、麦尊銘⁹⁾に、「才壁離（辟廡）、王乘孖舟爲大豊、王射大囊禽」とあり、周の都である宗周（鎬京）に隣接する「壁離」において、王が舟に乗って鳥を射するという古礼が行われた場所とされている。この水辺の場所「壁離」に霊台が築かれたとされており、これらの金文からも霊台が、西周期には宗教的な意味合いを持つ施設であったことが推測される。

しかし、後代この詩に『毛序』「靈臺、民始附也、文王受命、而民樂其有靈德、以及鳥獸昆虫焉、」がつけられる。『毛序』は、霊台を西周の文王が天命を受けて造営した台榭と考え、霊台篇を文王善政の恩沢が（人間のみならず）鳥獸昆虫にまで及んだことを文王が人民とともに喜んだ詩と政治的に解釈している。この解釈は、氏族的血縁社会の崩壊過程において、本来は機能していた宗教的な行為がその意義を失い新しい封建制社会に適合した古典解釈を行う必要性が生じつつある状況下で登場してくるものである。

霊台篇と同じく水辺の台榭における祭祀を描写する詩に『詩經』魯頌の泮水篇がある。泮水とは現在泮池と呼ばれ、ここには魯僖公が造営した泮宮・泮林などの建築群があったとされている。泮水篇は、魯の僖公がこの泮池で淮夷征服の戦功を頌し、祖先を祭祀し、君臣嘉会を行った詩とされている。その前半に、

思樂泮水 薄采其芹 思（こ）れ樂し泮水、薄（ここ）に其の芹を采る、
魯侯戾止 言觀其旂 魯侯戾り、言（ここ）に其の旂を觀る、
其旂茝茝 鸞聲嘒嘒 其の旂茝茝たり、鸞聲嘒嘒たり、
無小無大 從公子邁 小と無く大と無く、公に従ひて于（ここ）に邁く、

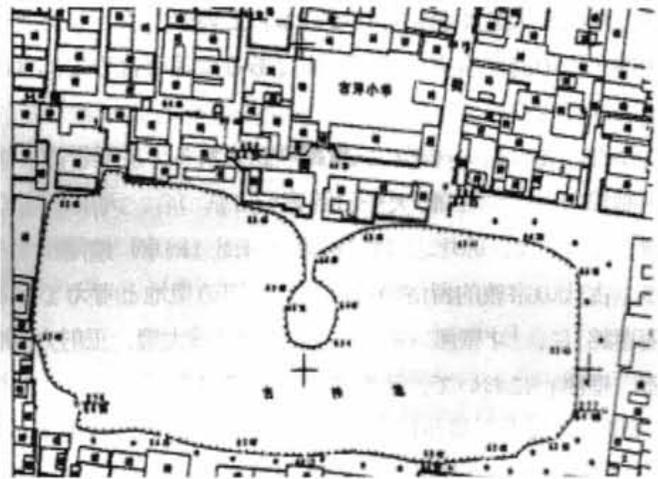
思樂泮水 薄采其藻 思（こ）れ樂し泮水、薄（ここ）に其の藻を采る、
魯侯戾止 其馬蹻蹻 魯侯戾り、其の馬蹻蹻たり、
其馬蹻蹻 其音昭昭 其の馬蹻蹻たり、其音昭昭たり、
載色載笑 匪怒伊教 載ち色し載ち笑す、怒るに匪ず伊（こ）れ教ふ、

思樂泮水 薄采其芣 思（こ）れ樂し泮水、薄（ここ）に其の芣を采る、
魯侯戾止 在泮飲酒 魯侯戾り、泮に在りて酒を飲む、
既飲旨酒 永錫難老 既に旨酒を飲む、永く老い難きを錫（たまは）らん、
順彼長道 屈此群醜 彼の長道に順ひ、此の群醜を屈（をさ）めん、

⁸⁾ 「辟廡について」（『赤塚忠著作集 第1巻 中国古代文化史』研文社 昭和63年7月）515～517頁。

⁹⁾ 「金文通釈11」（白川静『白鶴美術館誌 第11輯』白鶴美術館 平成4年10月）632～636頁。

とある。この「泮水」に対して屈萬里¹⁰⁾は『通典』の「魯郡泗水県、泮水出焉」を根拠に「泮水」が魯国現在の曲阜の泗水県（現在の曲阜城の内部）にあるとしている。後世の注釈である『毛傳』が言うような「諸侯の学校の堀」ではなく、本来「泮水」は魯にあった湖沼か川の名としている。赤塚忠¹¹⁾も「魯以外の諸侯國にも果して泮宮があつたか否かは明證的でない。また魯には泮水という川があるので、泮宮はその川の名によつたものか、逆に泮宮があることから川がその名を負つたものかも決定しがたい。



現在の山東省曲阜市に残る 池付近の地図

その何れにしても泮宮が水畔の聖地の祭宮であつたことは確かである。泮宮が祭宮であれば、魯頌四篇はすべてこの祭宮で奏されたと見なければならぬ。」と述べ、泮水（現在の泮池）を宗教的古代習俗の行われた聖地と考えている。この考えは、境武男¹²⁾にも継承され「前三章—思樂泮水章—は魯侯の泮宮における祭祀の後の君臣嘉会のさま」とする。このように、「泮水（泮池）」「泮宮」等の池泉及びその周辺の施設は、前述した「辟廡」「靈臺」と同じように元来宗教的な施設としての性格を持っていたと想定される。しかし『詩經』の後世の注釈である『毛傳』には「泮水、泮宮之水也、天子辟廡、諸侯泮宮」とあり、周の天子の施設としての「辟廡」があり、これに対して魯国ほかの諸侯国には「泮水」のそばに「泮宮」と呼ばれる施設があつたと解釈している。これは、漢代以降「泮水」と呼ばれる半円形の苑池を伴う「泮宮」と呼ばれる学校が作られる根拠にもなった。「泮水」も周初の氏族的血縁社会が崩壊していく過程において、魯国においてその本来の宗教的な役割を持った苑池としての性格が変質していった。

このように「辟廡」「靈臺」や「泮水（泮池）」「泮宮」と言った『詩經』中の水辺の聖地や湖沼及びその周辺の施設は西周期の氏族的血縁社会が崩壊し封建制社会へ移行していく過程にあつて、その宗教的な意義を失い、新たに倫理的・政治的な意義付けが行われることとなった。

(2) 儒学文献における苑池

『孟子』梁惠王篇に次のようにある。

孟子見梁惠王、王立於沼上、顧鴻鴈麋鹿曰、賢者亦樂此乎、孟子對曰、賢者而後樂此、不賢者雖有此不樂也、詩云、經始靈臺、經之營之、庶民攻之、不日成之、經始勿亟、庶民子來、王在靈囿、鹿鹿攸伏、鹿鹿濯濯、白鳥鶴鶴、王在靈沼、於物魚躍、文王以民力爲臺爲沼、而民歡樂之、謂其臺曰靈臺、謂其沼曰靈沼、樂其有麋鹿魚鼈、古之人與民偕樂、故能樂也、湯誓曰、時日害喪、予及女偕亡、民欲與之偕亡、雖有臺池鳥獸、豈能獨樂哉、（孟子梁の惠王に見ゆ。王沼上に立ちて、鴻鴈麋鹿を顧みて曰く、「賢者も亦此を楽しむか」と。孟子對へて曰く、賢者にして後此を楽しむ、不賢者は此有りと雖も楽しまざるなり。詩に云ふ、『靈台を經始す、之を經し之を營す、庶民之を

¹⁰⁾ 『詩經註釋』（聯經出版事業公司 1983）476頁。

¹¹⁾ 「魯頌の構成について」（『東京支那學報第十三號』 昭和四十二年六月）64頁。

¹²⁾ 境武男前掲書。812頁。

攻め、日ならずして之を成せり、經始は亟やかにせしむること勿きも、庶民子来す、王靈囿に在れば、鹿鹿攸に伏し、鹿鹿濯濯たり、白鳥嚳嚳たり、王靈沼に在れば、於初ちて魚躍る、』と。文王民力を以て、臺を爲り、沼を爲り、而して民之を歡樂す。其の臺を謂ひて靈臺と曰ひ、其の沼を謂ひて靈沼と曰ひ、其の麋鹿魚鼈有るを樂しむ。古の人は民と偕に樂しむ。故に能く樂しむなり。湯誓に曰く、『時の日害か喪びん。予れ女と皆もに亡びん』と。民之と偕に亡びんと欲せば、臺池鳥獸有りと雖も、豈能く獨り樂しまんや』と。)

ここでは、紀元前4世紀の中頃に梁(魏)の恵王が沼のほとりで孟子に仁政を尋ねるという設定になっている。後半に、前述した『詩經』大雅・靈台篇が引用されている。しかし、ここでの「靈台」等の水辺の聖地は宗教的習俗の行われた場所としてではなく、人民と君主が楽しみを共有すべきであるという倫理的的政治的解釈が行われており、後代の『毛序』「靈臺、民始附也、文王受命、而民樂其有靈德、以及鳥獸昆蟲焉」などの經学としての經書解釈につながっていく政治的イデオロギーの端緒が垣間見える。このように、西周から漢代にかけての氏族的血縁社会が崩壊していく中で、水辺の施設における宗教的な儀礼は変容していった。その変容は戦国期の様々な儒家によって担われ、倫理化政治化に成功した儀礼のみがその後継承されていくことになり、失われてしまう儀礼も多かった。

(3) 道家の出現と秦漢期の苑池制度

戦国中期になると道家が登場してくる。儒家が肯定する人間の倫理的的政治的あり方に対して当初否定的であった道家は、当然人間の行う道徳・政治を人為の典型と考え、これを人間の本来のあり方を墮落させる元凶と考えていた。その後、道家は徐々に人間の性を肯定するようになる。しかし、「その性」といふことは、道徳・政治の対極にある、健康な身体的生命や無知無欲の素朴な心情¹³⁾であった。『莊子』には、「道」を体得して不老不死となり天上に往来する神仙のことが、「神人」「真人」という語で表現されている¹⁴⁾。このように道家が身体的生命を養うことを肯定するような思想状況下において、不老不死を希求する神仙思想が流行ることとなり、海上には神仙の住まうパラダイスとしての三神山があると信じられるようになる。特に、戦国後期になると大陸の東端にある斉国と燕国の方士たちの間においてこうした傾向が強くなり、同時にまた大陸西方の崑崙山に居るとされる西王母伝説も流行り、瑤池・醴泉・不死薬などの用語も登場してくることとなる。

全国を統一した秦の始皇帝も、この東海の三神山に強く興味を抱き、斉国の徐福に不老不死の仙薬を探させ、さらに泰山において封禪し、さらに咸陽に蘭池宮を築いた。蘭池宮については『史記正義』¹⁵⁾が引く『括地志』に「渭水を引きて池を爲し、築きて蓬瀛を爲す(引渭水爲池、築爲蓬瀛)」というごとく、渭水の水を引いて池を作り上げ、池の中に蓬萊と瀛州に擬える島を版築により築いたという。また、漢武帝は「鬼神の事」を信じ、海中の蓬萊仙人と不死の奇薬に熱中し、「封禪すれば、死せず」と信じ、さらに「仙境」を具現化した苑池として泰(太)液池を建章宮の中に作り、池には蓬萊・方丈・瀛州・壺梁に擬えた島を築いたという。¹⁶⁾一池四島の庭園制度の祖型がほぼ成立したことになる。

¹³⁾ 池田知久『中国思想史』(東京大学出版会 2007年9月) 32頁。

¹⁴⁾ 『莊子』は、池田知久『莊子』上下(学習研究社 1989年8月)による。

¹⁵⁾ 『史記正義』は、『史記』1巻(中華書局 1992年2月) 250頁。

¹⁶⁾ 『史記』2巻(中華書局 1992年2月) 482頁。『史記』は以後すべてこれによる。

3 中国に現存する漢代以前の苑池遺跡

西安は西周、秦、漢、唐などの王朝の都として、千年余り栄えた旧都である。山東省の魯国は孔子の生誕地であり儒教の発祥地としてもよく知られている。ここでは、すでに発表されている発掘資料及び我々の現地調査をもとに西安及び山東省の曲阜などに現存する漢代以前の苑池遺跡を紹介する。

(1) 西周文王の霊台

陝西省西安市長安県靈沼郷にある。『孟子』梁惠王篇では文王の霊圃を「方七十里」と伝え、その遺跡の一部は前漢武帝時代の上林苑造営の際に破壊され、現在は霊台・霊沼の遺跡が残る。『三輔黄図』¹⁷に(霊)台高さ二丈、周り四百二十歩とある。前掲の清代『関中勝蹟図志』には霊台の古跡が巍然として灃水西岸に残り、明代に仏寺に改めたと記している。実際に2009年の3月に現地を訪問した際には、霊台内で仏教の経典が売られ、複数の仏教僧や仏尼が説教をしており儒教の重要施設としての面影は感じることはできなかった。ただ、間近まで灃水がせまっており、古代にあって水辺の聖地であったとする説が一定の根拠をもつことは確認できた。

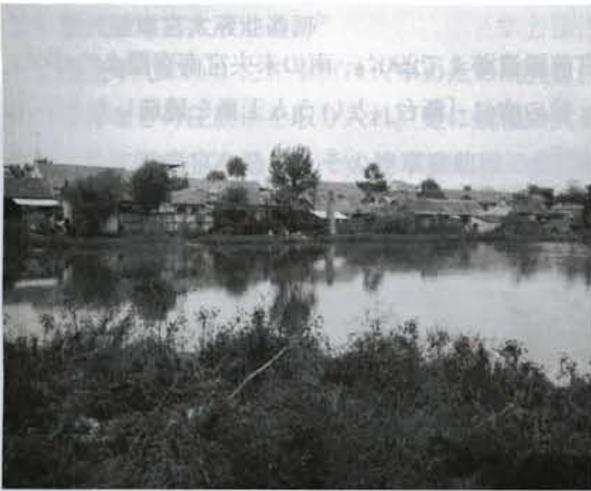


現在の霊台

(2) 春秋時代魯国の泮池

山東省曲阜市内に泮池遺構が残る。『詩経』魯頌・泮水篇によれば、泮池の水辺にある泮宮で祖先祭祀及び儀礼式典などが行われ、経学上は礼楽教化の重要な場所であったとされる。現在、古泮池の水面は面積約2畝、魯国古城の南寄りに位置している。池の中心近くに中島が設けられるのが注目される。前述したように泮池は経学にあっては学校とされているが、現状からは水辺につくられていた祭祀施設の名残であることは確認できた。現在も泉が湧いており、その水が魯国古城の外堀を通過して泗水に注いでいる。曲阜そのものが古代から水の豊富なところであったと孔子研究院の楊朝明院長から説明を受けた。

¹⁷ 『三輔黄図』は、魏全瑞『三輔黄図校注(第2版)』(三秦 2006年1月)による。



現在の泮池



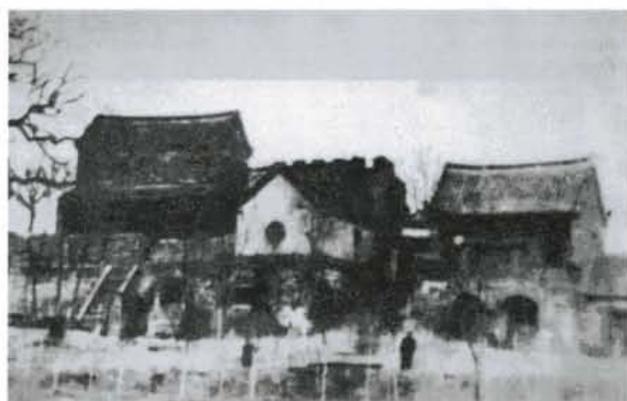
「古泮池」の遺跡保護碑

(3) 戦国時代滕国の文公台と靈沼

山東省滕州市南7キロ滕国故城内にある。『孟子』に見える滕文公が、前述した周文王の靈沼をまねて造営したと伝えられ、現在靈沼の遺跡は東池と西池に分かれる。滕国の文公は、『孟子』によれば、仁義の道を守り、善政を行い、十二諸侯を卓然として出し抜いて、滕国を善国としたと評されている。右の写真は文公台靈沼の西池の現状である。中国の方が池の深度は深く、中島の跡も確認できる。池は古い状況を伝えているらしいが、文公台は左の文革期の写真と比較してもかなり修築されている。また、『作庭記』¹⁸⁾に「槐はかとのほとりにうふへし」とあるが、その門のそばに槐の木を植えるという先例がここ滕国文公台にある。現在は滕国文公台の入り口脇に唐代の槐が指定樹木として保護されている。



滕国文公台の靈沼の現状



文革期の文公台

¹⁸⁾ 『作庭記』は、田村剛『作庭記』（相模書房 昭和39年5月）による。347頁参照。

(4) 漢代未央宮倉池遺跡¹⁹

前漢未央宮の西南部に倉池遺跡があり、東北の未央宮前殿遺跡まで290m、南の未央宮南宮壁まで150m、その面積19.6%、秦始皇帝の蘭池宮の伝統を受け継ぎ、池の中に「漸台」という人工島を建造したという。現在、倉池遺跡は周囲より低くなったくぼ地になっている。



未央宮前殿跡



未央宮の基壇の版築跡



未央宮から倉池方向を望む

¹⁹ 劉慶柱「漢長安城未央宮布局形制初論」(『漢長安城遺址研究』 科学出版社 2006) 483-495頁。

(5) 漢代建章宮太液池遺跡²⁰

太初元年 (BC104) に柏梁宮は火事のため焼失し、武帝はかなぎの圧勝術を取り入れ、更に規模の大きな宮殿として建章宮を造営しその建章宮前殿の北西450^尺の辺りに太液池を作った。池はかね尺の形をしており東西510^尺、南北450^尺、面積は15,16^畝。池の中には蓬萊・方丈・瀛州・壺梁に擬えた島を築いたという。現在では遺跡として、漢長安城遺跡にある「太液池苗圃」という造園業者の敷地の中に残っている。『史記』封禅書²¹に「そこで建章宮をつくった。その規模は千門万户におよび、未央宮よりも高かった。…その北に大池を作り、高さ20丈あまりの漸台を設け、この池を泰液池と呼んだ。池中に蓬萊・方丈・瀛州・壺梁の諸島があって、海中の神山と亀魚に擬えている」とある。



漢太液池跡全景



漢太液池跡裏手

(6) 漢代以前の中國伝統苑池の特徴

『論語』先進篇に公西華の発言として「浴乎沂、風乎舞雩、詠而歸（沂に浴し、舞雩台に風して、詠じて歸せん）」とあることについて、三月上巳の祓除の由来と考える説がある。三月上巳の祓除とは宗懔『荆楚歲時記』²² 3月3日の項にある、「三月三日、四民並びに江渚池沼の間に出で、清流に臨んで流杯曲水の飲を為す」のことである。古代から各地において水の持つ豊穰性や洗浄力に由来する多くの古礼が様々な形で存在したことは、すでに多くの先達が言う通りである²³。このような水のもつ呪術的な力に基づく水辺において行われた様々な儀礼は、原始儒教の中にも残存しており、『詩經』大雅靈台篇や魯頌泮水篇などの水辺の施設、あるいはそこで行われる儀礼にも当然反映していると考えられるべきであろう。このような宗教的な行為は、しかし氏族的血縁社会の解体という社会的な変革の中で、新たな封建制秩序を根拠づける使命

²⁰ 劉慶柱 「漢長安城的考古發現及相關問題研究—紀念漢長安城考古工作四十年」(『漢長安城遺址研究』 科学出版社 2006) 501-520頁。

²¹ 前掲『史記』1402頁。

²² 守屋美都雄『荆楚歲時記』(平凡社 1978年2月)

²³ 家井真「『詩經』に於ける渡河の「興」詞とその展開について」(『二松學舎大學論集』 1977年10月)

を持つ儒学の担い手たちによって倫理化政治化されることとなった。さらに、戦国期以降に新たに登場した道家により、儒家たちが人間の行うべき規範と考えた道德・政治は、人間の本来的なあり方を墮落させる元凶と見なされるようになる。その後、道家は徐々に人間の性を肯定するようになるが、その性の内実は道德・政治の対極にある、健康な身体的生命や無知無欲といった素朴な心情であった。このような思想状況下において不老不死を希求する神仙思想が流行り、これが秦漢期の庭園に反映するようになったと考えられる。

秦漢期の苑池庭園は、海に擬えた池を造成し、池は自然地勢に任せた不規則な平面形を呈し、池の中に仙人の住まう「蓬莱山」を作り、海岸の荒磯や砂浜を象るため、水辺に景石や州浜が作られるといった特徴を示す。こうした庭園の特徴は秦漢期に確立し、南北朝を経て、唐代の庭園に至るまで受け継がれている。たとえば、既に発掘調査されている唐代大明宮太液池の東池は水滴状、西池が楕円形を呈し、人工島「蓬莱三島」が造営され、蓬莱島の南岸に景石や卵石で敷かれた浅瀬などが検出され、西岸の汀線は緩やかに傾斜し、幅3～6尺、杵でつき固めた「版築」の痕跡が見つかっている。



復元された唐代大明宮太液池

4 中国伝統造園思想の日本への伝播

奈良時代平城京に遷都後の苑池のデザインは、唐と直接交渉が始まり、唐風を目指すこととなる²⁴。発掘された平城京の西北部にある佐紀池及び平城京の東院庭園は、不規則な平面形の池、州浜の護岸、自然石を用いた景石や石組といった特徴を持っている。これらの特徴は直接に唐からの影響を受けていることが指摘されている。さらにその後、平城京で秦・漢時代の広大な禁苑上林苑をモデルにした松林苑が造営される。これらの変化は、白村江の戦いで40年にわたり途絶えた唐との交流が大宝二年(702)の粟田真人を執節使とする遣唐使として再開されたことと関係があるとされている。二年後の慶雲元年(704)に粟田真人らが帰国するに際して、唐から造園思想や技術を含む多くの最新情報を持ち帰ったとされている²⁵。

また、延暦13年(794)平安京に遷都してまもなく造営された神泉苑は、桓武天皇が前述した周文王の霊

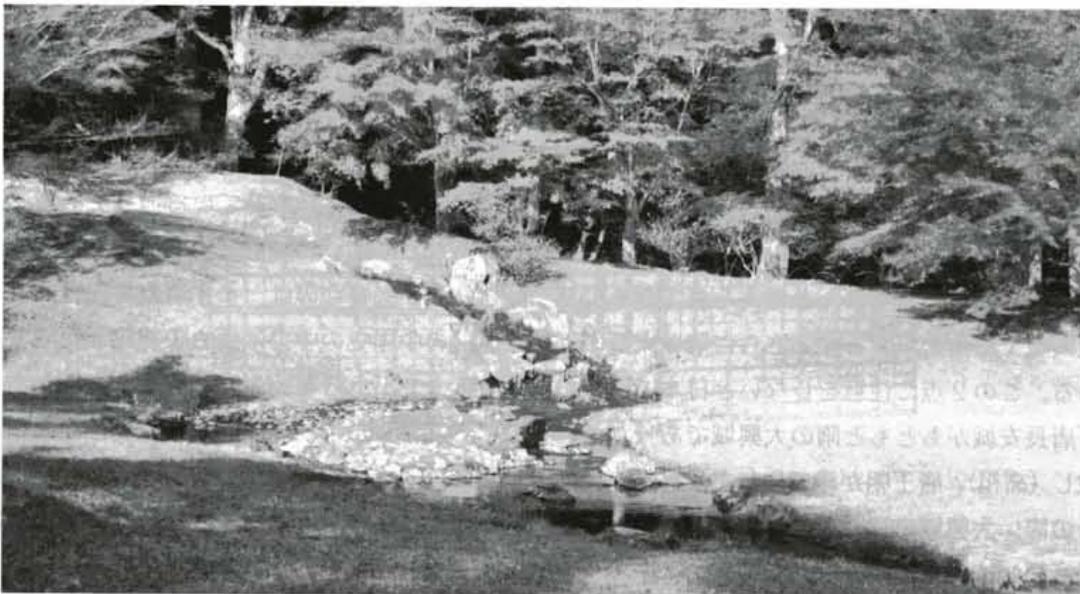
²⁴ 小野健吉 前掲書 48頁。

²⁵ 小澤毅『日本古代宮都構造の研究』(青木書店 2003年)。小野健吉 前掲書 49-50頁。

園をまねて作ったとされる。神泉苑には乾臨閣を正殿として建て、周りに植栽を植え、小動物などが放され、苑池を開鑿して、そこに蓮花を咲かせ、水鳥が遊ぶという。『太平記』巻第十二に「彼神泉園ト申ハ、大内始テ成シ時、准周文王靈園、方八町被築タリシ園圃也」²⁶⁾とある。

平安時代後半の貴族たちは自己の極楽往生の空間とし、自分の住まいである寝殿造り庭園を寺院に改めたり、または新しく寝殿造り風の寺院を造営することにより日本独特な浄土庭園が生まれたとされる。特に毛越寺は、発掘調査により庭園の構成と意匠・技術などは『作庭記』と一部一致するとされ、伝統的な浄土庭園とされている。しかし、田中淡がすでに「これら（中国の）最初期の造園の事例には、土や石の築山、池の開鑿、池岸の設営といった中国庭園の基本的な要素が備わっているだけでなく、…自然を模倣し、再現するという、初期における基本原則が見出されることに注目したい。こうした自然風景庭園の記載を読むかぎりでは、現存する清代以降の建立にかかる過飾の庭園よりも、むしろ最近までの発掘調査によって明らかになった日本の奈良・平安時代の庭園遺構の風格のほうに、はるかに接近したものではなかったらうかとおもわれる。實例をあげれば…平泉毛越寺庭園の巨石を立てた荒磯風の洲濱、古式の枯山水、遣水、觀自在王院の瀧の石組などの遺構である」²⁷⁾というごとく、日本独自の浄土庭園とされる庭園群は、中国唐のあるいはその源流たる秦・漢期の中国の古代庭園の影響を強く受けていると推測される。²⁸⁾

柳之御所遺跡の発掘及びそれに伴い出土する遺物などの発見以降、平泉研究は大きな進展を見せている。それは、遺跡・遺物の調査研究によって得られた考古学的な成果や情報によって、新たな平泉像が浮かび上がり、従来の国家論的な歴史把握とは違った、地域史の視座からのアプローチが可能となったためであろう。同時に、発掘調査によって新資料が飛躍的に増加し、既存の学問分野の枠にとらわれない新たな研究方法が可能となってきている。平泉研究を、日本の一地域史の枠を超えて、学際的・国際的な観点から総合化が可能となったいま「世界史的な意義及び価値」として再検討する時期が来ていると思う。



毛越寺庭園の遣水

²⁶⁾ 後藤丹治・釜田喜三郎校注 『太平記』一（岩波書店 昭和35年1月）420頁。

²⁷⁾ 田中淡前掲書、133頁。

²⁸⁾ 『東アジアの古代苑池』（奈良文化財研究所飛鳥資料館 平成17年10月21日）56頁。

東アジアにおける都市造営と平泉の比較研究

吉田 歆

はじめに

平泉研究は柳之御所遺跡をはじめとする発掘調査の進展を受けて、この20年ほどで大きく展開してきている。平泉を中世都市と見るかどうかといった点もさまざまな角度から検討されてきている。

私も前稿で古代日本の都城は面的に構成はされているが、実は軸線道路が突出した意味を持つものであったと指摘し、中世以降の都市にも同様の傾向が見られることを述べたことがある^(註1)。また、近年は前川佳代氏が日本古代の都城や地方都市の事例を集めて分析を加えられている^(註2)。

そこで本稿では、東アジア世界において日本古代の都城はどのように位置づけられるのか、という課題に迫ってみたい。

一般に日本で最初の本格的な中国風の都城は藤原京とされ、唐の長安城を模倣したのは平城京とされている。こうした定型的な表現は明らかに藤原京や平城京の画期的な性格を言い表しているが、都市史という視点からすると実はもっと本質的な問題を含んでいる。すなわち、古代日本の人々が長安城をモデルに平城京を造営したということは、その時、一国の都の形はこういうものであるということに認識した瞬間であった。つまり、都のあるべき姿というものを明確に認識したということであり、実際に地上に造営したということである。要するに日本人が都市なるもののイメージを具体的に初めて認識したことを意味している。これは日本の都市史の中で大きな画期と言えよう。

そこでまず明確なイメージを与えた唐の長安城の特徴をはじめに再確認し、その上で長安城が都市として持つ特徴の坊牆制を日本がどのように受け取っていたのかを検討してみたい。そこから日本の古代都城の性格を考えて、最後に中世都市への展望を述べることにする。平泉にいたるまでの前段の話に終始してしまうがご容赦いただきたい。

第1章 隋唐長安城の特異性

第1節 唐長安城と隋大興城

日本の古代の都平城京が唐の長安城をモデルとして造営されたことは知られている通りである。古代においては唐の進んだ文物を導入して律令国家を建設していった。都についても同様に唐の都である長安城を模倣して平城京が作られたと考えられている。しかし、注意が必要なのは、まず唐の長安城はもともと隋の大興城であった点である。さらに隋の大興城はそれ以前の中国史の中では極めて特異な都城であった点である。この2点に注意をしないと日本の都城を理解する上で不十分な面が出てこよう。

まず唐長安城がもともと隋の大興城であったという点であるが、618年、隋から禅譲を受けた李淵が皇帝に即位し(高祖)、唐王朝が建てられた。高祖李淵はそのまま隋の大興城を継承し唐帝国の都としたのである。その際、大興城の正殿である大興殿を太極殿と改名するなどの変更はあったものの、基本的にはそのまま受け継いでいたのである。そのため、隋唐長安城と呼ぶことが多いが、実は本来は大興城として建設されたのである。となると唐長安城を理解するためには、隋大興城がどのような経緯で建設されたのかを踏まえておく必要がある。

そこで次に中国の都城の歴史の中で、隋大興城がどのような位置を占めているのかを考えていく必要がある。そうすると、その特異性が見えてくる。

第2節 隋以前の都城

隋の大興城の特異性を確認する前に、隋以前の都城の概要を簡単に振り返っておきたい(次頁図)。

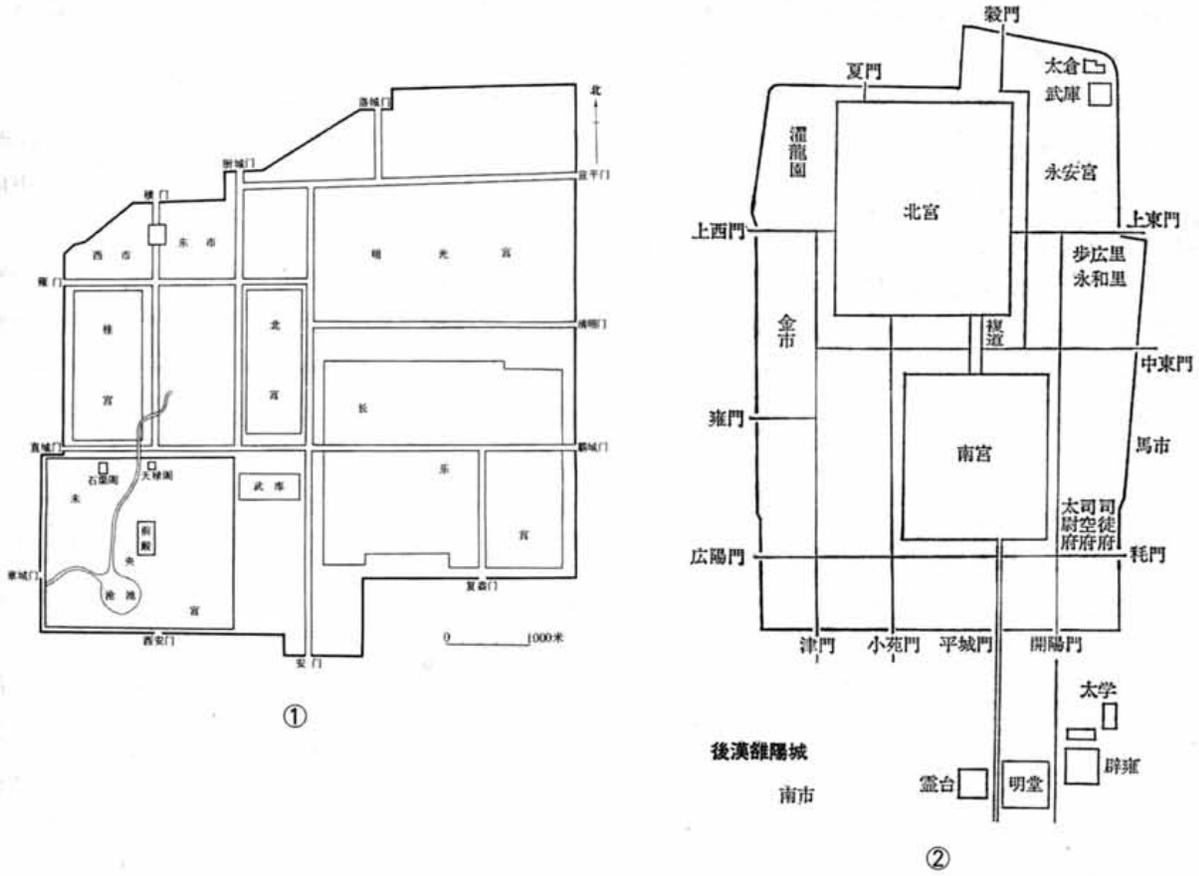


図 中国都城の展開

① 前漢長安城 (中国社会科学員考) ② 後漢洛陽城 (西嶋定生編) ③ 北魏洛陽城 (傅熹年編『中国古代建築史』古
 研究所『漢長安城未央宮』『奈良・平安の都と長安』第2巻)

前漢の長安城は、全体の外郭線は方形に整っているわけではなく、屈曲を繰り返している。その理由については北斗や南斗という星座の形になっているという説などがあるが正確にはわかっていない。そして内部を見ると、宮城がそのほとんどの面積を占めていることがわかる。残った部分に住民たちが住んでいたとされる。ただし、城外にも居住していた可能性が指摘されている。さらに主宮の未央宮は全体の南西に位置していて、唐長安城のように北詰中央にあったわけではなかった。このように前漢の長安城は唐長安城とは全く異なった様相を持っていたことがわかる。

次の後漢の洛陽城について見てみると、全体の外郭の形はやや南北に長い長方形を呈するが、やはりきれいに整ったものではなく、前漢長安城と同じく屈曲を伴っていた。そして内部には北宮と南宮の二つの宮城が配置され、前漢長安城よりは占める面積は小さくなったとはいえ、大きなウェートを占めている。しかも南宮はもちろん北宮も全体の北詰にあったわけではなく、やはり唐長安城とは異なった配置となっていた。以上のように後漢の洛陽城も隋唐長安城とは全く異なった形態であったと言える。

この後、中国は魏・呉・蜀の三国分立の時代を経て西晋による統一王朝が誕生するが、西晋も滅亡し、建康（南京）を都とする東晋が樹立される。その後、宋・齊・梁・陳と王朝が交替していくこととなる。それに対して華北では分裂状態から北魏が起こって、建康を都とする諸王朝を南朝、北魏を北朝とする南北朝時代に突入する。

北魏の洛陽城は隋唐長安城の成立の上で、従来注目されてきた都城である。北魏洛陽城は基本的には後漢の洛陽城を継承している。当初は、外郭についてもほぼ後漢の洛陽城を受け継いでいた。しかし、洛陽に遷都してしばらく後、景明2年（501）に外郭を大きく拡大して造営している。つまり、もともとの後漢の洛陽城の外側に大きく外郭部分を加えたのである。ここで碁盤目状の町割りの外郭が付け加えられるとともに、宮城は全体的に見ると中央の北に寄ったところに位置するようになった。このことから隋唐長安城の誕生の上で大きな画期となったと指摘されてきた。

第3節 隋唐長安城の特徴

前節では中国の都城の歴史を大雑把に振り返ってみてきた。主な都城だけを取り上げてきたが、当然その間にもいくつかの都城が存在していた。しかし、大きく隋唐長安城の成立までを捉えられたのではないかと思う。

その結果、隋唐長安城は決して中国都城の典型的な形ではなかったということが、あらためて確認できよう。隋唐長安城のような都城は、それ以前の中国には存在しなかったのである。それまでの都城は、外郭はきれいな方形とはなっていなかったし、宮城の位置も中央北詰になっていなかった。そして、隋唐長安城の朱雀門街のような中軸線を中心に東西対称にもなっていなかったのである。すなわち、隋以前の都城の形は全体として整えられていたわけではなかったのである。それに対して隋大興城は全体の形もきれいな長方形とし、宮城を中央北詰に配置して、さらに朱雀門街を中軸線に東西対称の形に整えられていたのである。その意味では隋大興城はまさに人為的に作り出された都市ということが出来る。都市はそもそも人為的に造られたものではあるが、この場合は極めて計画的に作られたということになる。その特徴をまとめると次のようになる。

- ① 全体の外郭の形が東西にやや長い長方形に整えられている。
- ② 宮城は中央北詰に置かれている。これを北闕型という。
- ③ 中央官衙は皇城にまとめ、宮城の南に配置している。
- ④ 京城には碁盤目状の町割りが施されている。
- ⑤ 碁盤目状の町割りを坊というが、それぞれの坊が牆壁によって囲まれており、出入りは坊門によって規制されている。これを坊牆制という^(註3)。

以上のように、極めて整理された形に整えられた都であった。まさに人工的に生み出された都と言えよう。そこには長い南北朝の分裂時代を統一しつつあった隋の初代皇帝文帝の意図が込められていたものと思われる。大興城は南朝の陳を征圧し、南北朝統一を目前とした文帝が作り出した都であった。そこには周辺諸国や諸民族を圧伏する帝国としての正統性が表現されていたのである。その意味ではまさしく究極の帝国型都城ということができよう。それ以前とは比べものにならないほど完成度が高かったのである。古代の日本はその究極の帝国型都城を模倣しようとしたのである。しかし、後に見るように、そのすべてを真似したわけではなかった。必要な部分だけを選択して導入していたのである。

第4節 唐の坊牆制

隋唐長安城が究極の帝国型都城であることを確認してきたが、都市として見た場合、どのような特徴があったのであろうか。住民の生活様態や経済活動など、都市としての観点はさまざまあるが、本稿では坊牆制について検討していきたい。

隋唐長安城の都市としての本質をよく示しているものの一つに坊牆制というシステムがある。これは簡単に説明するなら、それぞれの坊というブロックを牆壁で囲むことによって住民を効率的に管理統制するシステムである。

唐長安城の場合、各坊は牆壁によって囲まれており、四辺、あるいは相対する二辺に坊門という門が設けられていた。この坊門は早朝に開かれ、夜には閉じられて住民の通行は原則的には禁止された。つまり、坊牆制とは住民を坊内に閉じ込めることによって、効率的に管理し治安を維持するためのシステムであった。まさに碁盤目状の町割りの本質の一端はここにあったと言えよう。住民の宅地を合理的に分割し、同時に治安の維持にも適した都市の形であった。それではその管理はどのように行われていたのかを次に見ていきたい。

(1) 『通典』巻3、食貨3

大唐令、諸戸以₂百戸₁為_レ里、(中略)、每里置₂正一人₁、(中略)、掌₂按比戸口、課植農桑、檢察非違、催驅賦役₁、在₂邑居₁者為_レ坊、別置₂正一人₁、掌₂坊門管鑰、督察姦非₁、並免₂其課役₁、(後略)

唐の坊には坊ごとに坊正一人が置かれていた。坊正の職掌は坊門管鑰と督察姦非の二つであった。坊門管鑰とは坊門を開閉するカギのことで、督察姦非とは不正や犯罪の取り締まりという治安の維持にあたることを意味している。すなわち、坊正が坊門の開閉を担当していたのである。本人が直接開閉していたのかどうかはよくわからないが、少なくともそのカギは管理していたのである。

以上のように唐長安城では坊ごとに牆壁で囲み、坊門の開閉を通じて住民を分断し、効率よくその支配を行う都であった。そして、この坊が集積して全体を外郭の城壁が囲むというものであった。これが隋唐長安城の都市としての一面であった。それではこれをモデルとした日本の都城はどうであったのかを次章で検討したい。

第2章 日本の坊と坊門

第1節 日本都城の坊

日本古代の宮都は中国の都城制を模倣して造営された。大極殿や朱雀大路、碁盤目状の町割りの条坊制など、基本的には中国の都城制を導入したものであった。藤原京については近年、『周礼』との関係が議論されているが、平城京については隋唐長安城を直接的には意識していたと考えられる。しかし、そのすべてをそのまま導入していたわけではなかった。模倣したところもあれば、模倣しなかった、あるいはできなかったところもあった。本稿では日本における都市形成という視点から坊牆制の受容について検討していくこととする。

平城京と平安京の坊の具体的な様相について詳細に検討を加えられたのは岸俊男氏であった^(註4)。岸氏によると、文献史料などから平城京や平安京について、基本的にはそれぞれの坊に坊城垣(坊牆)は作られてはいなかったとされる。しかし、朱雀大路に沿った部分には一部作られていたと推測されている。そして、坊門も朱雀大路に面したところにだけ置かれていたと指摘された。つまり、坊城垣自体がそれぞれの坊には存在しないのであるから、坊城垣に開く坊門は存在しなかったのである。ただし、朱雀大路両側だけは坊城垣があったので、朱雀大路に面するところには坊門があったと推測された。

このように日本の平城京などには坊城垣は朱雀大路に沿う部分以外にはなかったと推測される。隋唐長安城の住民管理システムの仕組みである坊牆制は、日本には導入されていなかったということになる。この相違は都市形成という点で極めて重要であろう。坊牆によって坊一つ一つが囲まれ、そうしたブロックが集積されて全体の都城を形作っている隋唐長安城と、坊城垣を持たず区画割りの条坊制の平城京では、都市造営という観点からも大きな違いがあったと見ざるを得ない。この点については後にあらためて整理したい。ただし、坊城垣が存在しなかったという点については、近年井上和人氏による新しい見解が提起されている^(註5)。井上氏は平城京内の発掘調査による成果を分析して築地塀などの存在を確認し、坊城垣の存在を指摘された。本稿ではその評価については、もう少し議論の推移を見守りたいと考えており、後述のように今しばらくは岸氏の解釈を継承したい。

第2節 坊令と坊長

日本の平城京や平安京には隋唐長安城と同じように坊はあったが、坊城垣は作られていなかったと推測される。つまり、坊牆制は導入されなかったのである。それでは坊の管理体制はどのようになっていたのだろうか。これについては北村優季氏や市川理恵氏の成果があるので、それらの成果によりながら概要を整理しておきたい^(註6)。

(2) 戸令3置坊長条

凡京每₁坊置₂長一人₁、四坊置₂令一人₁、〈掌_下檢₂校戸口₁、督₂察紆非₁、催駟_中賦徭_上〉

唐の場合には坊ごとに坊正が一人ずつ置かれていたが、日本の場合はどうであろうか。戸令の置坊長条によると、坊ごとに坊長一人が置かれ、4坊ごとに坊令一人が置かれる規定であった。その職掌は、①檢校戸口、②督察紆非、③催駟賦徭の三つであった。これらの職掌は坊令の下に記されているが、古記などの注釈から坊長も同じであったと見られる。

そして、戸令4取坊令条によると、坊令には正八位以下で明廉強直にして時務に堪えるものを選任するとあり、坊長には白丁で清正強幹なるものを任用するとある。坊令と坊長は職掌の内容は同じであったが、任用される範囲に違いがあった。

さらに坊令は職員令66左京職条によれば左右京職に組み込まれており、定員はそれぞれ12人であった。また、神龜3年(726)9月には、京官の史生とともに朝服を着用して把笏させられることになった(『続日本紀』同年同月丁丑条)。

さて、その職掌を振り返ると、①住民の把握(檢校戸口)、②治安維持(督察紆非)、③徴税(催駟賦徭)の三つということになる。ということは、唐の坊正の職掌の一つであった坊門管鑰は含まれていなかったことになる。このことから従来、日本の坊令・坊長は坊門のカギを管理していなかったと考えられてきた。そして、坊門管鑰が日本には受け入れられなかった背景には、坊城垣がそもそも日本の宮都には存在しなかったことがあったと捉えられてきた。しかし、実際にはそれほど明確ではないが、坊門のカギがあることを前提に律令は組み立てられていたと思われる。この点については後に詳しく述べることにする。

また、①檢校戸口と③催駟賦徭については、唐の場合は里正の職掌に相当し、それを継承したものと考えられる。唐の場合には、京城の外はもちろん内部にも100戸ごとに里に編成されていた。そして、里ごとに里正一人が置かれ、その職掌は①按比戸口、②課植農桑、③檢察非違、④催駟賦役の四つであった。こ

のうち②課植農桑は、日本の坊令・坊長の職務には継承されなかったが、京内には田畠が存在しなかったためと考えられている^(註7)。

ここで唐の里正・坊正と日本の坊長・坊令の職務を比較してみたい。すると日本の坊長・坊令の檢校戸口と催驅賦徭の二つが唐の里正の按比戸口と催驅賦役に対応し、坊長・坊令の督察姦非が唐の坊正の督察姦非に対応していることがわかる。唐の里正の檢察非違は督察姦非に合わせられたと理解できよう。そして、課植農桑は先の理由で削除され、坊門管鑰も坊城垣がないことから受け継がれなかったと一応推測される。

以上のように整理すると、日本の坊令・坊長の職掌内容は、唐の里正と坊正の職掌を取り混ぜて、日本の実態に合わない課植農桑と坊門管鑰を削除したということが確認できる。さらに督察姦非は唐の里正の檢察非違とほとんど同内容だとすると、唐の坊正の特徴的な職務の坊門管鑰を削除している以上、事実上、日本の坊令・坊長の職掌は唐の里正とほとんど変わらないということになる。すなわち、日本の坊令・坊長は基本的には唐の里正と同じく人民支配の末端に位置づけられていたということになる。

日本の宮都には坊牆制は導入されなかった。そのため、その特徴とも言える坊門管鑰という職掌は日本の坊令・坊長には受け継がれなかったと想定されてきた。しかし、そう簡単には言い切れないところもある。次節では日本における坊門をめぐる問題に迫っていくこととする。

第3節 坊門と坊令

日本の坊令・坊長は基本的に唐の里正と職務内容は同じであり、坊牆制にとって重要な坊門管鑰という職掌は令文規定からは削除されていた。従来は日本の宮都には坊城垣がなかったことと関連づけて理解されてきたが、坊門そのものが全くなかったわけではない。本節では坊門とその開閉の問題について整理してみたい。

(3) 衛禁律24越垣及城条より

謂、(中略)、其坊令市正非時開閉、亦同₂城主之例₁、

(4) 宮衛令24分街条

凡京路、分_レ街立_レ鋪、衛府持_レ時行夜、夜鼓声絶禁_レ行、曉鼓声動聽_レ行、若公使、及有₂婚嫁喪病₁、須₃相告赴、求₂訪医藥₁者、勘問明知_レ有_レ実、放過、非₂此色人₁犯_レ夜者、衛府当日決放、應_レ贖及余犯者、送₂所司₁、

(5) 『令集解』宮衛令分街条古記

古記云、夜鼓声絶、謂坊門皆鼓可_レ有、未_レ行耳、一云、漢法用每_レ鋪有_レ鼓也、

令文として坊令・坊長の職務から坊門管鑰は削除されていたが、しかし、それと矛盾する内容が律に見えている^(註8)。すなわち、衛禁律越垣及城条によると、城主が正当な理由なく城門を開けたり閉めたりした場合には城壁を越えた罪と同じく罰を与えるように規定されている。その疏には坊令と市正も非時に門を開閉したなら城主の例と同じ罪とすると説明されている。市正は左右京にある東西市を管理する市司の長官を指し、東西市にも門が置かれていた。東西市の門については深入りしないが、坊令が不適切な時間に門を開閉するとあることから、当然、律の規定解釈上は坊令は坊門の開閉を掌っていたと理解していたことになる。しかし、一方の令の規定では坊門管鑰は削除していたのである。つまり、令の規定と律の規定解釈の間に齟齬が生じていたということになる。律では坊令は坊門の開閉を行うことを前提としていたのに対して、令では坊門管鑰という職掌を唐から継受しなかったのである。

このような両者の矛盾については、令は行政法であり実際の日本のあり方に合わせて唐令を改変していたのに対して、律は唐律を下敷き比較的そのまま継受している傾向が見られることから、この場合も実態とは関わりなく唐律を継受したと受け止められている。しかし、すでに述べたように坊門は平城京にも一部存在した可能性がある。とするなら坊令が坊門の開閉を行っていたことを前提とする律の規定解釈も

簡単に空文と見なすことはできないであろう。岸俊男氏は、すでに平城京にも坊門が存在した可能性を指摘していた^(註9)。宮衛令分街条では京路には十字路ごとに舗という番小屋を建て、衛府が夜間の巡回をすると規定され、さらに夜鼓の音が止んだら外出は禁止され、暁鼓が打ち鳴らされると外出が許可されると定められている。ただし、外出が禁止される夜間であっても公的な使者や婚姻、葬式、病気などの理由で緊急を要する場合には、問い質して事実であれば許可されることになっていた。

この条文の夜鼓について、『令集解』宮衛令分街条古記は、坊門には鼓があるべきだが、実際には行われていないだけであるという注釈を行っている。この古記から岸氏は、平城京にも坊門が存在した可能性を指摘している。さらに坊城垣自体は朱雀大路沿いにしかなく、坊門も朱雀大路に開く条間路のみにしか設置されていなかったと推測されている。

以上のような岸氏の推定に従うと、坊門は全く存在しなかったわけではなく、少なくとも朱雀大路に開く場所だけには設けられていたと考えられる。とするならその坊門の開閉を管理していたのは坊令であったと考えられよう。すなわち、戸令置坊長条の規定では坊門管鑰という字句は削除されていたが、実際には坊令は坊門の開閉を掌っていた可能性がある。

つまり、衛禁律の疏が言っている坊令が非時に門を開閉するというのは、朱雀大路に開く坊門のことを指していると理解される。そうすると戸令置坊長条では確かに坊門管鑰の字句は故意に削られていたが、矛盾していたわけではなかったのである。令文上には出てこないが、坊門やそのカギを管轄していた可能性があるだろう。

それではどのような形で坊門に関わっていたのかを次章で見ていくことにしたい。

第3章 坊門の開閉とカギ

第1節 坊門の開閉

坊令の職掌について律と令の間に齟齬が生じていたように見えたが、どうもそういうことではなかったことを見てきた。すなわち、令規定では坊門のカギを管理する坊門管鑰の字句を削っておきながら、律では坊令が非時に坊門を開閉した際の罰則を想定していた。しかし、岸氏の推測に従えば、平城京にも朱雀大路に開く場所には坊門が置かれていたと思われ、そうした坊門の開閉に坊令が関わっていた可能性が推測できる。そこで本章では坊門の開閉と、そのカギの管理について史料は少ないが整理を試みたい。

まず坊門の開閉について以下の史料を参照したい。

(6) 宮衛令開閉門条

凡開₂閉門₁者、第一開門鼓擊訖、即開₂諸門₁、第二開門鼓擊訖、即開₂大門₁、退朝鼓擊訖、即閉₂大門₁、昼漏尽、閉門鼓擊訖、即閉₂諸門₁、(中略)、京城門者、暁鼓声動則開、夜鼓声絶則閉、其出₂入鑰₁者、第一開門鼓以前三刻出、閉門鼓以後三刻進、(後略)

(7) 同穴記

穴云、暁鼓、謂非₂上云第一開門鼓₁也、或云、師云、尚依₂古記₁、可_レ言₂第一坊門開門鼓₁也、亦如₂京城₁也、

(8) 『延喜式』左衛門府式大儀条

(前略)、自₂朱雀門外₁至₂于第一坊門傍路₁、衛士隊之、(後略)

宮衛令には都内の諸門の開閉について定めた条文がある。それが開閉門条である。この条文には宮城の諸門と京城門などの開閉の仕方について規定している。例えば第一開門鼓で宮城内の諸門を開き、第二開門鼓で大門を開くとある。大門とは朝堂院の門と大極殿門を指しているが、いずれにしても合図に太鼓が打ち鳴らされて、その太鼓の音に従って門が開かれた。逆に退朝鼓が打たれると大門が閉められ、閉門鼓が鳴ると諸門が閉じられた。

このようにさまざまあった門の開閉は、この条文によって規定されていたのである。その中にもう一つの門として京城門という門が規定されている。この門は『令義解』の解釈の通り羅城門のことを指している。つまり、都の南面中央の正面玄関にあたる門のことである。その京城門（羅城門）の開閉について、開閉門条では暁鼓が打ち鳴らされると開かれ、夜鼓が鳴り止むと閉められると規定している。つまり、平城京の正門である羅城門は朝の暁鼓で開かれ、夜鼓で閉ざされることとなっていたのである。

そして、それぞれの門には当然、カギがかけられていた。そのカギについても開閉門条で規定されていた。すなわち、カギ（鑰）の出し入れについては、第一開門鼓以前三刻に請け出し、閉門鼓以後三刻に返納すると決められていた。そして、その収納場所は御所であった。つまり内裏にそれぞれの門のカギは収納され管理されていたのである。

以上のように都の中の諸門の開閉システムは整然とした形で定められていた。時刻に合わせて打ち鳴らされる太鼓に従って門の開閉がなされていたということになる。

それでは坊門についてはどうであったのだろうか。開閉門条には坊門の開閉については具体的には見えない。しかし、『令集解』の諸説の中には坊門について言及したものがあるので、これらを参考に検討を加えてみたい。

まず坊門の開くタイミングであるが、令釈の解釈によると、坊門は羅城門に従って開くとされる。ということは、羅城門は暁鼓に従って開かれたわけであるから、坊門も同じく暁鼓に従って開門したということになる。すなわち、京中の坊門は都の正門である羅城門と一緒に開閉されていたことになる。

それではこの暁鼓と夜鼓とは何を指しているのか。『令義解』では暁鼓について、「上文第一開門鼓是也」とあり、暁鼓は諸門を開くための第一開門鼓のことであると解釈している。令釈も「第一開門鼓謂之暁鼓声也」として、同じく第一開門鼓のことと解釈している。このように暁鼓は第一開門鼓の言い換えと理解されている⁽¹⁰⁾。そして、夜鼓についても『令義解』では「亦上文閉門鼓是」とあり、令釈も「昼漏尽、閉門鼓謂之夜鼓声也」と解釈しており、『令義解』も令釈も夜鼓は閉門鼓のことであるとされている。

以上のように暁鼓とは第一開門鼓のことで、夜鼓とは閉門鼓のことと解釈されている。確かに両者は実際には一緒だったかもしれないし、令釈や『令義解』の平安時代の段階では現実にはそのようになっているのかもしれない。しかし、奈良時代の段階についてはやや検討の余地がある。

まず慎重を要する理由の一点目として、同じ開閉門条の条文中で、なぜ第一開門鼓を暁鼓、閉門鼓を夜鼓と言い換える必要があったのかということがある。京城門の開閉を定めた直後にも、また第一開門鼓と閉門鼓が出てきている。すなわち、カギの出し入れの時刻の基準として第一開門鼓と閉門鼓という単語が再び使われているのである。ということは開閉門条では、暁鼓と夜鼓が第一開門鼓と閉門鼓に挟まれていることになる。もし両者が全く同じものであったなら、羅城門の開閉を知らせる太鼓だけを別の呼び名にする必要があったらうか。第一開門鼓・閉門鼓と暁鼓・夜鼓は本来別のものであった可能性がある。

『令集解』宮衛令開閉門条の穴記だけは暁鼓は第一開門鼓ではないと解釈している。それはある説の師説として、古記によると第一坊門開門鼓のことと言うべきだという解釈である。残念ながら古記そのものではなく、孫引きの上に「古記によるに」となっている点が不安ではあるが、古記の解釈では暁鼓は第一坊門開門鼓というものを指しているということになる。すなわち、第一開門鼓ではなく、あくまでも第一坊門開門鼓ということである。古記がこのような理解をしていたということは、天平10年頃、つまり平城京段階では暁鼓は第一開門鼓とは区別されていたということになろう。それが令条の本来の意図であったと想定される。すなわち、暁鼓は本来的には第一開門鼓とは別で、第一坊門開門鼓のことを指していたということになる。

さて、古記による第一坊門開門鼓については、その実態はよくわからないが、いくつかの解釈の可能性が考えられる。一つは第一坊門の開門鼓という解釈である。つまり、京中には複数の坊門があったと思わ

れるが、それらのうちの第一の坊門を開くための太鼓が第一坊門開門鼓であると解釈する理解である。二つ目は、第一開門鼓・第二開門鼓と同じように坊門を開門させる最初の太鼓という意味に解釈することもあり得よう。しかし、この場合には第二坊門開門鼓なるものの存在が論理上、必要になるが、果たして複数ある坊門について、第二坊門開門鼓のように個別的に太鼓を打ち鳴らすというのはあまり現実的ではないように思われる。とするなら前者の第一坊門を開門させるための太鼓という想定が現実味を持っているであろう。

そこで参考となるのが、『延喜式』左衛門府式大儀条である。本条は元日朝賀や即位式、外国の使者からの上表の儀式などの大儀での左右衛門府の隊列や役割を定めたものである。その中で、朱雀門外から第一坊門傍路にいたるまでの空間に衛士が隊列すると見える。この規定は平安京についてのものであるが、大内裏の正門である朱雀門から朱雀大路沿いに第一坊門のあたりまで衛士たちが整列していたのである。とするとこの第一坊門は朱雀門から南に向かって最初の坊門を指しているから、三条坊門小路が朱雀大路に開く門を指すことになる^(註11)。つまり、第一坊門とは平安京の場合は、朱雀門を出て最初の坊門を意味していたということになる。

平安京における第一坊門の事例ではあるが、平城京についても適用できるとすれば、暁鼓である第一坊門開門鼓とは第一坊門を開くための太鼓であったと想定できよう。つまり、平城京の朱雀門の南の最初の坊門を開門させる太鼓ということになる。その第一坊門とは三条条間路が朱雀大路に開く門ということになる。

以上のように暁鼓は第一開門鼓とは本来は別のものであり、宮城直近の第一坊門を開かせるための太鼓であった。しかし、いうまでもなく、こうした理解は解釈上のことであって現実にもそのようになっていたかは別問題である。

宮衛令分街条では、夜鼓を打つ音が終わると京内の通行は禁止され、暁鼓を打つ音とともに許可されると規定している。『令集解』同条の夜鼓について古記は、夜鼓の音が絶えるというのは坊門には皆鼓があるべきだが、実際には行われていないだけであるという解釈を施している。つまり、坊門ごとに太鼓が置かれていて、第一坊門から順々にリレー方式で太鼓が打ち鳴らされていき、京の南端まで達するということを想定しているのであろう。そのリレーの最後の太鼓の音が止むことを夜鼓の音が絶えるということと古記では解釈していたのである。しかし、古記自身が指摘しているように、実際にはそのようには行われていなかった。本来のあり方としては、各坊門には太鼓が置かれていて、宮城から順々に京極に向かって太鼓を鳴らしていくことを想定していたが、現実には実施されていなかったのである。

このように実際には行われていなかったとはいえ、本来のあり方が以上のようなものであったとすると、先に見たように古記が暁鼓を第一坊門開門鼓を指すと解釈していたことと密接な関係があったと推測される。つまり、古記の理解としては、それぞれの坊門には太鼓が置かれていて、毎朝、暁鼓として第一坊門開門鼓が打たれて第一坊門である三条条間路の坊門が開門し、その坊門の太鼓が打たれて次の坊門がリレー式に開かれていくというシステムであったと想像される。

このような形態は唐の長安城でも同様のことが見られる。宮城の太極宮の正門である順天門（承天門）の太鼓が打たれると諸衛が順々に小鼓を打って伝えられていた（『唐令拾遺補』宮衛令三甲）。

平城京の場合には、古記によればあるべき姿として、第一坊門開門鼓以下、順々に坊門の太鼓が打たれて開門していくものと考えられるが、実際にはそうなっていたわけではない。しかし、同じく一説によると、漢法、つまり唐のやり方と同じように鋪（番小屋）ごとに太鼓があって、それを打ち鳴らしていたという解釈もある。この説も実際にはどのように行われていたのかはわからないが、『令義解』が夜鼓を街鼓なりとしているのに対応していると思われる。

以上のように、暁鼓は本来的には第一開門鼓と全く同一ではなく、坊門や羅城門を開門させるために打

たれる太鼓であった。夜鼓も閉門鼓と同じではなく坊門と羅城門を閉じるための太鼓であった。これは翻って宮衛令開閉門条の『令集解』の跡記が、門を開門するというのは「宮城門以内皆是也」と注釈しているように、第一開門鼓と第二開門鼓で開門されるのは宮城門以内の門であった。それに対して京域の坊門や羅城門は宮城の外に位置しており、それらの開閉は暁鼓と夜鼓によっていたということになろう。つまり、宮城門以内とその外の京域とで明確に区別されていたのである。これが令規定の本来の趣旨であった。つまり、暁鼓とは京中に夜明けを知らせ、坊門を開門して通行が可能になることを伝えるものであり、夜鼓は坊門が閉じられ通行が禁じられることを伝えるものであった。

以上に見てきたように、坊門の開閉は暁鼓と夜鼓に従っていたと考えられ、古記に第一坊門開門鼓と言っていることから平城京の段階にも坊門の開閉が行われていた蓋然性は高いように思われる。そうであればすでに紹介した衛禁律の疏に坊令が坊門を開閉していたと想定していることと符合する。坊令は坊門の開閉に関わっていたと考えられる。あるいは坊令が坊門の開閉に関わることを前提としていたということになろう。しかし、すでに見たように、坊令・坊長の職掌には坊門管鑰が削除されていた。すなわち、坊令・坊長は坊門の管理は行わないかのようなのである。坊門の開閉に関与しながら坊門のカギを管理しないということは相反しているように見える。そこで次節では坊門のカギについて整理してみたい。

第2節 坊門のカギ

日本の坊令・坊長の職掌から坊門管鑰を削除していたのにもかかわらず、前節で見たように、坊門は暁鼓と夜鼓とで開閉されていたらしい。しかも衛禁律の疏によれば坊門の開閉には坊令が関与していたと思われる。とするなら坊門管鑰をわざと削除したのに、坊令は坊門の開閉を担当していたことになる。ここでは坊門と坊令との関係について検討を試みたい。

坊門が開閉されていたとすると、当然そのカギが存在したかが問題となる。そこでまず坊門のカギの問題から取り上げる。

(9) 『令義解』宮衛令開閉門条「出入鑰者」の義解

謂、諸門及京城門鑰皆是、(中略)、凡宮閣管鑰者、進₂於御所₁、其京城門鑰亦同、但依₂下文₁、婚嫁喪病等之類、並見₂放過₁、即知、坊門鑰者坊令主掌也、

開閉門条では第一開門鼓以前三刻にカギを請け出し閉門鼓以後三刻に返納することとしている。このカギについて『令義解』は諸門と京城門(羅城門)のカギのこととしている。そして、宮閣門の管鑰、すなわち、宮門と閣門のカギは御所に収納されており、京城門(羅城門)のカギもそれと同様であると解釈している。つまり、内裏に羅城門のカギも収納されていたことになる。

それに対して坊門について、『令義解』は坊門の鑰(カギ)は坊令主掌なりと注解している。すなわち、坊門のカギは坊令が管轄していたということである。それは婚姻や葬式、病気などの緊急の場合には夜間の通行を認めるという分街条の規定があるからであると説明されている。つまり、坊門のカギについては毎朝、御所から受け取って夜に返納していたとすると、夜間の緊急時に開門することができなくなるからである。坊門のカギは現場で管理しておかないと困るという理由によっている。

このように『令義解』は、坊門のカギは坊令が管理していたとしている。このことは『令集解』の諸説も同様な見解を示している。令釈は「坊門鑰者不入也」とあり坊門のカギは御所には返納しないとしているし、穴記は「坊門鑰坊令執、為₁順也、為₂坊内開閉₁故也」として坊門のカギは坊令が執るとしている。張説も同様である。

以上のように『令集解』の諸説によると坊門のカギだけは御所に返納することはせず、坊令が管理していたということになる。その他のカギは羅城門も含めて内裏に保管されていたが坊門のカギだけが例外であった。坊門のカギだけは坊令が管理していたのである。

以上、極めて断片的な史料から坊門は毎日、開閉されていて、しかもそのカギは坊令が管理して坊門の

開閉に携わっていたらしいことが推測される。そのように理解できるなら衛禁律越垣及城条の疏が坊令の坊門開閉について触れていることも整合的に理解できよう。坊門の開閉はそのカギを管理していた坊令によって行われる建前であったということになる。しかし、すでに見たように戸令置坊長条では坊令の職掌から坊門管鑰の字句は除かれていた。令の規定からはあえて削除していたのに、恐らく坊門のカギを坊令は管理していたことになる。

坊門管鑰を削除しておきながら、どうも実際には坊令が保管していて坊門の開閉も行っていたらしい。それではなぜ坊門管鑰を削除してしまったのであろうか。この問いに対する確かな答えは用意できないが、ここでは一つの推論を述べてみたい。

唐の場合は、各坊それぞれが坊牆によって囲まれていて、その坊牆に開く門が坊門であった。そして、その坊門のカギを管理して開閉を統括していたのが坊正であった。それぞれの坊ごとに一人ずつ置かれた坊正が、その坊の坊門のカギを管理していたわけである。

それに対して日本の場合は、それぞれの坊に坊長が一人ずつ置かれ、さらに4坊ごとに坊令が一人置かれていた。日本においては二重構造となっていたのである。そして、坊門のカギを管理していたのは坊長ではなく坊令であった。つまり、それぞれの坊に置かれた坊長は坊門のカギを管理したり、坊門の開閉には関与していなかったと考えられる。坊門のカギやその開閉に関わっていたのは坊令であったわけである。

唐の制度に従うなら各坊に置かれた坊長が、唐の坊正と同じように坊門のカギとその開閉に関わるはずであったが、日本の坊長はそうになっていなかったのである。かわりに坊令が唐の坊正のように坊門のカギを管理し開閉に関与していた。

坊長が坊門のカギと開閉に関わらなかったということは、恐らくそれぞれの坊にはそのような坊門が存在しなかったからではなかろうか。もし日本の場合も唐の坊と同じようにそれぞれの坊に坊門があったなら、各坊の坊門は坊長によって管轄されていたはずである。しかし、坊長が坊門に関与していたことは全く窺えない。つまり、それぞれの坊には坊門は存在しなかったか、あるいは存在しても唐のような住民統制システムではなかったと想定せざるを得ない。とするなら坊を囲む坊城垣自体の存在も問題となる。ただし、先述の如く井上和人氏の説もあり今後も検討の必要がある。ハードとしての坊城垣はあったとしても、ソフトとしての統制システムは継受しなかったと理解することもできるかもしれない。しかし、いずれにしても坊長が坊門のカギや開閉に関わっていなかったことは確かであろう。坊長の職掌に坊門管鑰を継受することはできなかったのである。このためその職掌に坊門管鑰の字句を入れられなかったのである。一方、坊門の管理にあっていたのは坊令であった。その意味では唐の坊正の職掌を継受していたのは日本の坊令ということになる。『唐律疏議』衛禁律越州鎮戍等垣城条の疏議には「其坊正市令、非時開₂閉坊市門₁者、亦同₂城主之法₁」とあり、非時に坊門と市門を開閉した場合、坊正と市令が罰せられると注解している。それに対してすでに見たように日本の衛禁律越垣及城条では坊正を坊令と書き換えていた。つまり、明らかに唐の坊正を日本では坊令に置き換えていたということになる。このことから律令の意図としては、唐の坊正を継受したものが日本の坊令という理解が成り立つのである。そして、実態はよくわからないものの坊令は坊門のカギを管理していたと考えられる。

以上のことから、4坊ごとに一人ずつ置かれた坊令が坊門のカギを管理しその開閉に携わっていたことになるが、それでは4坊を一つのブロックとして、その一つのブロックごとに牆壁で囲んで坊門を配置していたということなのだろうか。しかし、今後発掘調査の進展によって検出される可能性は絶無ではないが、四つの坊全体を取り囲む坊城垣が作られたとはやはり想定しにくい。とするならすでに岸氏が指摘していたように、朱雀大路に条間路が突き当たるところだけに坊門が置かれていたと考えるのが穏当ではなかろうか。このような想定が正しければ、日本の坊門は唐の坊門とは全く性格が異なっていたことになる。唐の坊門は各坊を閉鎖し京内住民を分断支配するための装置であったが、日本の坊門は朱雀大路沿い

にだけ開くものでしかなかった。こうした本質的な違いも坊門管鑰という職掌を令文に盛り込めなかった理由かもしれない。^(注12)

このように理解するなら、日本には坊は存在したが坊ごとには坊門がなく、従って坊長が坊門のカギを管理することもなかった。しかし、朱雀大路に開く坊門のみは存在していて、坊令がそのカギと開閉に関わっていた。これは唐の坊牆制の本質を全く換骨奪胎したものと評価できよう。住民を分断して効率よく治安を維持しようという坊牆制とは異なっていたことになる。朱雀大路沿いという儀礼空間だけを唐と同じような姿に整えていたということになる。平城京は唐長安城の背骨のみ模倣して、それ以外の部分はその本質までは受け継がなかったのである。唐の長安城がそれまでの中国の歴史を受け止めて、住民を効率よく管理するという内発的な理由によって生み出された形であったのに対して、日本は唐長安城を模倣しながらも、律令国家の顔に当たる骨格のみを導入したのである。当時の日本には住民を管理するという内発的な要因は差し迫っては自覚されていなかったわけである。このように見かけは似せていても都市としての内実には大きな差が横たわっていたのである。

第4章 中世都市への展望

平泉を東アジアの都市史の中にどのように位置づけられるのかという課題に迫るため、前章では古代の日本における中国の都城制の受容のあり方を検討してきた。恐らく古代日本における都城の受容のあり方、すなわちその段階で都というものをどのように受け止めていたかが、その後の時代の都市というものを基底の部分で一定程度規定することとなったと憶測される。そして、そこに日本における都市の性格を読み取ることができるのではないかと考える。そこで本章では前章までの検討を踏まえつつ古代から見た中世都市への展望を述べることにする。しかし、それには多面的な検討が必要であるため、ここではあくまで一つの視点を提示するにとどめたい。

日本の古代国家は中国の律令制度を導入するとともに都城制も受け入れ、唐長安城をモデルとした平城京を建設した。これは「はじめに」でも述べたように日本の都市史という観点からすると、単に中国風の都城を作ったというレベルに止まるものではない。その本質的な意味は、日本人が初めて国家の都とはどういうものであるべきかを認識したことを意味している。すなわち、都市のあるべき姿というものを認識した瞬間であった。そして実際に建設したのが平城京であった。しかし、平城京は前章までに見たように唐長安城をモデルにしながらも、いくつかの点で大きく異なっていた。

唐長安城の都市としての特徴の一つは坊牆制であった。これはただ単に坊それぞれを坊牆で囲むということではなかった。その本質は坊牆で囲み坊門の開閉をコントロールすることによって、京内の住民をより合理的かつ効率的に統制することにあった。これが坊牆制の本質であった。それに対して日本では坊門は朱雀大路沿いにしか作られず、唐の坊正の職掌である坊門管鑰は継受しなかった。この違いには両者における都市の相異点が如実に表れている。

すなわち、唐においては住民をいかに統制していくかという切実な課題が坊牆制を生み出した原因であった。それに対して日本にはそうした切実な動機は当面は存在しなかった。都市住民を統制することの難しさを実感するのは平城京を実際に作った後であった。

それでは日本の古代国家は平城京で何を実現しようとしたのであろうか。古代国家が平城京を建設したのは、これまでも一般的に言われているように政治的な要請による。さらに具体的には都城という大きな儀礼空間を整えることが眼目の一つであった。大極殿を中心とした宮城とそこから延びる朱雀大路、さらに朱雀大路沿いに並ぶ坊門といった舞台装置を整える必要があったのである。それは蝦夷や新羅・渤海を服属させている、小帝国としての体裁を整える上で必要な道具立てであった。

(10) 『続日本紀』神亀元年(724)11月甲子条

太政官奏言、上古淳朴、冬穴夏巢、後世聖人、代以₂宮室₁、亦有₂京師₁、帝王為_レ居、万国所_レ朝、非₂是壯麗₁、何以表_レ德、其板屋草舎、中古遺制、難_レ當易_レ破、空殫₂民財₁、請仰₂有司₁、令_下五位已上及庶人堪_レ營者構₂立瓦舎₁、塗為_中赤白_上、奏可之、

平城京に遷都してから14年目の神亀元年、太政官は次のように奏上した。帝王の居所である京師は万国が入朝してくるところであり壯麗でなかったらどうして帝王の徳を示せるだろうか。だから伝統的な板屋草舎はやめて五位以上の貴族と庶人まで造営できる者には家を瓦葺きにし、壁と柱を赤白に塗装させたいと奏上して天皇の許可を得ている。この史料は短いが、重要なことを示唆している。

まず都とは万国が入朝してくるところであるから壯麗でなければならないということを明確に認識していたという事実を確認できる。しかも壯麗にする必要のある範囲が、大極殿・朝堂院といった狭義の儀礼空間にとどまらず住民の家屋にまで及んでいることにも注意される。ここに当時、都というものをどのように認識し、どのような役割を期待していたのかが明瞭にあらわれていよう。すなわち、帝国の都は諸外国に対して威信を示すために壯麗でなければならないが、それは宮中だけではなく住民の居住地区も含まれていたということである。京城にいたるまで立派でなければならなかったのである。それを当時の為政者たちが認識していたことが重要である。

次に貴族以下に対して可能な者はそれぞれの居宅を立派に造作せよとしている点である。つまり、住人の責任において家作を立派にさせようとしていることになる。後の事例には財源を補助している例も見られるが、基本的に家作はそれぞれの責任でなされていたのであろう。当然といえばそれまでであるが、逆に言えば国家として直接整備していたのは朱雀大路沿いといった一部分だけであったことになる。京城までも壯麗にしなければならないと明確に認識していながらも、国家として直接関与するのは儀礼空間の骨格部分のみであった。それぞれの家作を国家の体面のために立派にさせようとしているところに国家のエゴが垣間見られる。

以上のように平城京は唐長安城をモデルとして造営されてはいたが、その住民支配の本質に関わる坊門のシステムは受容しなかったし、さらには帝国としての体面に関わる朱雀大路や宮殿群の整備に力点が置かれていたのである。結局は外向きの施設であった。平城京そのものは巨大な建造物であり、その性格は複合的で一面のみでは性格付けることは難しい。だが、少なくとも他者の目を意識し、帝国型都城の体裁を整えるための施設であったことは確かであろう。

その反面、京内の住民に対しては唐とは異なった対応をとっていた。唐長安城の坊牆制による住民統制システムについては実際には受容しなかった。いわゆる都市住民と対峙した経験がなかったため、住民統制システムを構築する必然性がそもそもなかったのであろう。確かに貴族・官人以下を都に集住させることは律令体制を築くためには必要であったが、条坊制による碁盤目状の町割りだけが唯一の方法ではなかったであろう。しかし、唐長安城をモデルとしたために条坊制を選択したのである。

ここまでの推論から次の2点を指摘できよう。一つには平城京のような日本の古代都城の形は内発的な必然性から生まれたものではなかった点である。結局、国家の体裁を整えるという政治的要請によって儀礼空間として整えられたのであり、坊牆制という住民統制の本質は骨抜きになっていたのである。二つには、住民統制システムが骨抜きになっていたということは、条坊制がそうした必然性から生まれたわけではなかったということである。もちろん宅地を班給するという側面も持っていたが^(註10)、そのような形になったのは唐長安城を意識していたからである。

このように日本古代の都城は内発的な要請によって生み出されたものではなく、帝国の都のあるべき姿を表面的に作り上げ、儀礼空間として整えたものであった。だがそうした必要性がなくなった時、そのような形はもはや不要なものとなる運命にあった。そこに生まれてくるのが中世都市ということになる。古

代東アジア世界における体面を保つ必要がなくなった時、『延喜式』左京職式京程条のようなマスタープランは必要なかった。必要な施設を適宜配置していく時代になったのである。

しかし、日本が初めて出会った都のあるべき姿は、通奏低音のように以後の時代にも流れていったのも事実であろう。例えば白河や宇治の方格地割りなどに受け継がれていった。そして、平泉の毛越寺・観自在王院周辺の地割りにも影響を与えていると想像される。

以上のように日本の古代都城は内発的な必然性から生まれたものではなく、その外的要因がなくなれば、もはや必要のない形であった。その後に残ったのはフレキシブルな中世都市であった。だが唐長安城の強烈な印象は以後の日本にも伏流水のように受け継がれ、必要に応じて地上に湧き出すことになった。

おわりに

本稿では平泉を東アジアの都市史の中でどのように位置付けられるのかを検討していく前提として、古代都城から中世都市を展望することを目指した。日本の古代都城は極めて明確なモデルとしての唐長安城があり、それを対外的な必要から模倣したものであった。内発的な必要性からではなく政治的要請によって作られたものであった。そして、本当に必要だったのは朱雀大路を中軸とした儀礼空間であった。その意味では条坊制は施行されてはいたが、それほど優先順位が高いわけではなかった。その点では『延喜式』左京職式京程条のようなマスタープランはあったであろうが、表層的なものでしかなかったと理解される。

そして、そうした政治的要請がなくなった段階で生まれてきたのが中世都市と言えよう。中世都市には都市のあるべき姿というものではなく可変的な性格を持っていた。しかし、唐長安城の記憶は底流として流れていて、時として顔を出すことになる。再びマスタープランによる都市が現れるのは中世末以降の城下町からとなる。

【註】

- (1) 拙稿「東アジア世界の中の都市平泉」、『平泉文化研究年報』第1号、2001年
- (2) 前川佳代「都市平泉の形成—飛鳥から平泉へ—」、『平泉文化研究年報』第9号、2009年。同「古代地方都市の“かたち”」、館野和己編『古代都城のかたち』同成社、2009年
- (3) 妹尾達彦「都市の生活と文化」、堀敏一他編集『魏晋南北朝隋唐時代史の基本問題』汲古書院、1997年。同『長安の都市計画』講談社、2001年
- (4) 岸俊男「難波宮の系譜」、同『日本古代宮都の研究』岩波書店、1988年
- (5) 井上和人「平城京の坊牆制」、同『日本古代都城制の研究』吉川弘文館、2008年。なお、入稿直前に井上氏より「日本古代の都城における門形制の展開」（奈良文化財研究所編『官衙と門 報告編』クバプロ、2010年）別刷を頂戴した。ご厚情に感謝するとともに併せて参照願いたい。
- (6) 北村優季「日唐都城比較制度試論」、池田温編『中国礼法と日本律令制』東方書店、1992年。市川理恵「京職の末端支配とその変遷」、同『古代日本の京職と京戸』吉川弘文館、2009年
- (7) 市川理恵「京職の末端支配とその変遷」、同『古代日本の京職と京戸』吉川弘文館、2009年
- (8) 北村優季「日唐都城比較制度試論」、池田温編『中国礼法と日本律令制』東方書店、1992年
- (9) 岸俊男「難波宮の系譜」、同『日本古代宮都の研究』岩波書店、1988年
- (10) 今泉隆雄「飛鳥の漏刻臺と時刻制の成立」、同『古代宮都の研究』吉川弘文館、1993年
- (11) 岸俊男「難波宮の系譜」、同『日本古代宮都の研究』岩波書店、1988年
- (12) 大宝令で坊門管鑰が削除されたのかどうかは確認できない。もし大宝令で削除されたとすると、当時の都は藤原京であったから、藤原京の状況を反映している可能性もあるし、逆にあるべき姿を想定して規定が作られていた可能性もある。そうした問題も今後の課題である。
- (13) 北村優季「条坊の論理」、笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集』上巻、吉川弘文館、1993年

中尊寺に残されたガラス玉の非破壊的分析と考察

中村 和之

はじめに

周知のように、平泉町の中尊寺には、奥州藤原三代の主である藤原清衡・基衡・秀衡の遺体を納めた棺が安置されている。この三人の棺の中に納められていた資料については、1950年（昭和25年）に実施されたご遺体調査で研究が行われている。この調査は、当時の学問的な水準としては画期的なものとされている。しかし遺物の成分分析という観点からみれば、この当時は破壊分析しか方法が無く、測定には限界があった。これは貴重な遺物の保存という観点からみれば当然のことである。

しかし、ご遺体調査から60年を経過した現在では、非破壊分析による遺物の成分分析の方法が改善されている。今回の調査計画では、エネルギー分散型蛍光X線分析計を中尊寺に持ち込むという条件で、清衡棺・基衡棺・秀衡棺に納められていたガラス玉ほかのガラス製品の成分分析を行うことができた。これは、中尊寺の破石澄元師のご理解と平泉町役場の八重樫忠郎氏のご支援により実現した調査である。お二人のご厚意に深く感謝する次第である。

調査の概要

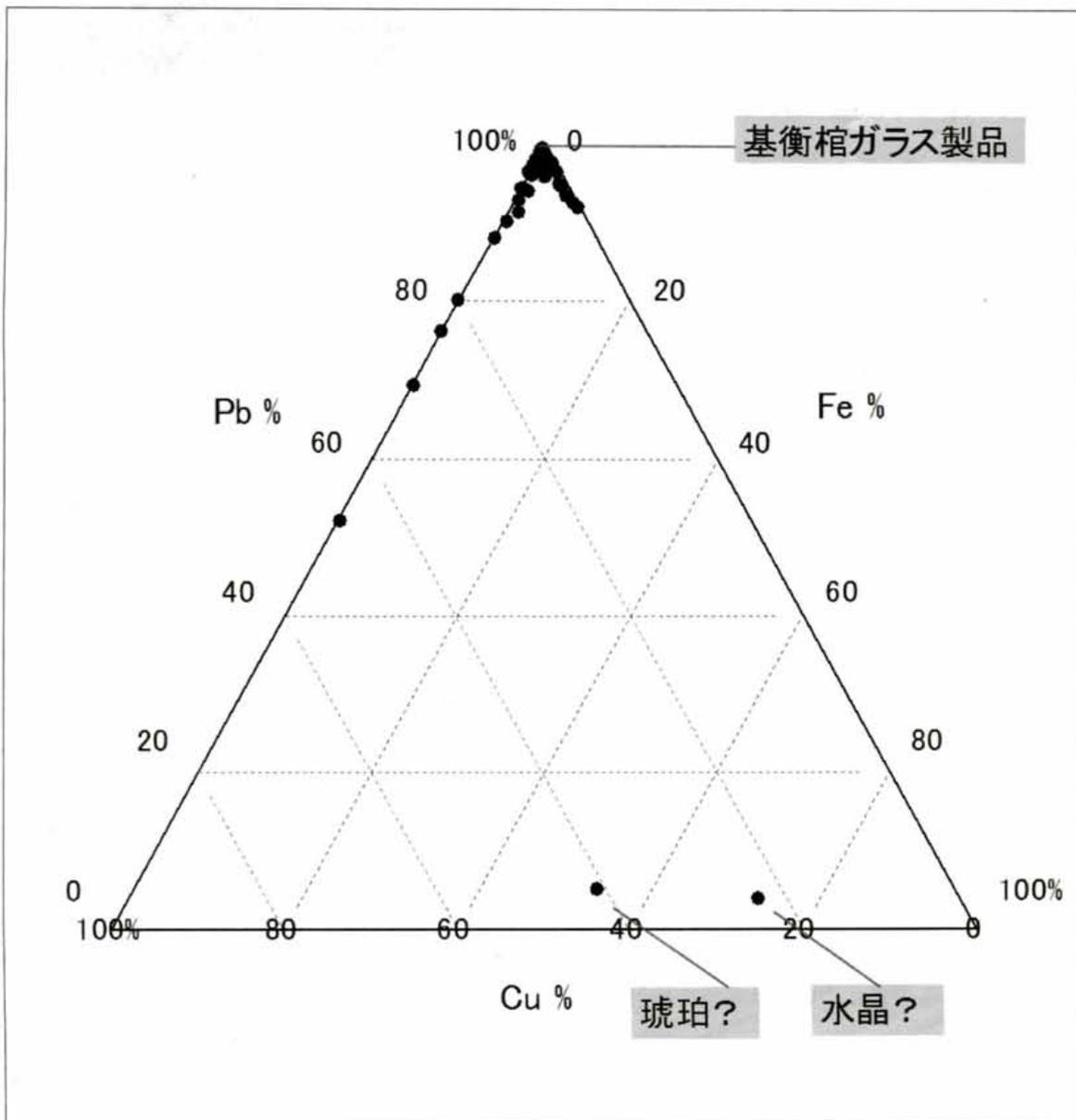
今回の調査は、2010年9月26日と27日の両日、中尊寺賛衡蔵の事務所の一室をお借りして実施した。調査の参加者は、筆者のほかに函館工業高等専門学校の小林淳哉氏、札幌国際大学の越田賢一郎氏、平泉町役場の八重樫忠郎氏、兵庫大学の岡陽一郎氏それに奥州市教育委員会の及川真紀氏の計6名であった。小林氏がガラスの非破壊分析を、越田氏がガラスの観察と計測を、八重樫氏が写真撮影などの記録を担当した。また岡氏、及川氏には測定作業の補助をお願いした。

2日間で計67点の資料の調査を行うことができたが、その成果は表1にまとめており、主な資料の写真は末尾の図1に掲げてある。またそれらの資料の成分を、携帯型のエネルギー分散型蛍光X線分析計によって測定することができた。その結果は表2にまとめてある。なお、測定に際しては、同じ資料を複数回測定することがあった。これには、測定中に資料が装置の中で動くなどの形跡があって測定値が信用できないと判断された場合や、小林氏が一度目の測定数値を見て、もう一度測定した方が良いと判断した場合などがある。表2のverの欄のver.01が1回目の測定結果を示し、ver02は2回目の結果を示す。また資料番号、002-02-01と002-02-02の測定結果のように、一括して表示されているものは、測定の際に分離することができなかつたために、一緒に測定した結果であることを示す。006-01-07から006-02-10までの4点や006-02-03から006-02-09の7点の資料も、一括して測定した結果を記入している。006-02-10は、資料が小さすぎたために測定できなかった。

調査の結果

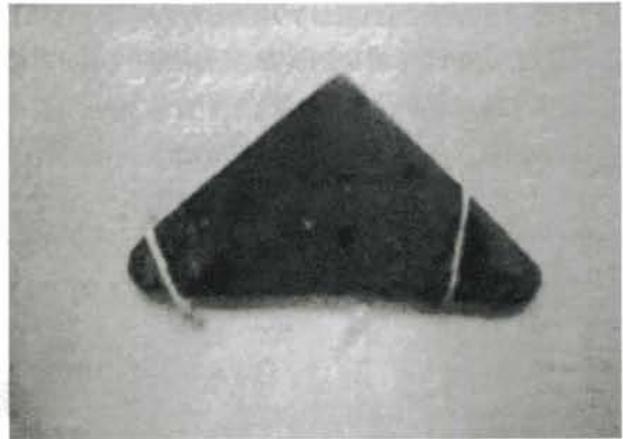
表2に表示した測定結果は、各元素の濃度を表示しているが、すべての数値を記載しているわけではない。原則として1,000ppmを越えない数値は、測定の誤差である可能性が高いので無視した。例外的に、すべての元素について測定値が低い資料については1,000ppmを越えなくても記載した。005-02-03の資料などがその例である。なおこれらの測定値のうち信用できるのは、概ね10,000ppmを越えた数値である。現在までの検討では、以下のことが明らかになった。

- ① ガラス成分のみの分析試料に関して、Cu (銅)、Fe (鉄) Pb (鉛) の比を取ることで発色性分が何なのかを考察した。グラフ1に示されるように、発色成分は、ほぼすべてがCuという結果になった。Feはほとんど検出されなかったが、例外的に、2点の資料から40%以上の鉄が検出されたが、これらは目視での調査では、ガラスではないのではないかと判断された資料であった。ちなみにPbが多く、Ca (カルシウム) が一般に少なく、K (カリウム) が多めという結果から、これらのガラスはほとんどが鉛ガラスと思われる。
- ② 瓔珞などの部品となっているガラス玉などの測定については、筆者らの分析装置では金属部分と分離することができないという問題点がある。そのため、金属部分だけを別に測定して、数値を比較するという方法を取らざるを得ない。しかし、この方法には限界があることが明らかになった。金属部分に由来するCuがかなりの量、分析されるので、ガラス部分に由来するCuとの区別がつかなかった。このような場合の分析は、やはり分析走査電子顕微鏡によらざるを得ないことが明らかになった。



グラフ1 中尊寺のガラス製品のCu、Fe、Pbの比率

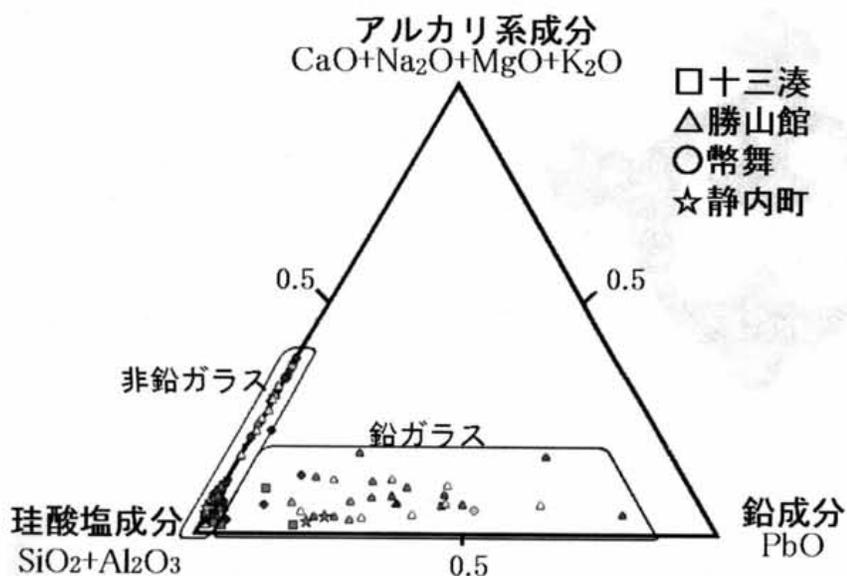
- ③ 金属部分の多くにはAu (金) が含まれている。これは鍍金によると思われる。またAs (ヒ素) が検出される場合があるが、これはAsを加えたというより、金属原料の鉱物がAs化合物であったためではないかと思われる。またAsとして表示されている数値が、鉛などのピーク位置に近い元素の測定値に影響されていて、正しい測定値ではない可能性もある。そのどちらであるのかについては、現時点ではどちらともいえない。
- ④ 67点の資料のなかで5点については、成分分析の結果ガラスではなく、琥珀や水晶らしいことがわかった。
- ⑤ 今回の調査で測定した資料の多くについては、すでに朝比奈貞一らによる報告がある [朝比奈他1953]。朝比奈らによる報告に、基衡棺から出た1枚のガラス製品 (右写真) についての言及がある。この資料は、淡緑色で直角二等辺三角形の形をした板ガラスであり、中尊寺の整理番号では502番とされており、朝比奈らの報告では、「その着色はFeOに少量のFe₂O₃が混じっているためと考えられ」とされている。今回の私たちの測定では007-01とした資料であるが、表2に明らかなように、この資料からはFeがほとんど検出されなかった。



残された問題と今後の課題

筆者らは、これまで十三湊出土のガラス玉の分析結果 [水上・中村他2005] を始めとする、東北北部や北海道のガラス玉の成分分析を行ってきた。その結果、北海道では鉛ガラスは統縄文期などの古い時期には出現せず、ある時期になって出現することが明らかになっている。グラフ2は、五所川原市の十三湊遺跡 (14~15世紀)、上ノ国町の上之国勝山館跡 (15~16世紀)、釧路市の幣舞遺跡 (16~17世紀) および静内町の19世紀以降の遺跡から出土したガラス玉の分析走査電子顕微鏡による成分結果をまとめたものである。

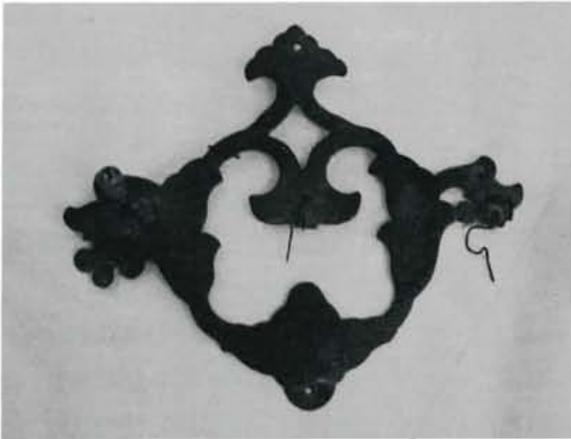
中世の遺跡からは鉛ガラスが出土し、近世に入ると鉛ガラスが減少して、アルカリガラスやアルカリカリガラスが増加する傾向を示している。今回の調査によって、平泉のガラス製品が鉛ガラスであることが明らかになった。したがって、中世の北海道における鉛ガラスの出現と平泉のガラスとの関係の有無について、検討が加えられなければならない。しかし今回の調査では、測定装置の限界から、Na (ナトリウム) などの軽い元素を測定することができなかった。そのため、これまでの測定結果との比較がうまく進まないという問題をかかえている。同じ事情で、関根達人氏による東北各地のガラス玉に関する研究 [関根2007] の成果との比較も簡単にはいかない状態である。したがって今回の測定数値のなかで、どのような元素を指標として分析すれば、これまでの調査の成果と比較することが可能になるのかを考えなければならない。これらの点については今後の検討課題としたい。



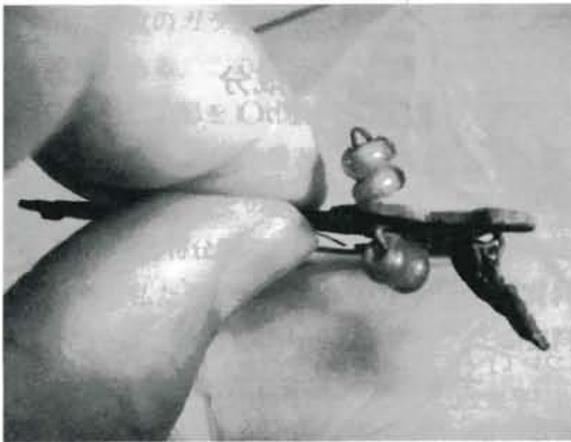
グラフ2 東北・北海道の遺跡から出土したガラス玉の成分比率
〔分析走査電子顕微鏡 (JEOL6360型) のEDS (エネルギー分散型分析器) による半定量分析の結果〕

【参考文献】

- 朝比奈貞一他 1953「中尊寺ガラスの研究と日本の古代ガラスについて」『古文化財の科学』5、1-5頁。
 関根達人 2007「平泉文化と北方交易1-北奥出土のガラス玉」『平泉文化』7、1-13頁。
 水上正勝・中村和之他 2005「十三湊遺跡から出土したガラス玉の非破壊的分析」『十三湊遺跡 (第V分冊)』青森県教育委員会、269-279頁。



001-01-01
001-01-02
001-01-03
001-01-04



001-01-01
001-01-02



002-01-01
002-01-02



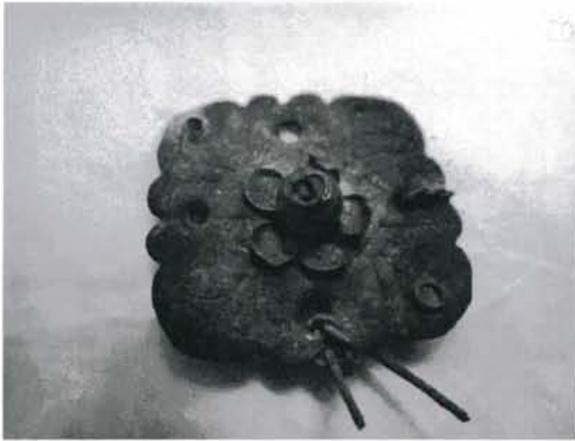
002-02-01
002-02-02
002-02-03



002-03-01
002-03-02



003-01-01
003-01-02



003-02-01
003-02-02



003-03-01
003-03-02



004-01



004-02



004-03



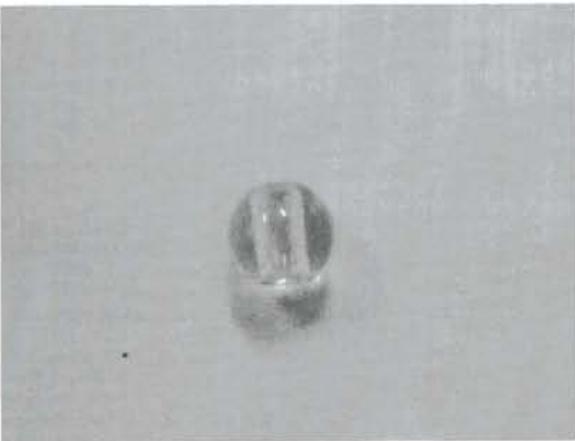
004-04



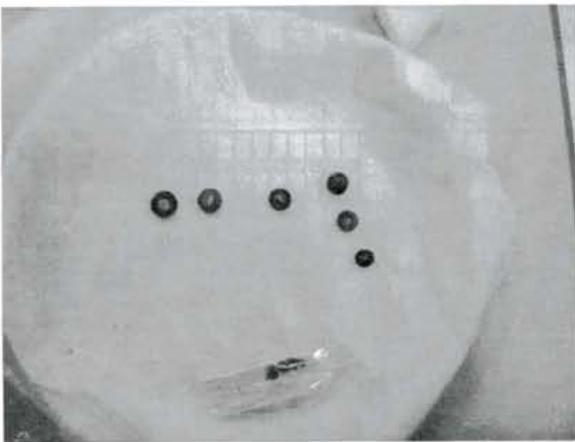
005-01



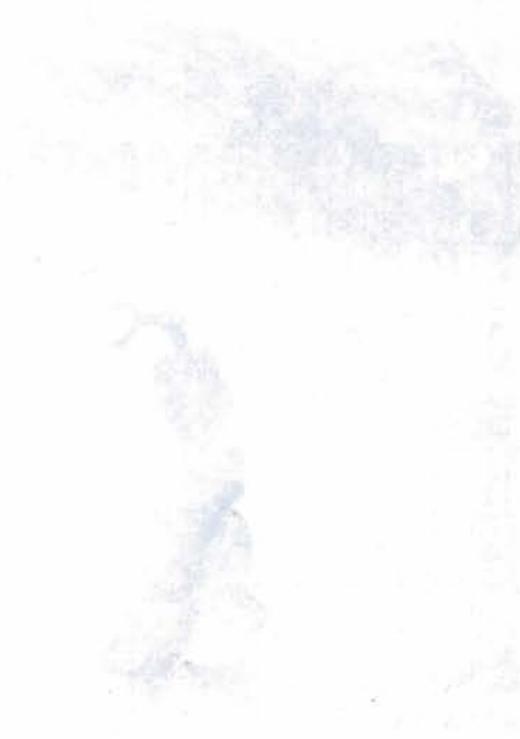
005-02

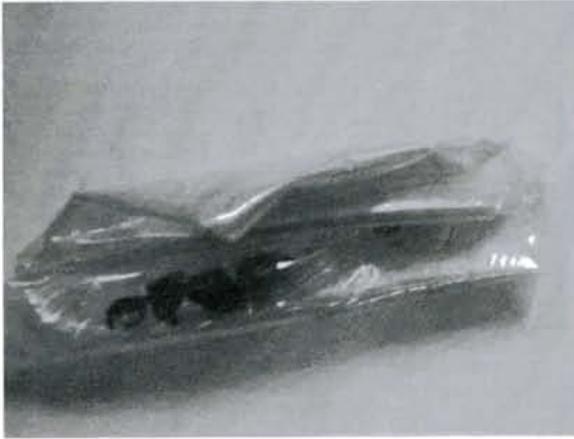


005-03

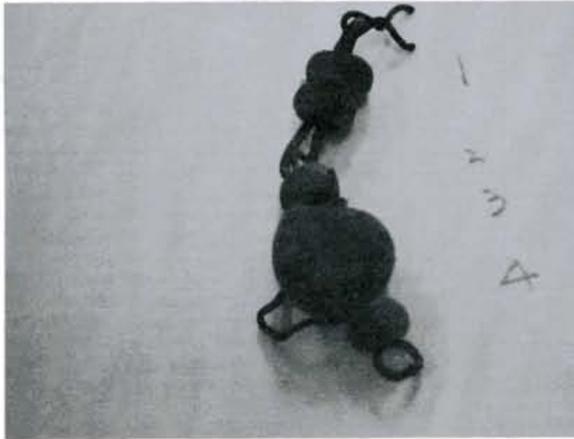


- 006-01-01 (左から1番目)
- 006-01-02 (左から2番目)
- 006-01-03 (左から3番目)
- 006-01-04 (左から4番目)
- 006-01-05 (右側04の下)
- 006-01-06 (右側05の下)
- 006-01-07~10 (下のハترون紙の中)





006-01-07
006-01-08
006-01-09
006-01-10



006-04-01
006-04-02
006-04-03
006-04-04



006-05-01



006-06-01

中尊寺資料一覽

No.大	No.中	No.小	調査日	部品名	名称	色合い	たてcm	よこcm	成形	銀化	玉関運持記事項	収納袋	
001	01	01		環瑠(裏面)	ガラス運珠(2個)	青(透明)	0.6	0.55	焼き		金鳳部とともに分析	袋1	
		02		環瑠(裏面)	ガラス運珠(2個)	青(透明)	0.5		焼き		金鳳部とともに分析		
		03		環瑠(射金部)									分析対比資料
		04		環瑠(射金部)									分析対比資料
002	01	01		環瑠部分	ガラス小玉	白(透明)	0.3	0.5	焼き		01-02一連運持部	袋4	
		02		環瑠部分	ガラス小玉	青(透明)	0.45	0.45	焼き	有	環部、運珠の割れたものか		
		01		環瑠部分	ガラス小玉	青(半透明)	0.38	0.62	焼き	有			
		02		環瑠部分	ガラス小玉	青(半透明)	0.2	0.4	焼き	有			
		03		環瑠部分	ガラス小玉	青(透明)	0.58	0.39	焼き	有			
		01		環瑠部分	ガラス小玉	青(半透明)	0.5	0.7	焼き		接合点に空割		
		02		環瑠部分	ガラス小玉	青(透明)	0.35	0.36	焼き	無	運珠の割れたものか		
		01		環瑠部分	ガラス小玉	青(透明)	0.4	0.46	焼き		空に白色物		
		02		環瑠部分	ガラス小玉	青(透明)	0.4	0.49	焼き		分析対比資料		
		01		環瑠部分	ガラス小玉	青(透明)	0.4	0.49	焼き		分析対比資料		
004	01	01		環瑠(裏面)	コハク小玉	赤	0.35	0.57	焼き		分析対比資料	清衡箱 試験管1/4 清衡箱 試験管2/4 清衡箱 試験管3/4 清衡箱 試験管4/4 清衡箱 試験管1/3	
		02		環瑠(裏面)	水晶玉片	透明	0.32	0.31	焼き		他四片あり		
		03		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	白(不透明)			焼き		他1片あり		
		04		環瑠(裏面)	小玉	透明	径0.34	0.9	焼き		材質不明、孔なし		
005	01	01	2010/6/26	環瑠(裏面)	水晶玉	透明	1.13	0.87	焼き				
		02		環瑠(裏面)	水晶玉	青(不透明)	0.29	0.5	焼き	有	測定せず		
		03		環瑠(裏面)	水晶玉	透明	0.52	0.49	焼き		運珠の割れたものか		
		01		環瑠(裏面)	ガラス小玉	青(透明)	0.28	0.53	焼き				
		02		環瑠(裏面)	ガラス小玉	青(透明)	0.28	0.51	焼き				
		03		環瑠(裏面)	ガラス小玉	青(透明)	0.28	0.42	焼き				
		04		環瑠(裏面)	ガラス小玉	青(透明)	0.34	0.42	焼き				
		05		環瑠(裏面)	ガラス小玉	青(透明)	0.33	0.41	焼き				
		06		環瑠(裏面)	ガラス小玉	黒(不透明)	0.29	0.38	焼き				
		07		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)	微小片						
006	02	02		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)							
		01		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)							
		02		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)							
		03		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)							
		04		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)							
		05		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)							
		06		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)							
		07		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)							
		08		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)							
		09		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)							
007	03	03	2010/9/26	環瑠(裏面)	ガラス小玉片	無色透明	0.39		焼き				
		02		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き		穴け		
		01		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き		穴け		
		02		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き		03~09合わせて分析		
		03		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		04		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		05		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		06		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		07		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		08		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
007	04	04	2010/9/27	環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)	0.66	0.67	焼き				
		03		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)	0.53	0.69	焼き				
		02		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)	0.34	0.55	焼き				
		01		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)	0.93	0.48	焼き				
		05		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)	0.62	0.5	焼き				
		06		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)	0.37	0.49	焼き				
		07		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)	0.36	0.46	焼き				
		08		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)	0.38	0.55	焼き				
		09		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)	0.23	0.47	焼き				
		10		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)	0.29	0.49	焼き				
007	05	05		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)	0.26	0.43	焼き				
		04		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)	0.24	0.43	焼き				
		03		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)	0.24	0.4	焼き				
		02		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)	0.35	0.46	焼き				
		01		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		06		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		07		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		08		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		09		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		10		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
007	06	06		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		05		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		04		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		03		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		02		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		01		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		07		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		08		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		09		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		10		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
007	07	07		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		06		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		05		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		04		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		03		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		02		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		01		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		08		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		09		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		10		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
007	08	08		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		07		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		06		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		05		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		04		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		03		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		02		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		01		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		09		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		10		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
007	09	09		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		08		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		07		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		06		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		05		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		04		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		03		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		02		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		01		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		10		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
007	10	10		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		09		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		08		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		07		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		06		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		05		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		04		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		03		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		02		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				
		01		環瑠(裏面)	ガラス小玉片	青(透明)			焼き				

単位 ppm

中尊寺資料成分分析一覧

No.大	No.中	No.小	ver	S 硫黄	K カリウム	Ca カルシウム	Cr クロム	Mn マンガン	Fe 鉄	Cu 銅	Zn 亜鉛	Se セレン	Ag 銀	Sn 錫	Sb アンチモン	Te テルル	Cs セシウム	Ba バリウム	W タングステン	Hg 水銀	Pb 鉛		
001	01	01		33,200	2,895	370			10,600	826,200	2,368		5,299			10,900	19,100	11,200	4,572	27,300	851,000		
		02		60,200	6,515			2,369	3,655	1,000,000	2,368		4,480	2,929		1,588	3,913	7,123	4,163	4,572	27,300	382,900	
		03	ver.01	24,800	7,520	1,655						3,232	6,885	5,440								16,700	
		04	ver.02	21,900	7,460	1,200		3,767					12,900	5,853				1,256	2,902	2,222	5,599	34,700	
002	01	01		2,806	1,316				16,000			1,190	6,157		1,034	1,522				4,846			
		02			5,474					1,534	278,200									5,388	265,200		
		03			4,696					1,062	50,000									5,542	374,200		
003	01	01			47,300	10,300			1,470	21,900											381,700		
		02			8,562				1,225	265,700										2,994	292,300		
		03			4,077				1,803	85,700											345,200		
		04			16,200	4,058			1,929	552,700			2,459	3,246						37,800	143,400		
		05			22,800	4,385			1,803	562,700			12,700	2,090						19,200	192,000		
		06			32,500	4,385			1,803	434,600			1,199	2,245						194,600	192,000		
004	01	01			34,500	7,977	1,413		1,486	502,300		15,900	1,908							17,100	294,100		
		02			19,500	2,469			1,486	250,900			19,000	1,957						217,000			
005	01	01			44,600	2,475			595	457										794	54		
		02			6,420	4,157			1,165	370	116										38,100		
		03	ver.01		2,359	2,295															274,200		
006	01	01			8,624	8,500			1,755	4,527											258,700		
		02			13,300	12,400			1,755	1,772											162,500		
		03			829	1,524			763	133	131										314,200		
006	01	01			16,200	8,830			763	11,700	131										140,800		
		02			17,200	4,877				242	54										191,200		
		03			9,539	4,944				4,250											211,300		
		04			14,500	3,926				1,032	3,927										94,300		
		05			15,100	4,796				1,272	4,139										1,149	208,300	
		06			10,100	4,812				1,447	1,258	103											
		07			16,500	19,600				3,806	16,600												
		08				13,400	1,011				1,250												
		09																					
		10																					
006	01	01			19,800	42,300			1,935	281	3,257										9,021		
		02			26,800	4,336																	
		03			5,081	5,724				3,102	1,430									1,725	147,200		
		04																			204,900		
		05																					
		06				28,000	7,036			7,165	1,541											292,400	
		07																					
		08																					
		09																					
		10																					
006	03	01			13,600	4,574															89,400		
		02			10,700	6,547				5,915											205,100		
		03			62,900	13,100				1,180	107,600											346,900	
		04			88,900	8,244					14,300											381,700	
006	05	01			20,200	4,831															306,200		
		02			14,100	5,128				14,700	1,918											230,600	

藤原高衡と本吉荘 ー平泉と東国の一断面ー

菅野 文夫

はじめに

『吾妻鏡』文治2年(1186)4月24日条には、有名な藤原秀衡宛の源頼朝書状がみえる。

廿四日辛未、陸奥守秀衡入道請文参着、貢馬貢金等先可沙汰進鎌倉、可令伝進京都由載之云々。是去比被下御書、御館者奥六郡主、予者東海道惣官也、尤可成魚水思也、但隔行程、無所于欲通信、又如貢馬貢金者、為国土貢予争不管領哉、自当年、早予可伝進、且所守勅定之趣也者、上所奥御館云々。

下線部分が頼朝の書状である。地の文であり引用史料ではないが、文言においても疑うべき所はないとあってよからう。すでにさまざまに論じられているが、とくに注目されているのは、「予者東海道惣官也」と頼朝が惣官を自称したことだろう。それは、寿永2年10月宣旨で獲得した東国行政権にもとづくとされる〔保立道久1992〕。また、頼朝が惣官であることを強調して平泉を下位におこうとしたことについては、大石〔1988〕のいうように、平氏の惣官職を想起すべきかもしれない。平氏と結びつきの深かった平泉にとって、頼朝が平氏滅亡後に惣官を名乗ったのは重くうけとめられたろう。「東海道惣官」は、内乱のなかで秀衡が獲得した地位の上位に立つものであり、貢馬貢金の伝進は当然とする論理がそこから導き出された。たしかに、この書状によって頼朝は秀衡に国政上の優位な地位を表明したといえよう〔大石1988、七海1997〕。

ちなみに、この史料は頼朝自身がみずから「惣官」と表現した事例をとしても興味深い。近年、建久3(1192)年の頼朝征夷大將軍補任をめぐる、代案として大將軍などとともに惣官があったことが明らかにされている〔櫻井2004〕。惣官は、武家政権の首長にふさわしい国政上の呼称であった。

ところで「尤可成魚水思也、但隔行程、無所于欲通信」とあるのは、これが頼朝としては最初の秀衡への公式な書状であることを物語る。この書状はそもそもいつ頃出されたのだろうか。4月24日は秀衡の返書が鎌倉に届いた日付であって、頼朝が書状を遣わした時期を知る直接の手がかりはないが、逆算して文治2年の初めごろとするのが常識的な理解であろう。前年11月に義経が反旗を翻したことが、直接の契機だろう。逃亡した義経が秀衡を頼ることは予想されただろうから。事実、結局のところ秀衡は義経を扶持し、文治3(1187)年の臨終の枕辺で、入間田〔2004〕のいう奥州幕府構想を遺言した。義経を大將軍とし、秀衡・国衡がこれを支えて鎌倉と対決すべきことを命じたという〔『玉葉』文治4年1月9日条、『吾妻鏡』同年10月29日条〕。文治2年の頼朝書状はこうした事態を未然に防ぎ、平泉藤原氏を封じ込めることが意図されたのだろう。実際、頼朝の平泉対策が本格化するのはいずれのことである。陸奥国南部の白河領や好嶋荘が関東御領に編入され、多賀国府にも頼朝の影響が及んだとみられるとされる〔大石2001、七海1997、2002、2010など〕。

したがってこの書状は頼朝と平泉藤原氏との関係を画する、頼朝側からの重要な一歩であった。ところが平泉側からは、これに先だつ時期に頼朝への接触が試みられていた。秀衡四男高衡による頼朝への馬の進上がそれである。以下にその意味を考えてみたい。

1. 本吉冠者高衡

頼朝の厩に秘蔵された生咬、磨墨の名馬のエピソードはあまりに有名である。『平家物語』の名場面である寿永3(1184)年正月20日の宇治川合戦で、梶原景季が磨墨に、佐々木高綱は生咬に駕してし先陣を争った。ところでこれらは平泉藤原氏の支配する陸奥国糠部産の馬で、本吉冠者高衡が進上したものだという。「源平盛衰記」〔卷三十四「東国兵馬汰」〕に次のようにある。

此中に佐々木、梶原、馬に事をぞ闘たりける。折節秘蔵御馬三匹也、生咬、磨墨、若白毛とぞ申ける。陸奥国三戸立の馬、秀衡が子に元能冠者が進たる也。太逞が、尾髪あくまで足たり。此馬鼻強して人を釣ければ、異名には町君と被付たり。生咬とは黒栗毛の馬、高さ八寸、太く逞が尾の前ちと白かりけり。当時五歳、猶もいでくべき馬也。是も陸奥国七戸立の馬、鹿笛を金焼にあてたれば少も紛べくもなし。馬をも人をも食ければ生咬と名たり。

文意は必ずしも明瞭ではないが、これらの名馬が「秀衡が子に元能冠者が進たる」ものであることは疑いない。梶原・佐々木が参加した義仲追討軍が鎌倉を発ったのは前年末月だから、この進上がそれを遡ることはいうまでもない。またそれは高衡自身の勝手な貢進ではなく、父秀衡の意志によるものと考えるのが自然だろう。文治2年はじめの頼朝側からする正式交渉以前に、寿永2年末以前に平泉と鎌倉とのあいだで非公式の交渉があったことを、まずは確認しておきたい。

治承4(1180)年の内乱開始直後から、平家が東国での蜂起を封じ込めるために越後城氏、常陸佐竹氏、平泉藤原氏とむすんだことはよく知られている。入間田〔1991〕のいう奥郡連合である。なかでも佐竹氏は頼朝軍と戦って破れたとはいえ、その背後に位置する藤原氏と佐竹氏が連合することは、頼朝にとって現実的な脅威だった〔川合2009〕。しかしこれらのことは、平泉と鎌倉あるいは東国との断交状態を意味するわけではない。秀衡は頼朝に何らかの好を通じていた可能性を考慮する必要があるだろう。

平泉で少青年期を過ごした義経が富士川合戦後の治承4(1180)年10月21日に頼朝のもとに馳せ参じたこと自体、秀衡からの何らかのメッセージだったとする解釈も可能だろう。そこから秀衡と頼朝の秘密の接触を想像することも、あながち不可能ではなかろう。しかしこの高衡を通じた馬の贈与は、例えば義経が頼朝に秀衡の内意を耳打ちするようなものとは、明らかに次元を異にするものである。武家の贈答において馬が極めて大きな意味をもったことはいうまでもない。これは少なくとも平泉側からすれば、頼朝に対する正式に—公式ではないにしても—よしみを通じる行為だったはずである。

その背景としては、さしあたり関東の武士と陸奥の馬との関係を漠然と想起するだけで十分だろう。やはり「源平盛衰記」〔卷三十六「熊谷向大手事」〕だが、一ノ谷合戦での熊谷直実の乗馬権太栗毛は、糠部一戸産の馬である。直実は舎人の権太に「海をも渡し山をも越べき馬尋得させよ」と上品の絹200匹を持せて奥州に派遣した。「権太陸奥国一戸に下て、牧の内走廻て撰勝つて、四歳の小馬を買たりけり」とある。乗替の西楼は「白き馬の太逞が、尾髪飽まで足れり、三戸立の馬也」とあるように糠部産である。夙に知られてはいたが、入間田〔1986〕であらためて印象を深くしたエピソードである。こうした例は少なくなかったろう。あるいはみづから奥州の奥地におもむくこともあったかもしれない。頼朝武士団に組織された関東武士は、そもそもがこうした馬の調達などを契機に平泉藤原氏の支配地に日常的に往反していたと考えるべきだろう。その過程で平泉と関東をむすぶさまざまな人脈が形成された。高衡の馬進上もそうしたつながりが背景にあったはずである。

それにしても秀衡が頼朝と非公式の折衝するにあたって、高衡がその任にあたったのはなぜか。藤原氏のみなかで、高衡はどのような立場にあったのか。

秀衡の子息は『尊卑分脈』によれば、「西城戸太郎」国衡、泰衡、「泉冠者」忠衡、「本吉冠者」高衡、「和泉三郎」通衡、「錦戸太郎」頼衡の6人である。ただし通衡・頼衡の2人は『尊卑分脈』のみに記され詳細は不明である。他の4人は、『吾妻鏡』でも『尊卑分脈』とほぼ同じ名乗りで記載されている。興味深いのは、秀衡死後その跡を継承した泰衡はともかくも、高衡以外の子息の名乗りは平泉内の宅の地名に由来していることである。国衡は「西城戸太郎」と書かれることもあるが、意味は変わらないだろう。『吾妻鏡』文治5年9月17日条「寺塔已下注文」には以下のようにある。

一、館事秀衡

金色堂正方、並于無量光院之北、構宿館号平泉館、西木戸有嫡子国衡家、同四男隆衡宅相並之、三男忠衡家者、在于泉屋之東、無量光院東門構一郭号加羅御所、秀衡常居所也、泰衡相継之為居所焉、

あまりにも有名で今さら引くのも気がひける記事ではある。国衡の名乗りはすでに指摘されているように平泉館の西木戸に、忠衡のそれは泉屋の東に宅があったことによる。国衡の西城戸は阿津賀志山に比定する見解もあるが〔川嶋茂裕2003〕もあるが、やはり入間田〔1992〕のいうように平泉館の西城戸とするのが自然と思われる。秀衡の四男である高衡のみが、兄たちと同様平泉内に宅を有しつつも、その名乗りは遙か離れた本吉荘に由来する。この一点だけでも、兄弟のなかでの高衡の特別な位置がうかがわれよう。

高衡が本吉冠者と呼ばれたのは本吉荘を管理したことによるのはいうまでもない。では本吉荘は藤原氏にとってどのような意味があったか。

2. 本吉荘をめぐる

本吉荘は桃生郡の北半部に成立し、磐井郡東南部の高鞍荘、および出羽国大曾根・屋代・遊佐荘とともに関白藤原忠実が久安4（1148）年に頼長に譲与した摂関家領奥羽の5荘のうちの一つである。この5荘を管理したのが平泉藤原氏で、荘園領主頼長と平泉の基衡とのあいだで厳しいかけひきがあったことはよく知られている。年貢本数は布200段・馬2疋だったが、頼長はこれに金50両・馬2疋を加えることを求め、結局は金20両・布50段・馬3疋で妥結している〔『台記』仁平3年9月14日条〕。なお、本吉荘と高鞍荘にちょうどはさまれるようなかたちで、やはり摂関家領の栗原荘が立てられている。大石直正〔1986〕によれば、栗原荘の成立は本吉・高鞍荘よりも古く、11世紀後半に遡るといふ。現在の宮城県北部、岩手県境に接する地域に、11世紀後期から12世紀初めにかけて摂関家領が東西軸にたがって集中的に立荘されたのであり、その前提に前九年・後三年合戦の背景と軌を一にする在地の運動があったとする大石氏の指摘は重要である。

この奥羽5荘は、保元の乱で頼長が敗死したのち収公され、後院領とされた〔『兵範記』保元2（1157）年3月29日条〕。この段階で後院領となることは、事実上は当時はまだ天皇在位中であった後白河の所領に編入されたことを意味するという〔新川武則1990〕。

奥羽5荘の管理者としての平泉藤原氏の立場については、すでに大石〔1988〕の的確な指摘がある。常陸国奥郡に対する源義光の地位についての網野〔1991〕の所説を参考に、平泉藤原氏の立場は下司職より上位に位置するものだったとする。この立場は後白河院領になっても当然継承された。当時院御厩の地位を占めたのは平氏であり、これによって藤原氏は平氏とも結びつきをもつことになる。とされる。

少しだけ敷衍すれば、『兵範記』仁安2（1167）年10月26日条の後白河の日吉社参詣後の競馬の記事に「御厩秀平栗毛駁」がみえる。秀平は藤原秀衡のこと、栗毛駁は秀衡が管理していたこれらの荘園から年貢

として貢進され、院御厩で飼育されていたものではなかろうか。後白河院政初期の院御厩別当は平重盛、そのあとを重衡が継ぎ、事実上院御厩は平清盛の掌握するところだったが、平氏と院御厩との関係は鳥羽院政期の別当平忠盛に遡るといふ〔高橋1984〕。とすれば、平泉藤原氏と平氏との結びつきは遅くとも保元の乱直後まで遡ることができよう。

いずれにしても、12世紀前半の関白忠実・頼長、後半の後白河・平氏といったときの最高権力者たちが、この5荘を契機として平泉藤原氏と結びついていたのである。

さらに本吉荘には、奥羽5荘のうちでも他とは異なる特別の意味もあった。ひとつは、これもよく知られていることだが、隣接する気仙郡とともに著名な産金地だったことである〔遠藤巖1990など〕。本吉荘の金についてはさきの『台記』の記事以外に十分な徴証はないが、気仙郡については「源平盛衰記」〔卷第十一「育王山送金事」〕が、平重盛が陸奥国を知行していたおり気仙郡の金1300両を宋に送り、1000両を皇帝に献上し、200両を育王山に寄進したことを伝える。奥州の金と平氏の入宋貿易とのつながりを象徴するもので、これに近いことが事実としてあったに相違ない。

この気仙郡は、11世紀半ば、前九年合戦以前より金氏一族の勢力範囲であり、平泉藤原氏の時代においても金氏は気仙郡を領しつつ藤原氏武士団のなかで然るべき位置を占めていた。同時に金氏は前九年合戦段階から安倍氏と深い結びつきをもち、安倍姓を称する人々とともに現在の三陸海岸一帯に勢力を維持していたと考える〔菅野1995、2002〕。金氏を配下においた藤原氏は、三陸の海の世界を掌握したのである。

そして秀衡の時代、四男高衡が本吉荘を領したことで、気仙・磐井郡の金氏一族が有した海上の權益を直接に平泉藤原氏が掌握することとなったのではなかろうか。藤原氏にとって本吉荘が産金地として重視されたことはいうまでもないが、それとともに、陸奥北部の海岸地域の支配という点からも特別に重要な意味をもった。本吉荘は産金地であるとともに、海上支配という点からも特別の意味をもったはずである。

平泉藤原氏の海の道といえば、太平洋の海岸沿いに東北地方にいたる海運が相当な発達を遂げていたことは、平泉から出土する渥美・常滑の陶器の分布などから、すでに共通認識となっている。太平洋岸の東西交通路が東北地方までおよび、北上川水系を遡って平泉にいたる交通路が想定されている。ただしこの時代に関わる文献史料から具体的にその様相をうかがうのは、なお十分な材料を得ているとはいえない。そのなかで、紀伊国熊野山の海上勢力に着目する大石直正〔2001〕の所論は魅力的である。氏は平泉藤原氏が平泉の今熊野社、長岡郡小林新熊野社などを勧請しているなどから藤原氏と熊野山の結びつきの深さを指摘し、源義経が平氏との戦いで熊野権別当湛増率いる熊野水軍の協力を得たのも藤原秀衡の仲介によるものとする。

小稿ではこれに加えて伊豆国走湯山の役割にも注目したい。鎌倉時代の走湯山灯油料船は走湯山の所在地名から熱海船と称され、房総地域から常陸におよぶ地域で、旅客や塩・酢などの運送を行っていた〔盛本昌広1988〕。これをふまえて、この地域の舟運が平泉におよんだ可能性についてもすでに指摘がある〔岡田清一1994〕。『吾妻鏡』文治5年(1189)9月11日条は、この走湯山の勢力が平泉藤原氏の勢力範囲におよんでいたことを示すものではないか。この日、頼朝は志波郡陣岡での7日間の逗留を終えて厨河に向かう。

今日、令立陣岡給、至于今已七ヶ日、逗留此所給者也、而高水寺鎮守者、奉勸請走湯権現、其傍又有小社、号大道祖、是清衡勸請也、此社後有大槻木、二品莅彼樹下、称奉走湯権現、令射立上箭鏑二給、自是厨河柵者、依為廿五里行程、未属黄昏、着御件館云々。

高水寺の鎮守として走湯権現が勧請されていたことは、伊豆走湯山の勢力がここまで及んでいたことを予想させる。同寺には、平泉藤原氏初代の清衡が勧請した大道祖も祭られていた。清衡の時代に本州北端までのエミシの地の大規模な開発があり、外浜にいたる奥大道が整備され、その記憶が『吾妻鏡』文治5年9月17日条「寺塔已下注文」にある清衡の笠卒都婆建立譚の背景になっているが〔大石1997〕、高水寺に交通に関わる大道祖が勧請されたのも、清衡の奥大道整備の一環と考えられる。清衡はこの地に比爪館において最有力の庶流である樋爪氏を配置し、陸奥国最北部の再開発の拠点とした。奈良時代の草創という高水寺も段階で清衡によって整備され、鎮守として走湯権現が勧請されたとすれば、奥大道の整備は、太平洋岸から平泉を経て志波郡にいたる北上川水運の整備と並行して進められ、そこに走湯山の影響が存在した可能性がある。

僅かの史料からの憶測には不安もあるが、走湯山の活動が平泉藤原氏の時代にそれなりの広がりをもっていたと理解するひとつの手がかりがある。「伊豆山神社文書」文永九年12月12日関東下知状〔『鎌倉遺文』15-11156〕がそれで、下総国神崎関の関手をめぐる走湯山と千葉氏との相論の裁許状だが、そこに治承5(1181)年正月日の源頼朝下文が引かれている。「仰下諸国御家人并関々泊々津々沙汰人等所、可令早遣無違乱走湯山五堂灯油料船五拾艘内意鏡房船事」とあり、頼朝が走湯山に五十艘船を「為御祈禱令寄進」したので関手を免除するという内容である。走湯山灯油料船の活動が、この時期にすでに相当の広がりをもっていたことを示唆するに足るのではなかろうか。

ところで熊野山であれ走湯山であれ、そのルートは北上川の河口である牡鹿郡以南の沿岸の海路である。一方、前述のように、気仙郡以北の陸奥北部の海岸には11世紀に金氏・安倍氏が往来した海の道があった。牡鹿郡に北接する桃生郡の北部に位置するのが本吉荘である。この地は牡鹿半島で南部国分かたれる陸奥国の海の世界をむすぶ役割を果たした。牡鹿郡までの陸奥国南岸ルートと、気仙郡以北の北岸ルートをむすぶ中継地が本吉荘ではなかったか。

高衡は文治5年9月18日に厨河で、「泰衡一方後見」とされる熊野別当とともに降人となった〔『吾妻鏡』同日条〕が、そこに記されたのは、高衡のほかにも、比爪俊衡の子息師衡・兼衡・忠衡、俊衡弟季衡、季衡子息経衡で、高衡をあわせて6人である。交戦中に高衡がどこにいたのかははっきりしない。奥州合戦が前九年合戦を意識的になぞらえたことはすでに指摘されており、厨河での帰降が政治的なショーアップであることは間違いないが、『吾妻鏡』の奥州合戦記事を通覧しても、高衡が潜んでいそうなところは見えない。おそらくは、ともに降人となった比爪氏一族とともに、比爪館で合戦のゆくえを見守っていたのではなかろうか。比爪館の藤原氏の拠点としての重さとともに、本吉荘のある三陸海岸と比爪館との結びつきも検討されるべきだろう。

なお平泉にいたる海上交通についてさらに一言すれば、内乱期に平氏と結びついた藤原氏の交通ルートを、頼朝が放置するとは思われない。鎌倉の前の海を通るのである。養和2(1182)年4月5日、頼朝は腰越の江ノ島に弁財天を勧請し、最初の供養にのぞんだ。『吾妻鏡』同日条に「是高雄文学上人、為祈武衛御願、奉勧請大弁才天於此島、始行供養法」とあるが、「密議、此事為調伏鎮守府將軍藤原秀衡也云々」とする。江ノ島弁財天建立の真の目的は秀衡調伏だったというのである。平泉にいたる海上ルートをこれで遮断できたかどうかは不明だが、少なくとも牽制にはなったはずである〔菅野2002〕。高衡が頼朝に馬を進上したのはこの頃ではなかったか。

むすび

これまでの冗漫な行論をまとめよう。文治2年はじめの頼朝よりの正式交渉にさきだつて、寿永2年以前に秀衡は子息高衡を介して頼朝と友誼を通じることを試みた。高衡は秀衡子息のなかでも特別な立場に

あったが、それは本吉荘の管理と関わっていた。平泉藤原氏にとってのこの荘園の重要性は2側面から指摘できる。ひとつは、本吉荘は平泉と後白河・平家をむすぶ政治的な回路だったこと。もうひとつは、太平洋沿岸の交通路の要衝に位置したこと。後者についていえば、気仙・磐井郡に蟠踞する金氏の権益を継承した陸奥北部の海岸ルートと、阿武隈湊から北上川河口までの陸奥南部のルートとをむすぶ結節点といえるのではあるまいか。そのような政治的にも交通の拠点としても重要な拠点を管理する高衡の役どころは、秀衡期の藤原氏のなかで諸方面の交渉役といったものを想定できよう。秀衡の意を承けて頼朝に馬を貢進する人物としては、まさに適役だったのである。この点についてはすでに七海雅人〔2010〕の指摘があり、小稿はこれを少々敷衍したに過ぎない。

さて高衡は厨河で降人となつてのち、頼朝の申請によって配流の官符が下され、相模国に配流された〔同文治5年12月6日条〕。配流といっても、実際には幕府の囚人として有力御家人に預けられたのだろう。ほどなく許されたと思われるが、頼朝の高衡に対する寛大さは七海のように、秀衡の涉外役としての経緯と人脈によるものだろう。建仁元年3月に京都での城長茂の反乱に参加して幕府軍に誅されたこと自体〔同建仁年3月12日条〕、都で諸方面の人脈を通じて長茂に協力した姿を彷彿とさせて興味深い。

【参考文献】

- 網野 善彦 1991 『日本中世土地制度史の研究』
 入間田宣夫 1986 「糠部の駿馬」高橋富雄編『東北古代史の研究』吉川弘文館
 入間田宣夫 1991 『日本の歴史⑦ 武者の世に』集英社
 入間田宣夫 1998 『中世武士団の自己認識』三弥井書店
 遠藤 巖 1990 「陸奥国」『講座日本荘園史』5「東北・関東・東海地方の荘園」(1990年5月、吉川弘文館)
 大石 直正 1986 「奥羽の摂関家領と前九年・後三年合戦」大石直正『奥州藤原氏の時代』(吉川弘文館、2001年2月)、初出は1986年)
 大石 直正 1988 「奥州藤原氏の貢馬について」中世東国史研究会編『中世東国史の研究』東京大学出版会、1988年、のち大石『奥州藤原氏の時代』(吉川弘文館、2001年2月)に収録
 大石 直正 1997 「戸の町の起源と交通」1997年、のち大石『中世北方の政治と社会』校倉書房、2010年7月に収録
 大石 直正 2001 「12世紀における地域の形成と交通」『奥州藤原氏の時代』吉川弘文館、2001年。初出は1993年。
 岡田 清一 1994 「佐竹合戦と侍所の創設」福田豊彦編『中世の社会と武力』吉川弘文館、1994年、のち岡田『鎌倉幕府と東国』続群書類従完成会、2006年に収録。
 川合 康 2009 『日本中世の歴史3 源平の内乱と公武政権』吉川弘文館
 菅野 文夫 1995 「気仙郡司小論」(『岩手大学教育学部研究年報』54巻3号)
 菅野 文夫 2002 「平泉と京・鎌倉」細井計編『街道の日本史6 南部と奥州道中』吉川弘文館
 櫻井 陽子 2004 「頼朝の征夷大將軍任官をめぐる」『明月記研究』9、2004年12月
 七海 雅人 1997 「鎌倉幕府の陸奥国掌握過程」『中世の杜』東北大学文学部国史研究室中世史研究会
 七海 雅人 2010 「平泉藤原氏・奥羽の武士団と中世武家政権論」入間田宣夫編『兵たちの時代I 兵たちの登場』高志書院
 盛本 昌広 1988 「走湯山灯油料船と神崎関」『千葉史学』13号

第11回平泉文化フォーラム 実施報告

岩手県教育委員会は第11回平泉文化フォーラムを、平成23年1月29日（土）と30日（日）に奥州市を会場として開催した。今回のフォーラムは、いわて高等教育コンソーシアム（構成大学：岩手大学、岩手県立大学、岩手医科大学、富士大学、盛岡大学）との共同開催とした。

1. 日 時 平成23年1月29日（土）12：45～17：00 ， 30日（日） 8：45～12：00
2. 場 所 胆江地区勤労者教育文化センター（奥州市水沢区佐倉河字後樋120-1）
3. 主 催 岩手県教育委員会 いわて高等教育コンソーシアム
（構成大学：岩手大学、岩手県立大学、岩手医科大学、富士大学、盛岡大学）
- 共 催 奥州市、奥州市教育委員会、平泉町教育委員会、一関市教育委員会、
4. テーマ 「12世紀東アジアにおける平泉文化の意義」
5. 日 程
 - 【1日目】 13：30 基調講演「遺跡を活かし、今に伝える-平城宮跡の復原整備と柳之御所遺跡」
田辺 征夫（国立文化財機構理事 奈良文化財研究所 所長）
 - 15：15 遺跡報告① 柳之御所遺跡の整備（平泉遺跡群調査事務所）
 - 15：35 遺跡報告② 長者ヶ原廃寺跡の調査成果（奥州市世界遺産登録推進室）
 - 15：50 遺跡報告③ 白鳥館遺跡の調査成果（奥州市世界遺産登録推進室）
 - 16：05 研究報告① 平泉とその周辺地域の河成地形形成についての自然地理学的研究
松本 秀明・熊谷 真樹（東北学院大学）
 - 16：25 遺跡報告④ 骨寺村荘園遺跡の調査成果（一関市教育委員会）
 - 16：40 研究報告② 中世都市平泉関連資料の再検討・再調査
岡 陽一郎（兵庫大学）
 - 【2日目】 9：15 遺跡報告⑤ 柳之御所遺跡の調査成果（平泉遺跡群調査事務所）
 - 9：30 遺跡報告⑥ 無量光院跡の調査成果（平泉町教育委員会）
 - 9：45 遺跡報告⑦ 中尊寺大池跡の調査成果（平泉町教育委員会）
 - 10：00 研究報告③ 儒教文化と平泉庭園の成立
藪 敏裕・劉 海宇（岩手大学）
 - 10：30 研究報告④ 東アジアにおける都市造営と平泉の比較研究
吉田 歆（山形県立米沢女子短期大学）
 - 10：50 研究報告⑤ 中尊寺に残されたガラス玉の非破壊的分析と考察
中村 和之（国立函館工業高等専門学校）
 - 11：10 研究報告⑥ 平泉藤原氏と東国
菅野 文夫（岩手大学）

6. 入場者数 のべ420名

基調講演をされた田辺征夫氏からは、平泉遺跡群調査整備指導委員会においても、長年にわたってご指導をいただいている。今回の講演では、田辺氏が長く携わってこられた平城宮跡の発掘・保存・整備についての過程とともに、先人たちの遺跡の保存にかけた業績なども紹介された。あわせて、柳之御所遺跡をはじめとする遺跡の整備と活用についての期待も講演された。

平泉文化研究年報 第11号

平成23年3月31日

発行 岩手県教育委員会

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

編集 岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課

HIRAIZUMI BUNKA KENKYU NENPO

Annual Report of the Hiraizumi Studies

Contents

Articles

- Ruins are Made the Best Use of, and It Revival of the Ruins Today. Restoration Work of Heijyo Palace and Yanaginogosho Site.
TANABE Ikuo 1
- The Change of Fluvial Condition during Holocene around the Hiraizumi Area.
MATSUMOTO Hide-aki
KUMAGAI Maki 19
- Reexamination of Historical Materials Relating to Medieval City Hiraizumi.
YOICHIRO Oka 27
- Confucianism and the Establishment of Hiraizumi Garden.
YABU Toshihiro
Liu Haiyu 41
- Comparative Study of City Construction between Hiraizumi and the Cities in East Asia.
YOSHIDA Kan 53
- Nondestructive analysis of Glass beads in Chusonji Temple using X-ray Fluorescence.
NAKAMURA Kazuyuki 67
- FUJIWARA Takahira and the Motoyoshi Villa. One side of Hiraizumi and Eastern Country.
KANNO Fumio 79
- Report of the 11th Hiraizumi Culture Forum 85

Iwate Board of Education

10-1 Uchimaru, Morioka City, Iwate Prefecture 020-8570, Japan